

549-256



1200501507366

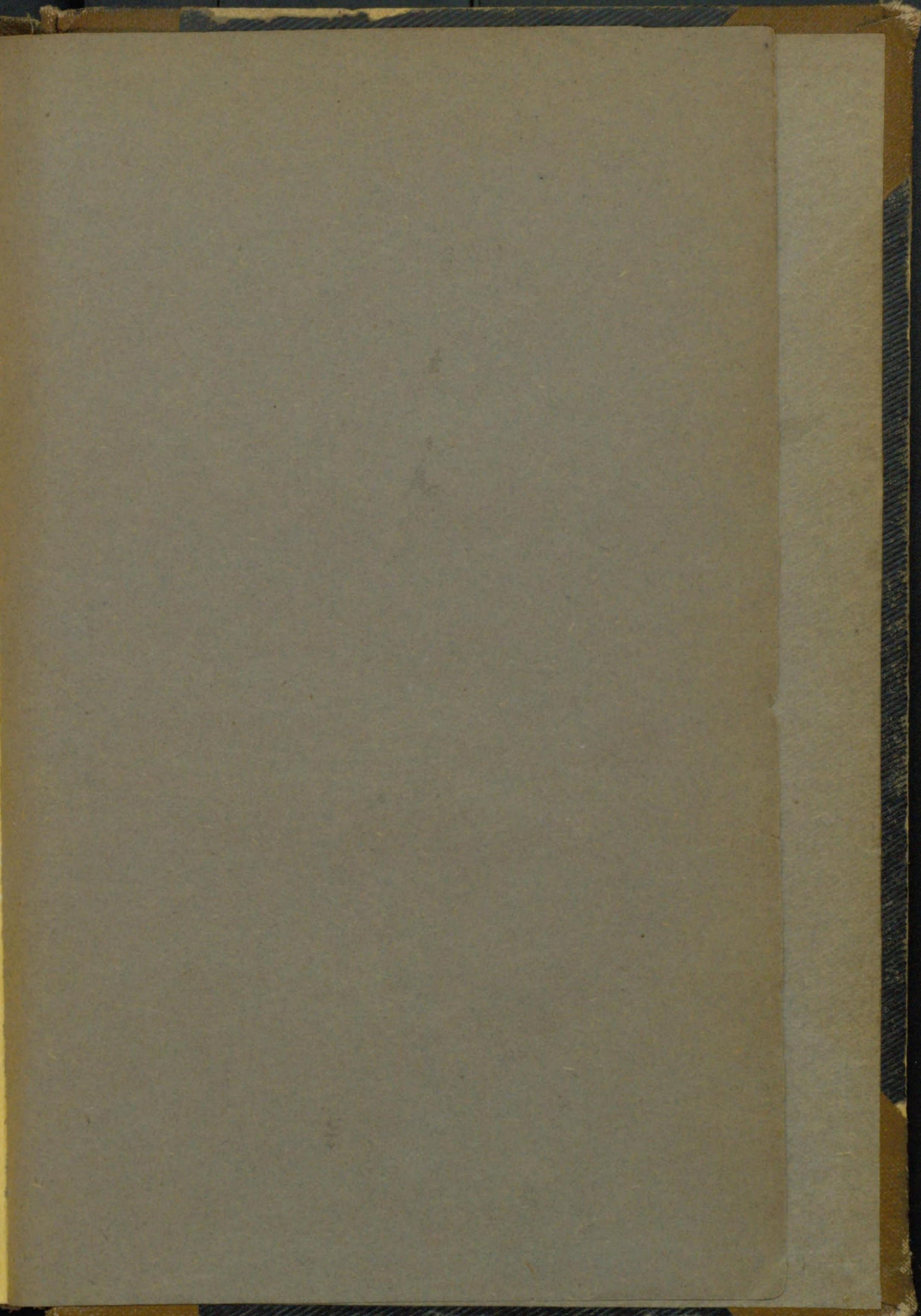
549

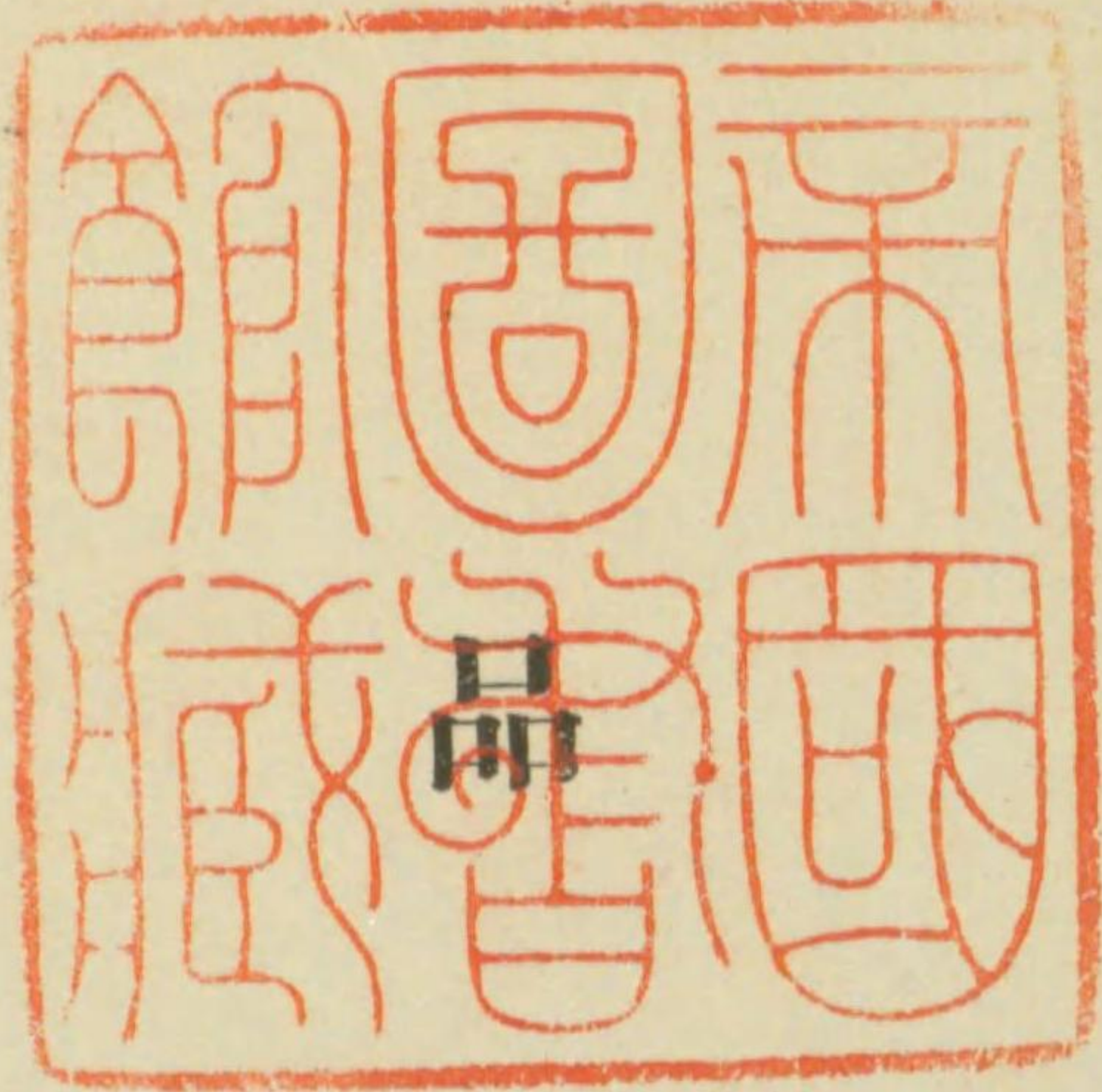
256

2.9.12

2.9.12

品川台場





川

臺

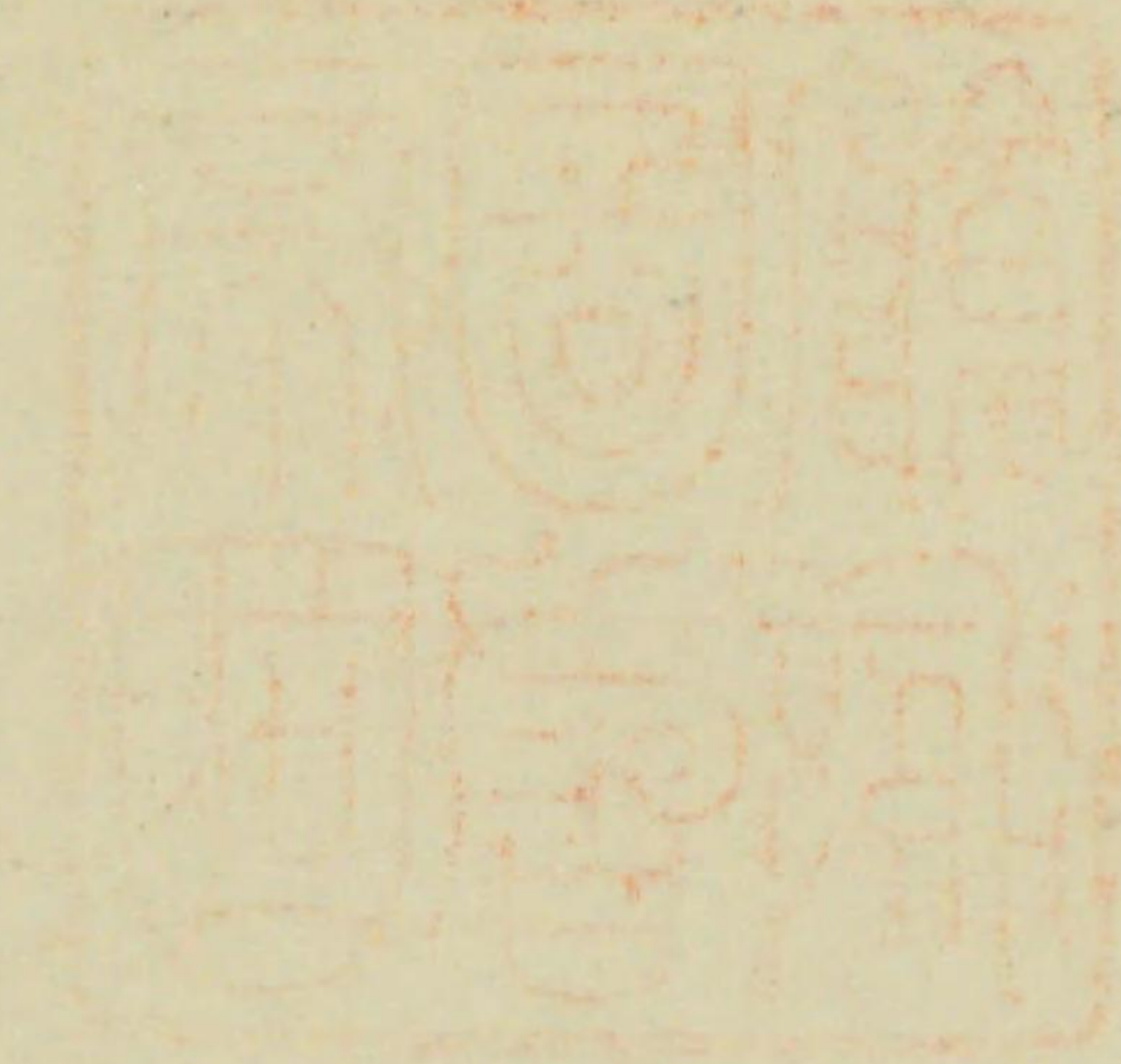
場

東京市保健局公園課編

東京市役所



課寄贈本



は し が き

一、本市は曩に「東京市史蹟名勝天然紀念物寫真帖」二冊、「東京の史蹟」「史蹟名勝天然紀念物概観」を公にして、本事業に對する大體の輪廓を明かにすることに得たので、引繼いで個々の史蹟、名勝、天然紀念物に關し、極めて通俗的な解説を施した小冊子を刊行すること、し、既に「小金井の櫻」を刊行し更に「品川臺場」を上梓することになつた。

一、指定史蹟名勝天然紀念物に對しては、別に内務省、東京府に於て、各専門的の調書を發表せられることであるからして、本市は上述の如く極めて通俗的なものとし、併せて之れに關連せる幾多の事項をも必要に應じて記載したので、史蹟としての品川臺場のみ記載ではない。

一、本書は本市史蹟名勝天然紀念物調査係矢吹活禪の執筆せしもので、其の編纂に當つて、荻野、柴田、山中の各囑託は常に懇篤なる示教を與えられ、江川英武氏は多くの貴重なる材料を供せられ、男爵平山成信氏また所藏の史料を寄贈せられた。

また、東京市史編纂掛島田一郎氏、日比谷圖書館江戸史料掛波多野賢一氏も幾多の好資料を

寄せられた。茲に謹んで上記諸氏の御厚意を深謝するものである。

一、本書編纂に際し主として引用した書目は左の如くである。是等の著者に對して謹んで深謝の意を表する。

- 一、陸軍歴史
- 一、海軍歴史
- 一、築城史料
- 一、東京城史
- 一、東京市史稿
- 一、徳川實紀
- 一、通航一覽
- 一、城郭の研究
- 一、内海御臺場築立御普請御用中日記
- 一、江川家所藏文書記録

一、汲深齋晴陰記

一、其 他

尙當時築造に係せし諸家の記録を精細に調査すれば末觀の材料も得らるゝ、ここであらふが、遺憾ながら其の運びに至らなかつた。再版に際しては是等の點に關しても考慮したいと思ふ。

昭和二年三月三日

東京市保健局公園課

品川臺場目次

第一、品川臺場と東京市民	一
第二、位置と現状	七
第三、築造時代の情勢	一三
第四、築造の目的と動機	二
第五、臺場の築造	二八
第六、竣工せる臺場と其の設備	四二
第七、經費と財源	五一
第八、竣工後の臺場	六〇
第九、指定と保存	六四
第十、臺場公園に就て	七一

口 繪 目 録

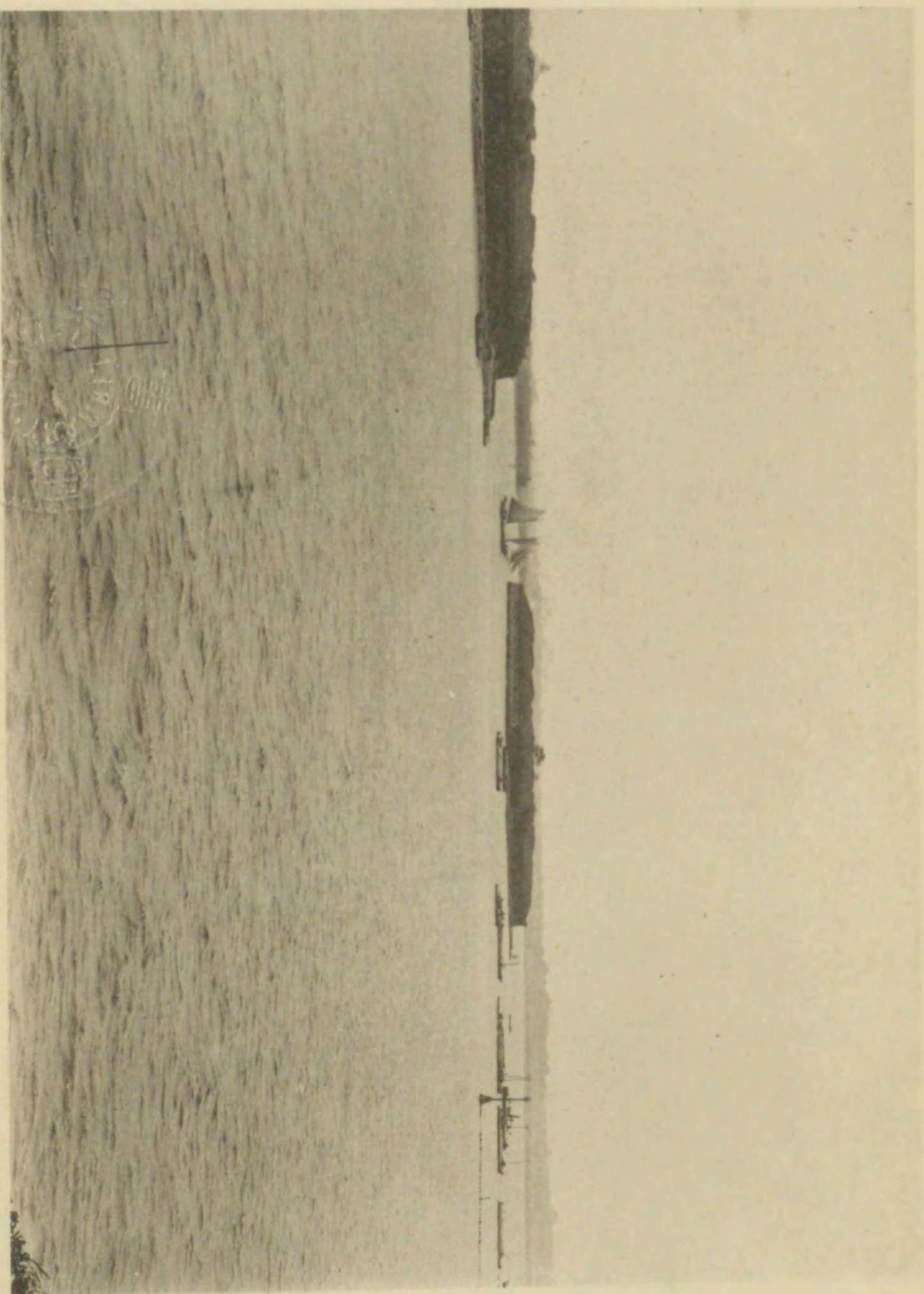
- 一、品川臺場
- 二、江戸名所四十八景のお臺場(廣重)
名所江戸百景のお臺場
(同)
- 三、三番臺場
- 四、同上内 部(三圖)
- 五、六番臺場
- 六、同上内 部(三圖)
- 七、火藥庫、波止場、玉置場
- 八、江川坦庵肖像(江川氏藏)
- 九、江川坦庵筆蹟(江川氏藏)
- 一〇、臺場 模 型(江川氏藏)

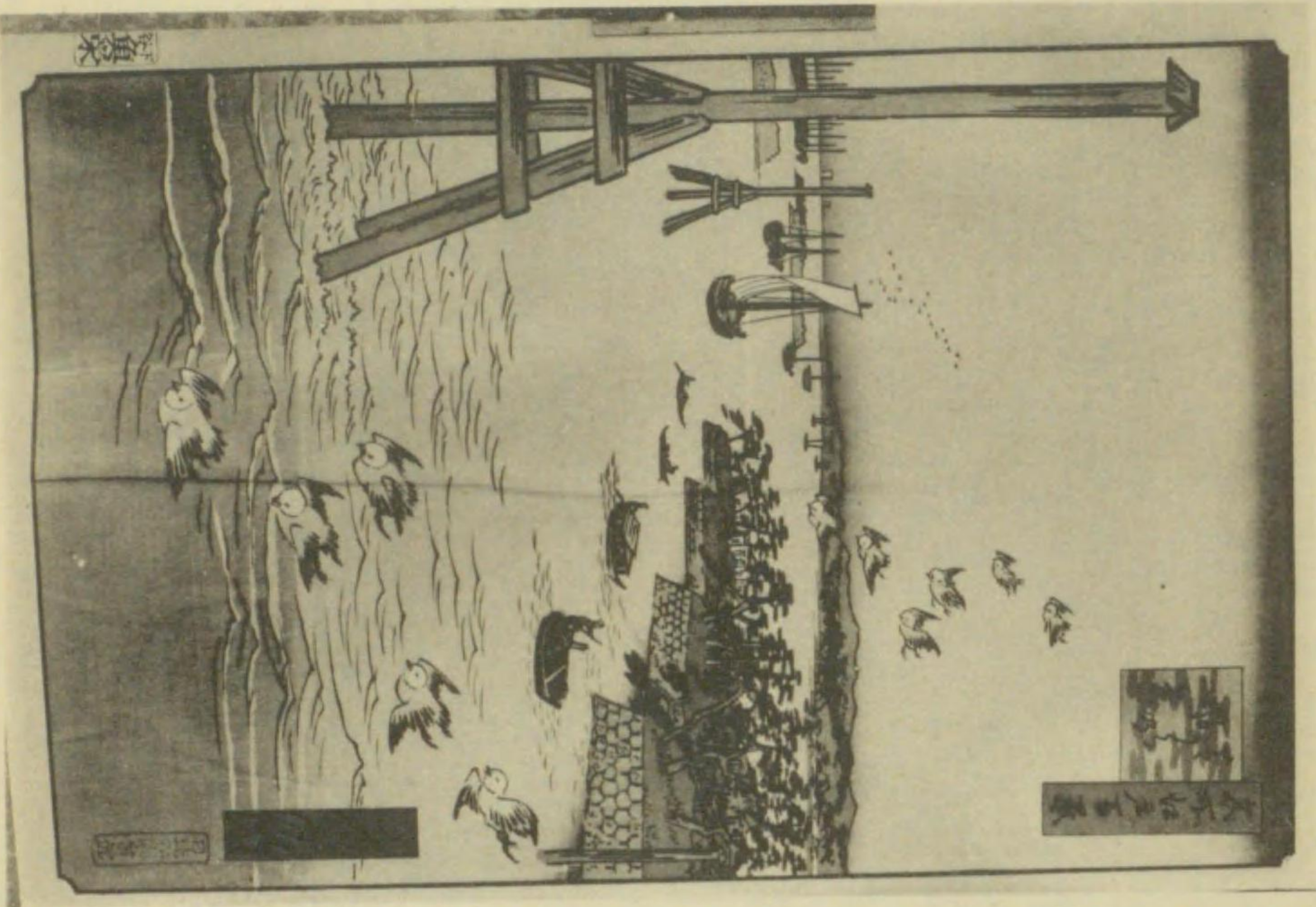
挿 圖 目 録

- 一、一番臺場・二番臺場
- 二、四番臺場・五番臺場
- 三、内海御臺場本芝ヨリ品川宿マデ海岸圖
- 四、三番臺場休息處の圖
- 五、震災直後の三番臺場
- 六、一番御臺場圖(陸軍歴史所載)
- 七、二番御臺場圖(同上)
- 八、三番御臺場圖(同上)
- 九、五番御臺場圖(同上)
- 一〇、六番御臺場圖(同上)

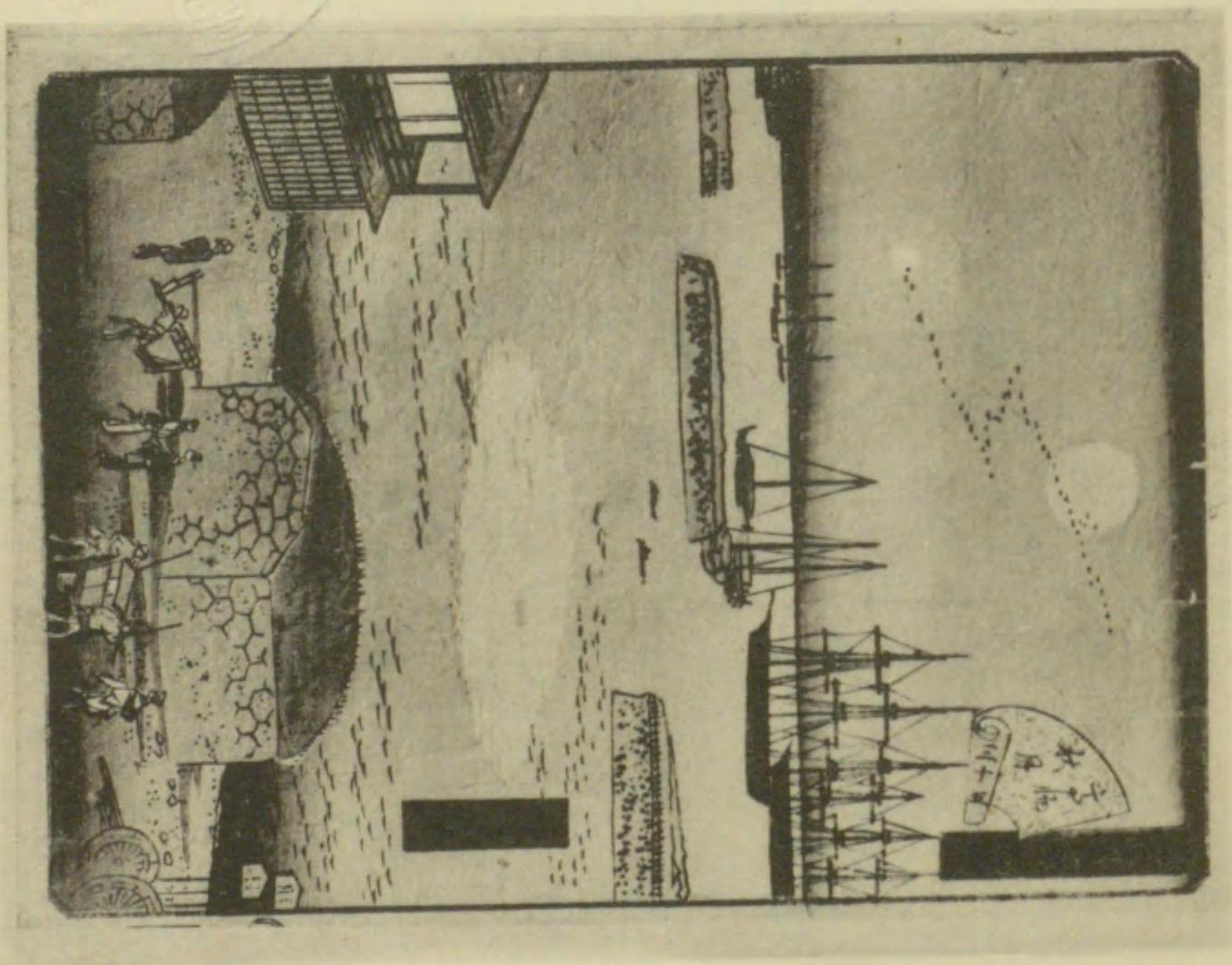
- 一一、御殿山下臺場圖(同上)
- 一二、葦山反射爐
- 一三、改鑄銀貨(お臺場)
- 一四、三番臺場實測圖
- 一五、六番臺場實測圖
- 一六、休息所内部の構造(四圖)
- 一七、品川臺場附近地圖

品川臺場



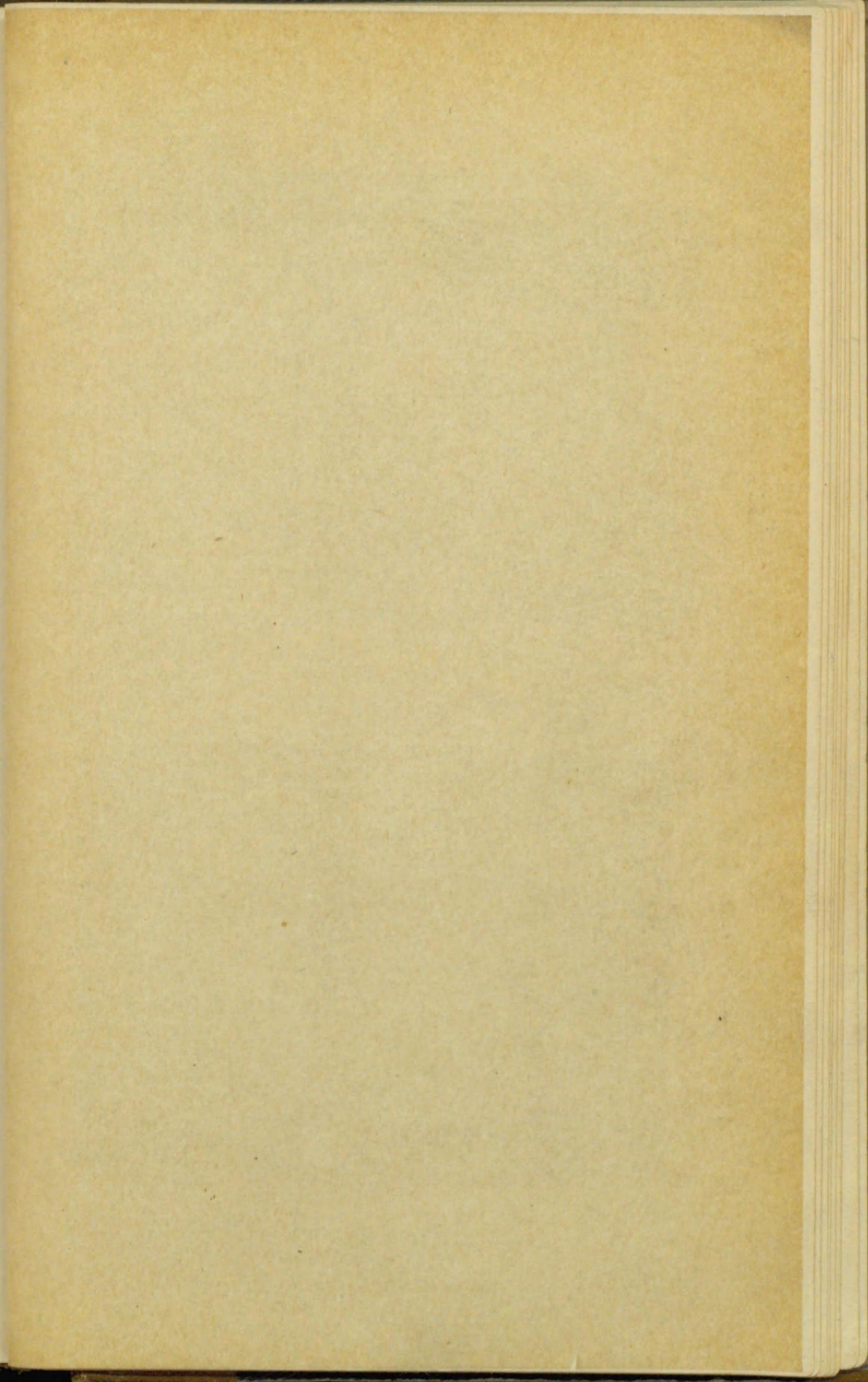
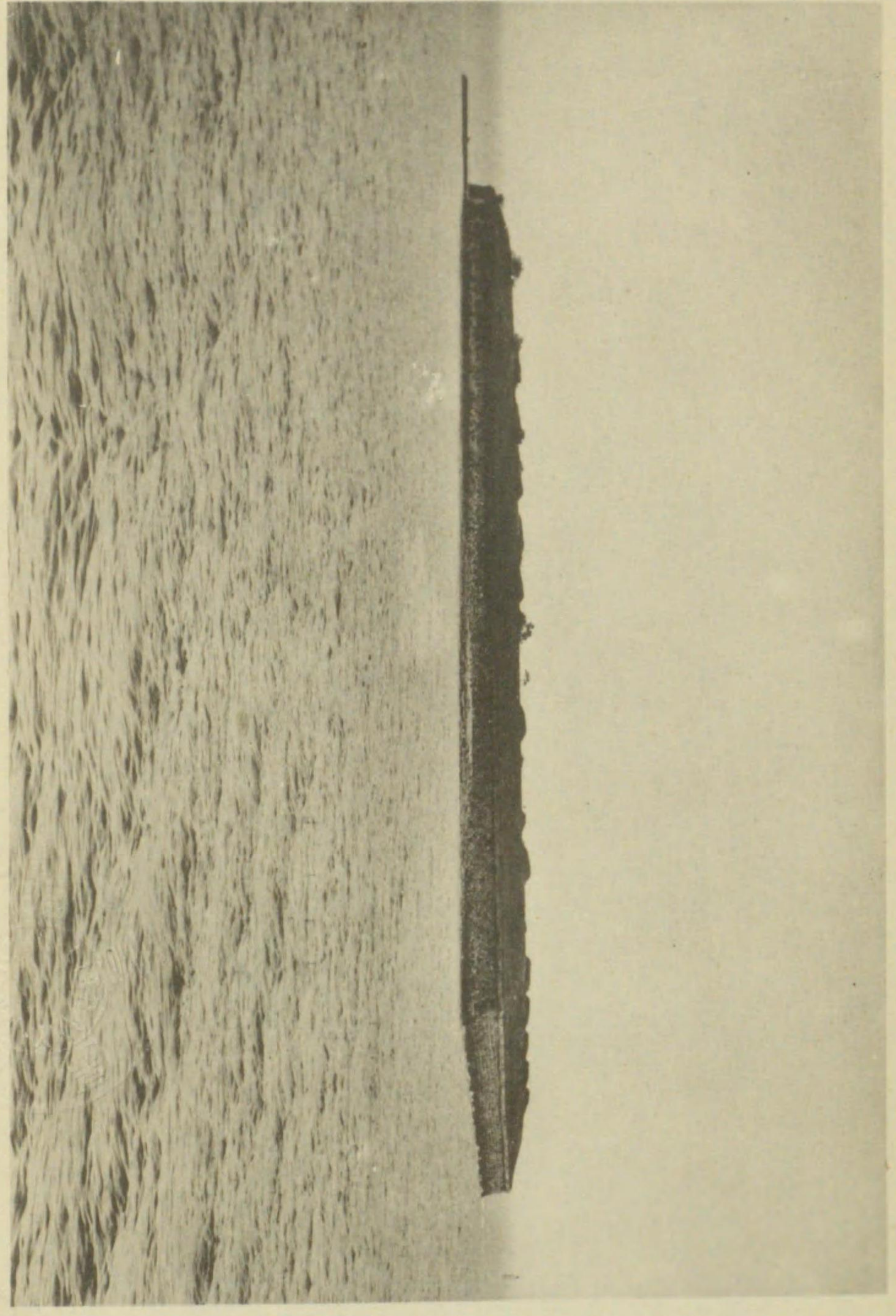


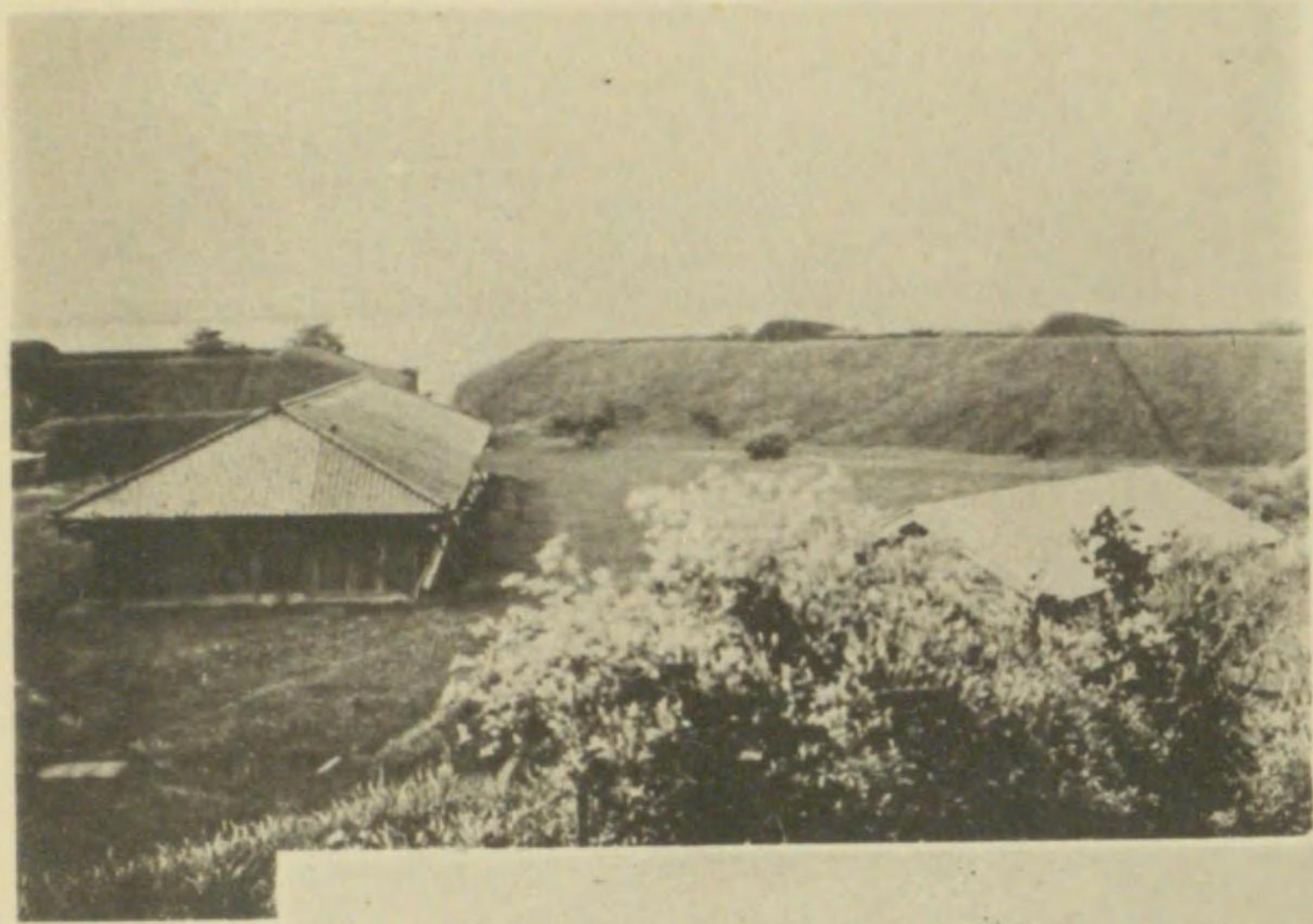
(重廣)場臺おの景百戸江所名



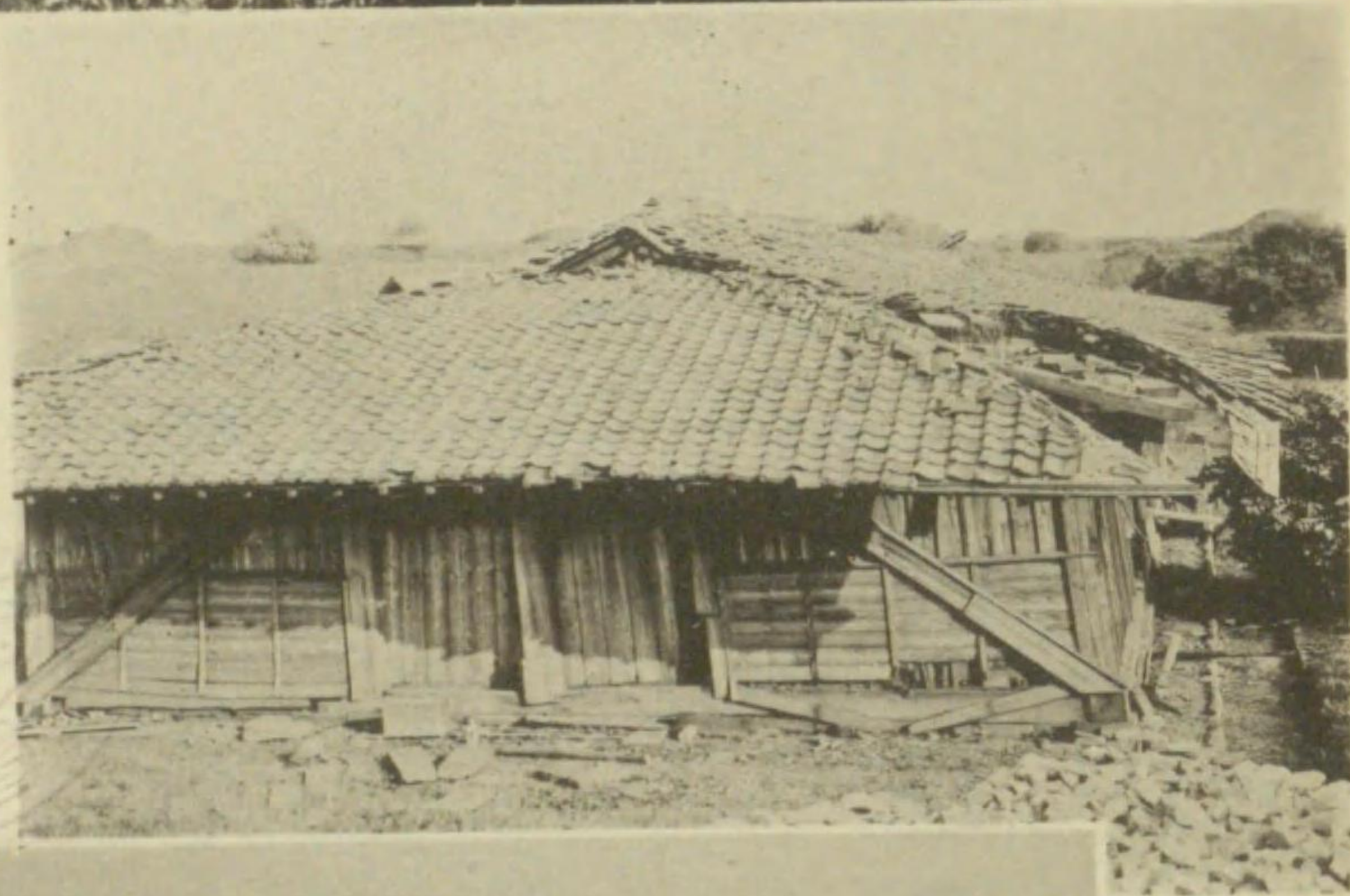
(重廣)場臺おの景八十四所名戸江

三番臺場

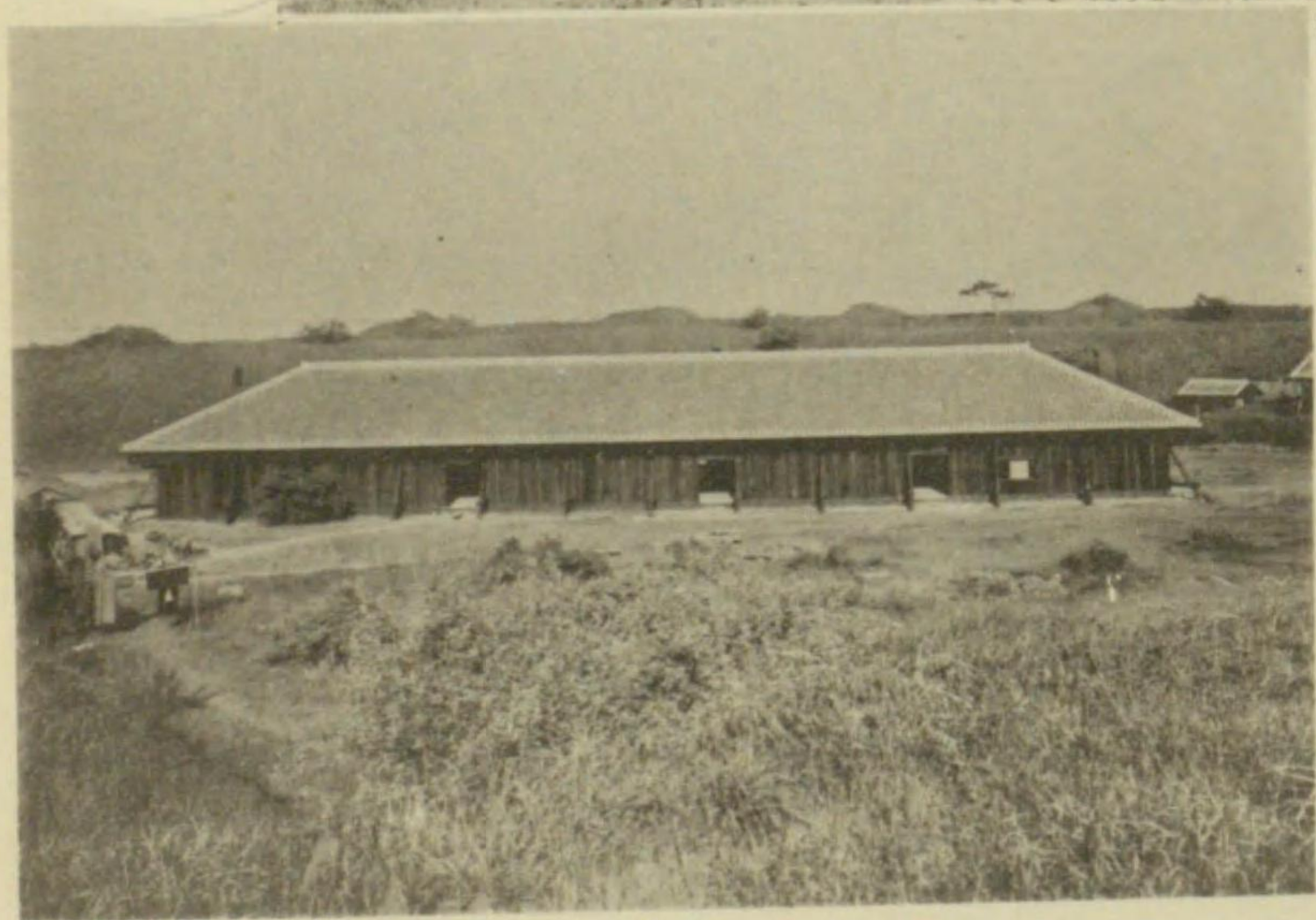




全 景 (震災前)

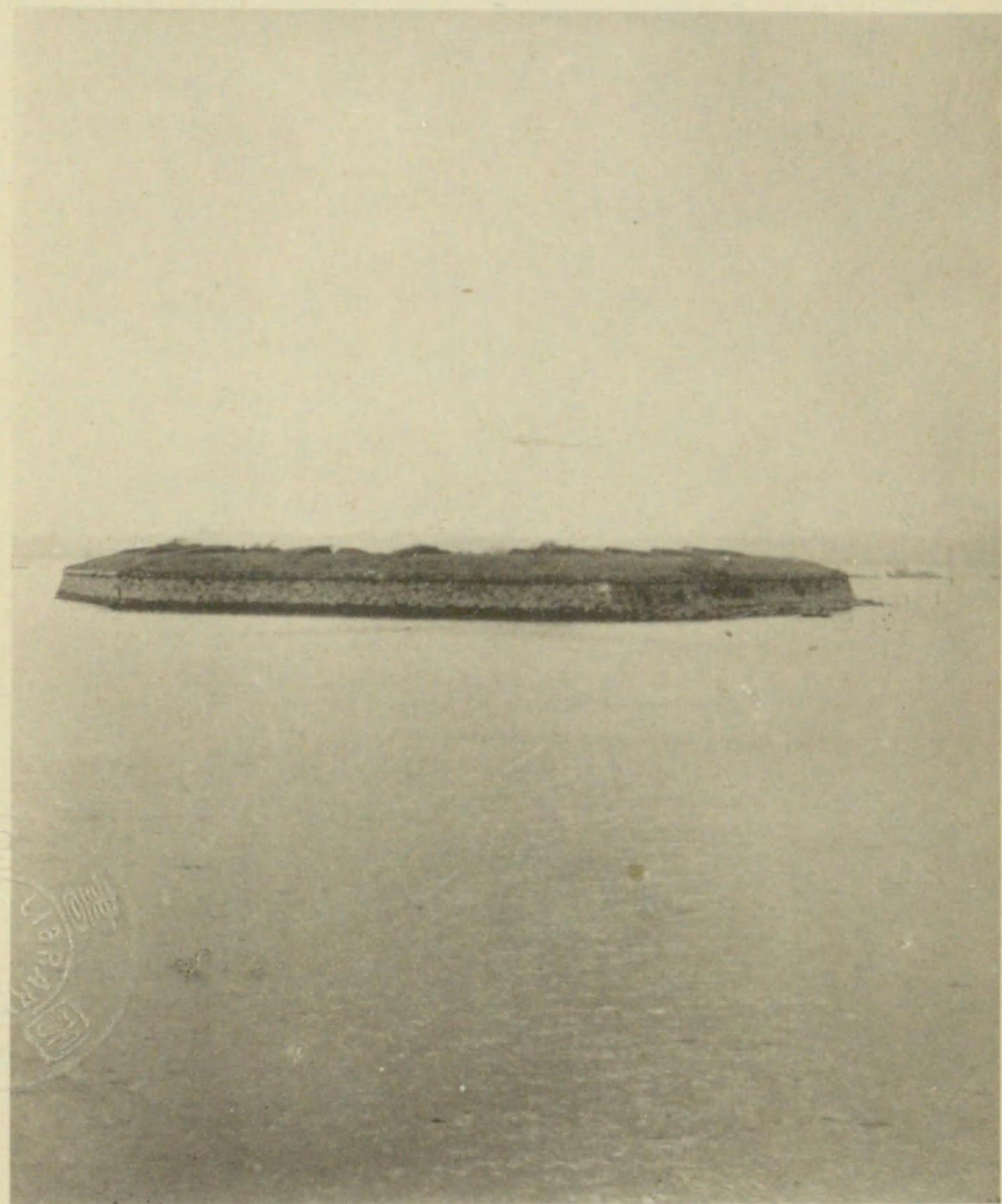


震災直後の休息處



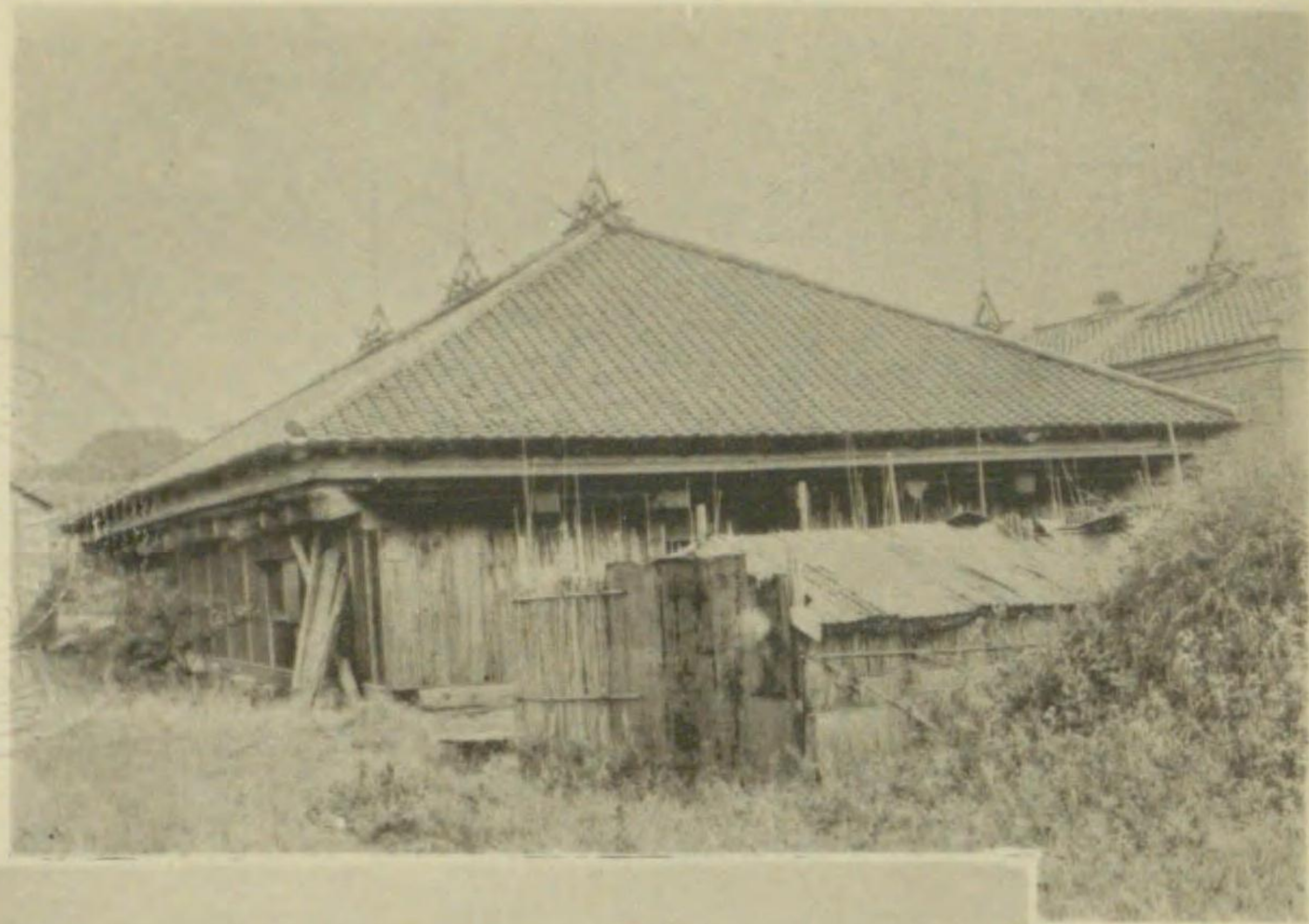
同上 (修繕後)

部 内 上 同

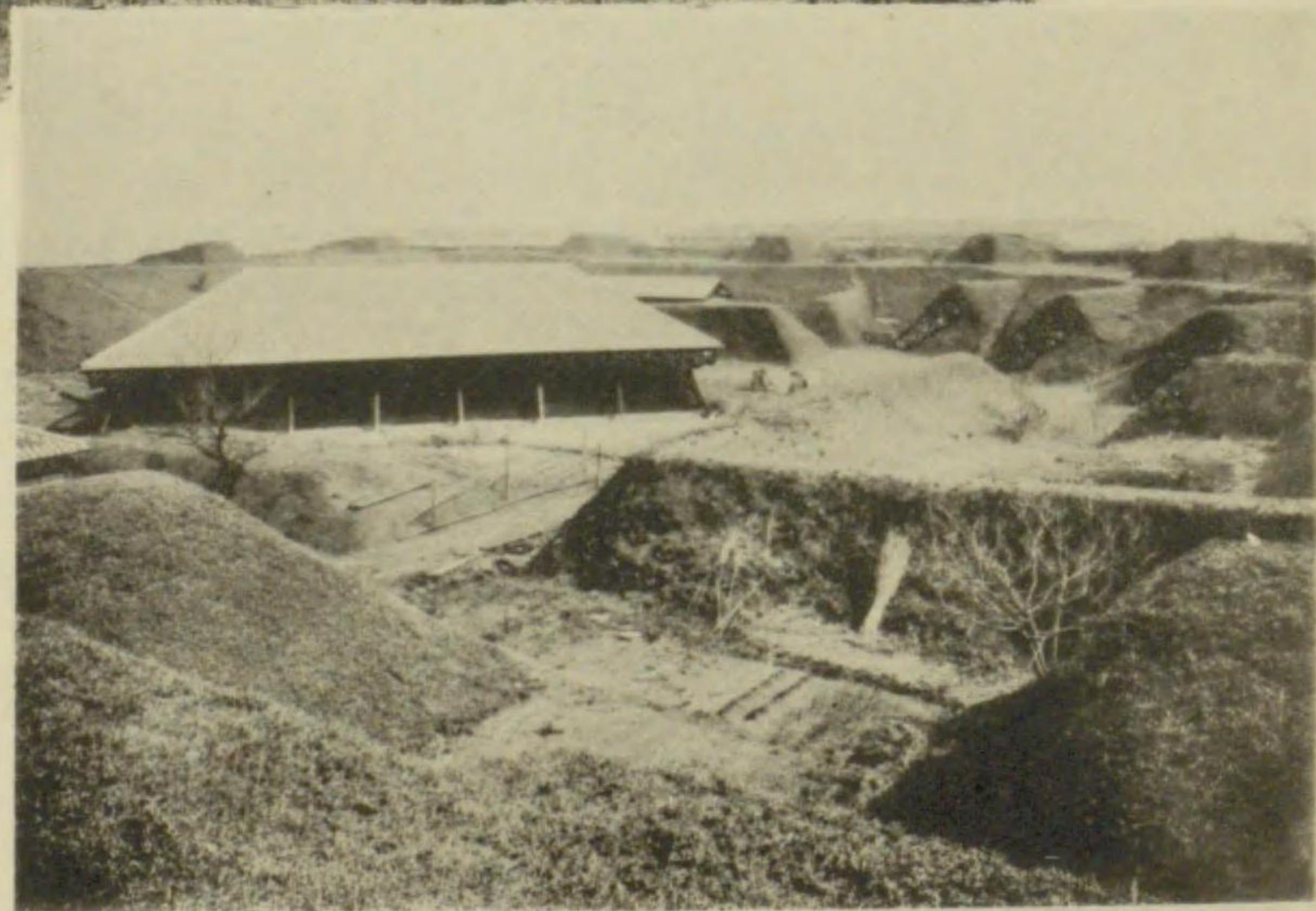


六 番 臺 場

震災前の休息處



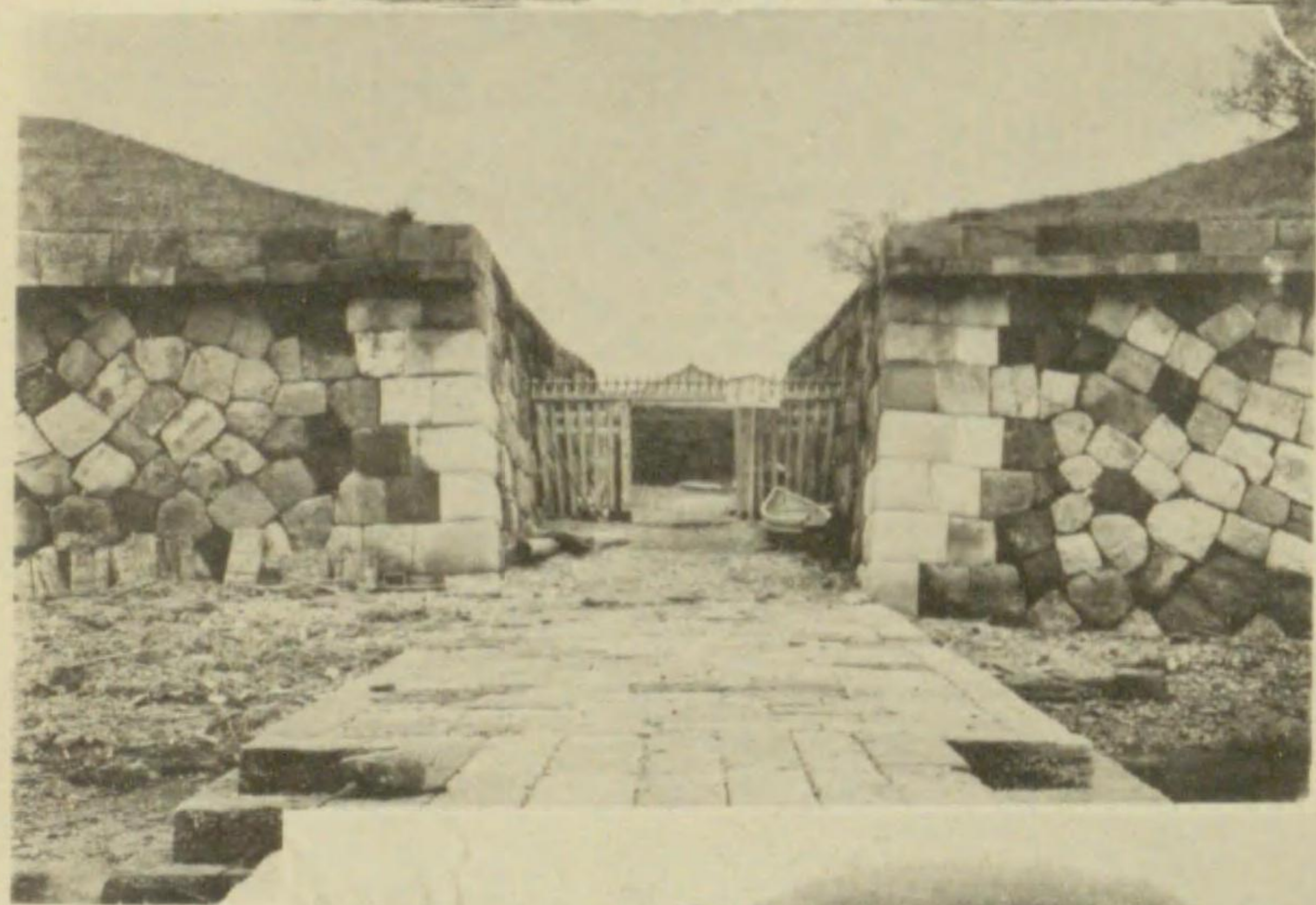
同上震災直後



全景 (修繕後)

部 内 上 同

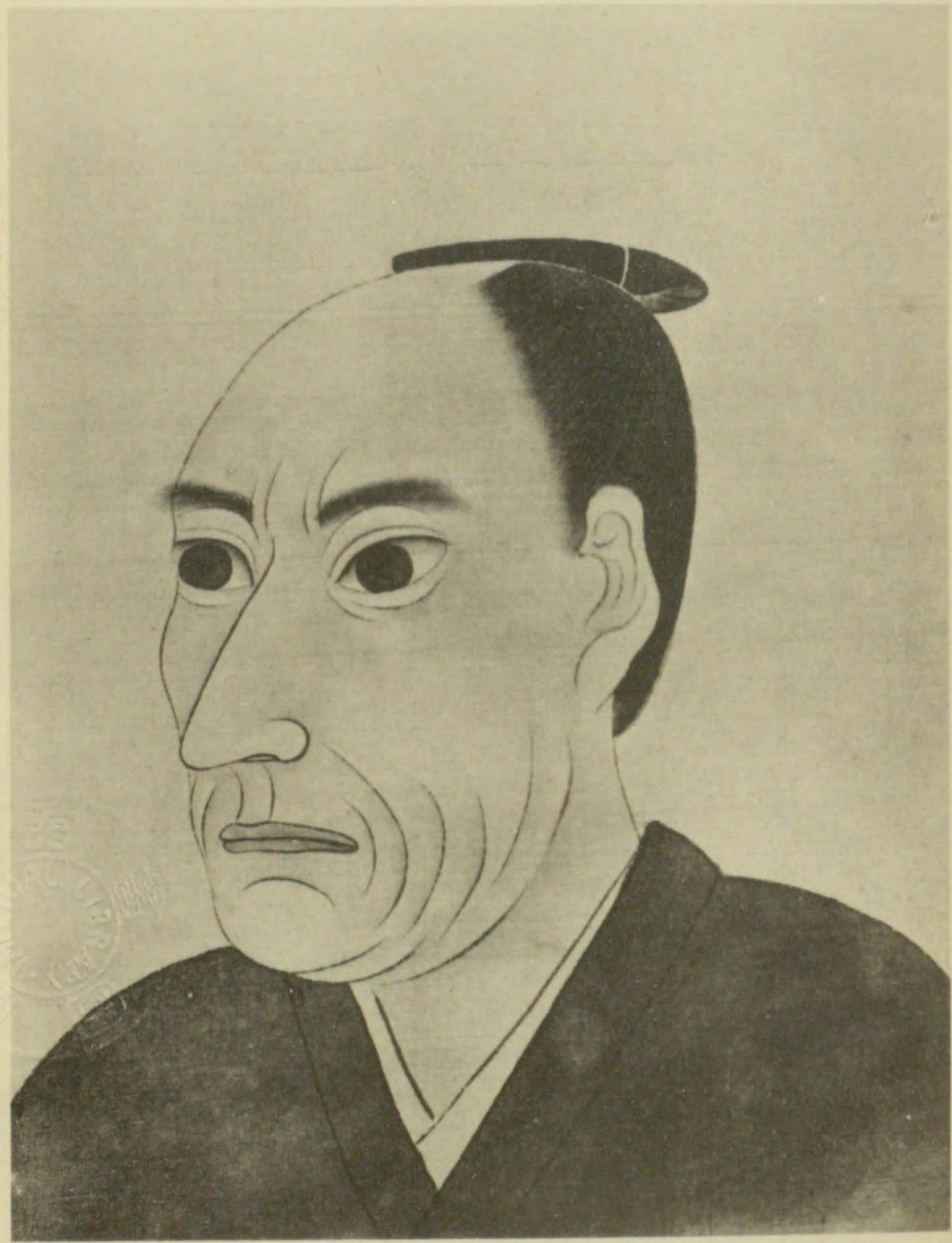
火
藥
庫



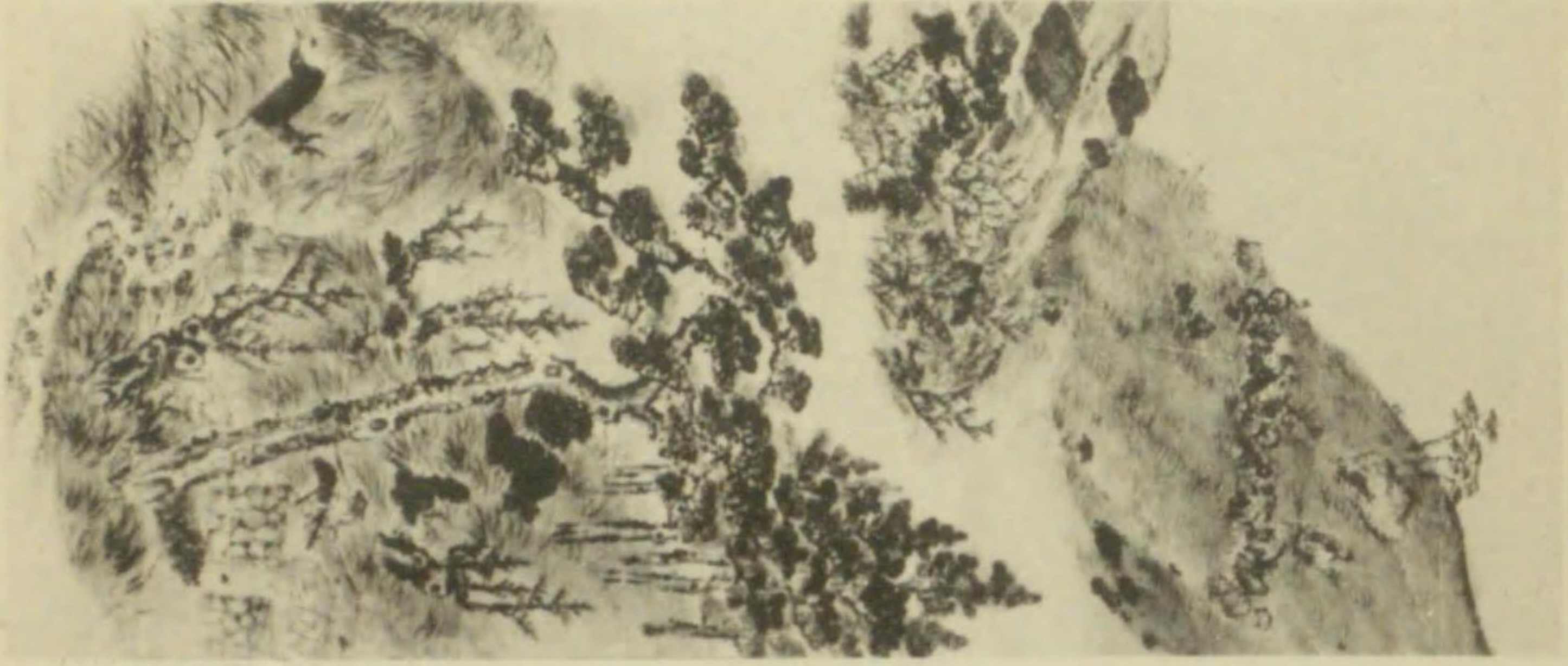
波
止
場



玉
置
場



江川坦庵肖像

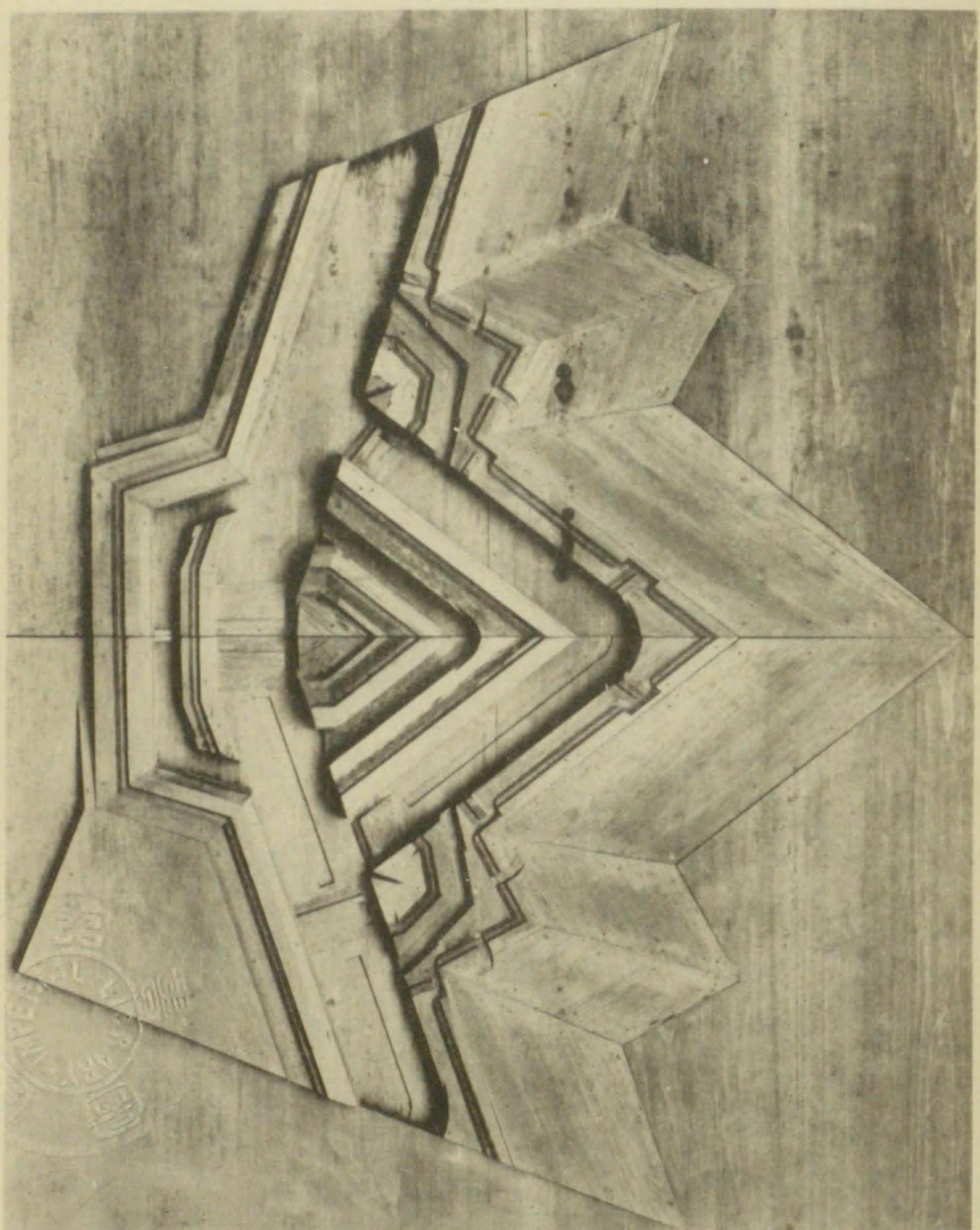


年積五十二鑿宜霜髮閱窮石耐辛若
野處柳紅寧堪矢謀身拙何忘邦國統
寸心人心識自許赤符丹袖意况坦岸



江川坦庵筆蹟

臺場模型



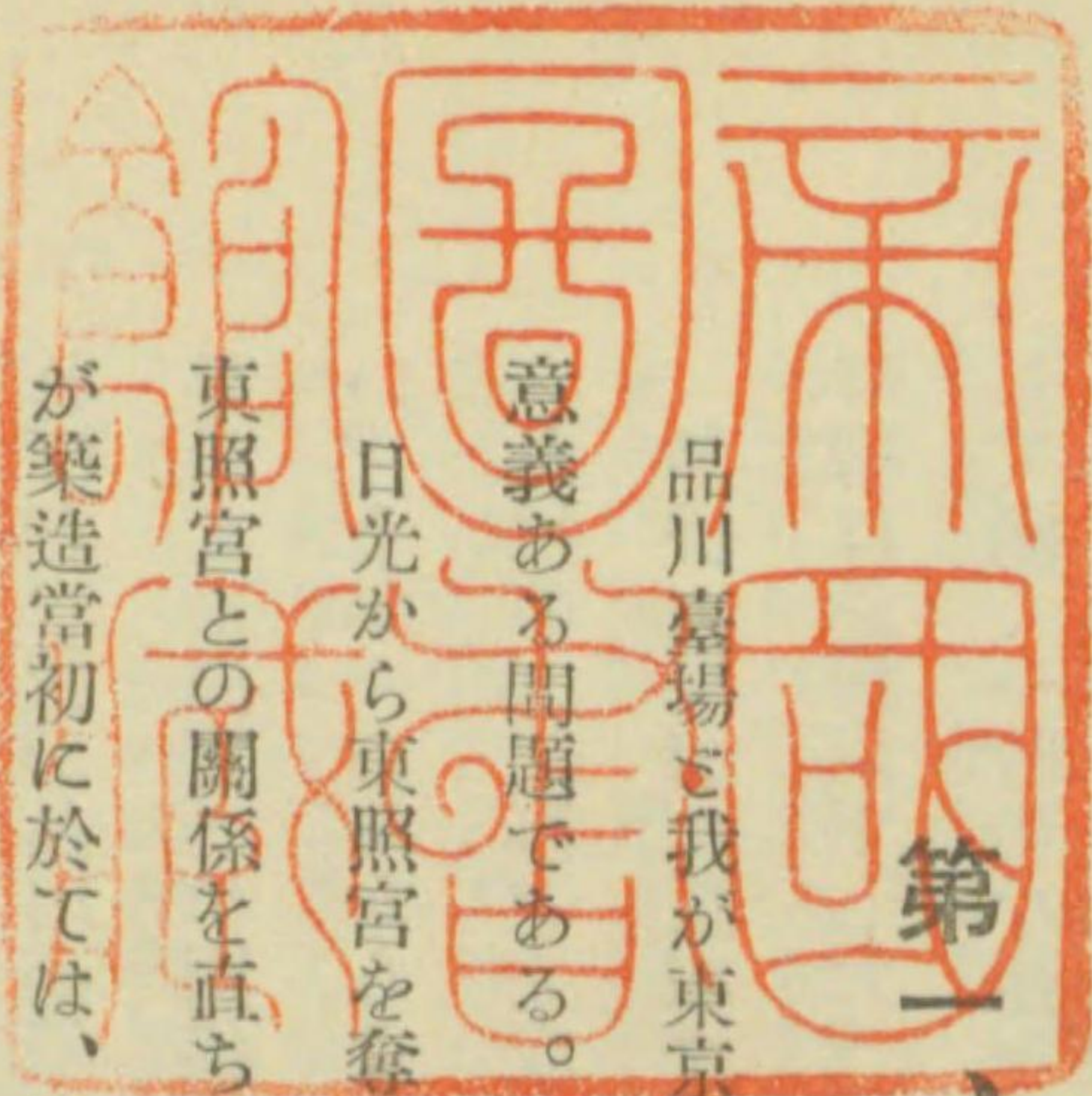
品川臺場

東京市保健局公園課編

第一、品川臺場と東京市民

品川臺場と我が東京市民との關係に就て考慮することは、我等市民に取つて極めて興味あり又意義ある問題である。

日光から東照宮を奪ひ去れば、最早名所としての日光の價値は無くなると稱して好い。日光と東照宮との關係を直ちに移して、我が東京と品川臺場の上に持ち來すことは無理であるが、之れが築造當初に於ては、江戸の防備は我が品川砲臺を措いて他になかつたのである。既に此の時代に於ては、西洋火砲が非常に銳利であると云ふことは、一般市民の間にも臆氣ながら判つて居た。されば江戸市民は此の度大仕掛な洋式砲臺が、直ぐ眼前の品川灣内に築造されたことは、如



何ばかり力強いことであつたらふ。それは、到底、今日我々の想像さへ許されないことである。江戸幕府及江戸市民の安危は、一に繋つて我が品川臺場に在ると云つても決して誇張でない。それほど、我が品川臺場と江戸市民との關係は、密接であつた不離であつた。此の意味からすれば日光と東照宮との關係を、直ちに、江戸の防備と品川臺場の上に當て箝めても決して不都合でない。それであるからこそ國論を統一し、舉國一致苦しい財政を遣り繰りして、頗る短時日の間にあれ程の大工事を完成し得たのである。

乍併、東海に孤在する一島國の事情を以て到底世界の大事を左右することは許されなかつた。時勢は急轉直下した。嘉永六年米艦來航に際しては、上下驚愕爲す所を知らず、明年の再來を約して漸く一時の小康を得、傍ら直ちに海防に著手し、大に備ふる所あらんとしたのであるが、翌年正月ペリー再來の時には、天下の大勢は、既に米國と和親を結ぶべく餘儀なくせられて居たのである。従つて、我が品川臺場も、日米戦争の檜舞臺たるの光榮を恣にする機會を失し、永久に廢臺の憂目を見ねばならぬ破目に陥つたことは、品川臺場其もの、爲めには、誠に千載の痛恨事であるに違ひないが、併し、彼の惡運は之れの幸運で、假令手續上多くの批難はあつたとしても

寧ろ時の有司の處置よろしきを得て、平和裡に、日米の和親條約が締結せられ江戸を砲火の慘害から免れしめたことは、我等市民の爲めには誠に勿怪の仕合であつた。

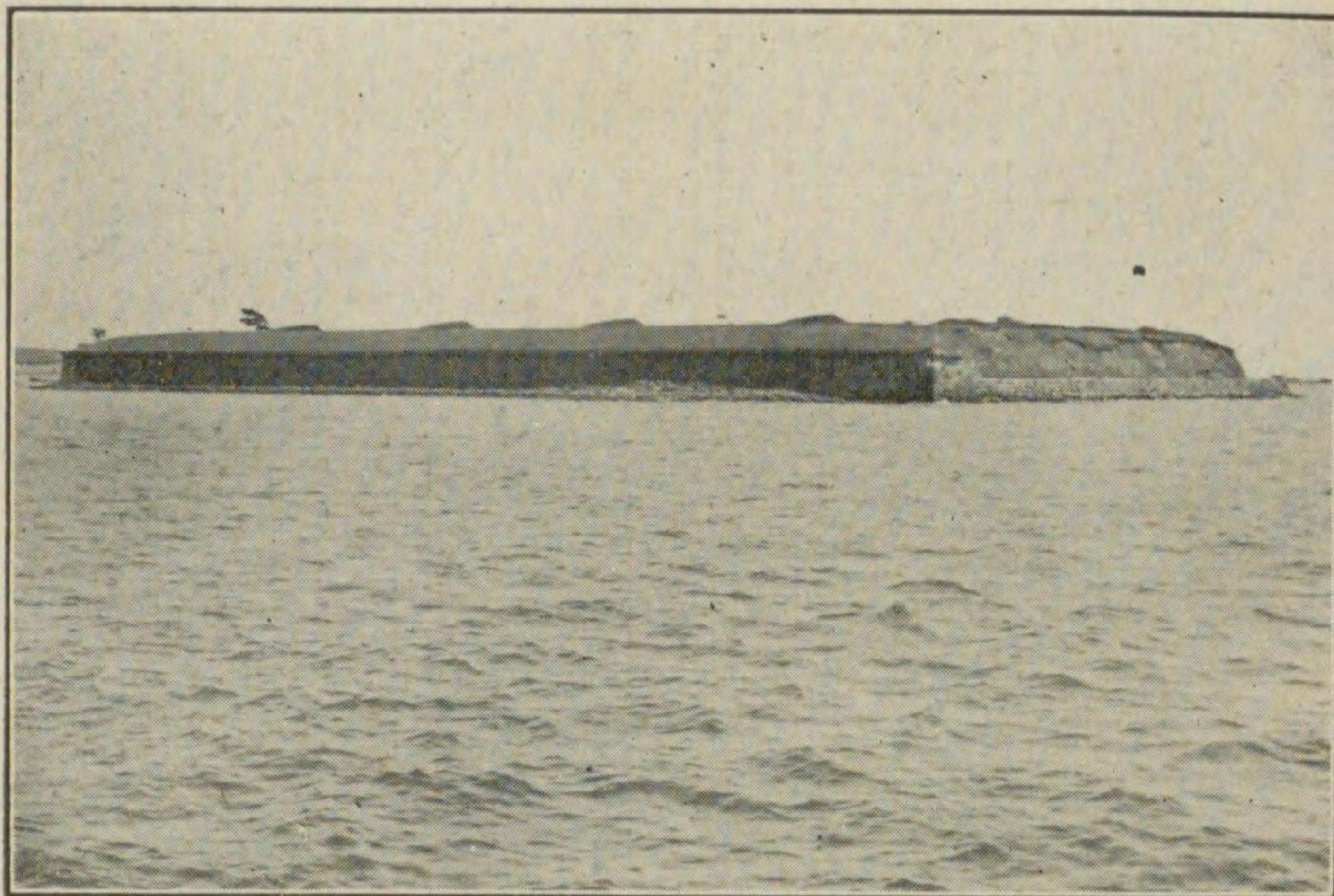
前述のやうな事情の下に品川臺場は折角築造はせられたが之れを使用しなかつた。けれども、我國の開國史上米使節の來國、品川臺場の築造、日米和親條約の締結等は、相關連して、最も著名な出來事であつて、之は徳川氏の江戸開府以來の重大事件であつた計りでなく、如斯、國家の安危に關する重大な對外問題を惹起したことは、實に有史以來の事である。神功皇后の三韓征伐元寇の來襲、豊太閤の朝鮮役等數へ來れば古來幾多の對外的重大事件に遭遇して居るが、云は、彼等は蹋踏たる東亞の天地に起つた暗雲である、暴風雨である。乍併、是は、全世界を吞吐せんば已まない恐ろしい時代の巨濤である。彼と是とは勿論同一に論ず可きでない。

而して此時の檜舞臺は何と云つても下田であつた、浦賀であつた。而して我が品川臺場は、此處で演じて居る花形役者の、何よりも欲しがつて居る、實力の後援者となつて、嚴乎として品川灣頭に控えて居たのである。而してそのまた後楯には尊王攘夷に燃ゆる志士が居た、國民が居た。如斯陣立があつたからして、舞臺に立つた花形連は、之れに鼓舞され、激勵せられて、懸命

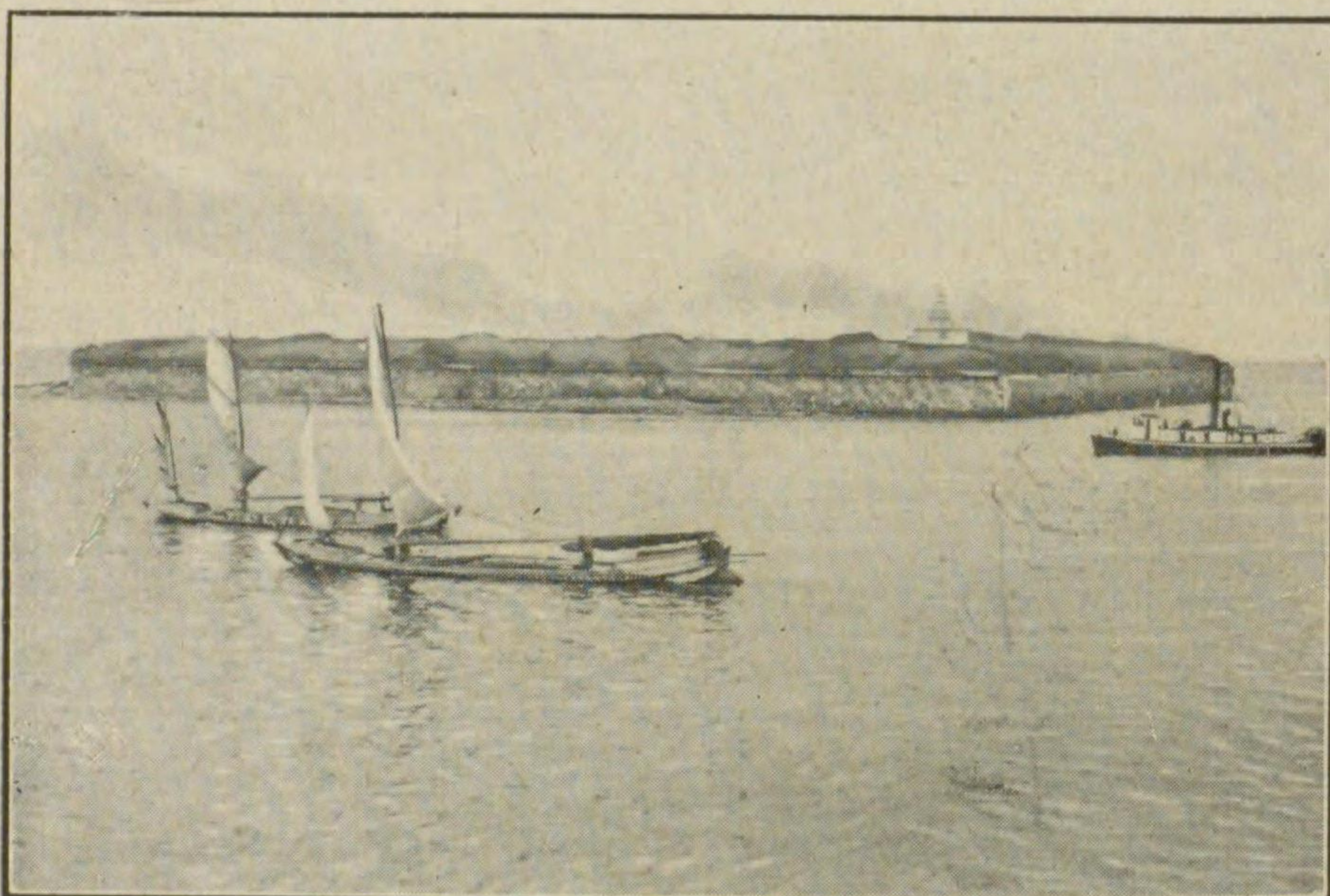
の努力を盡すことが出来たのである。

然るに上述の史蹟中、現存するものは實に我が品川臺場のみで、その品川臺場は既に述べたやうに江戸唯一の防備として築造せられたもので、我等市民との關係は誠に深厚である、切離すことの不可能な存在である。而して之は國家としても同時に極めて大切な史蹟であつて。品川臺場が、史蹟として指定せられ永く保存の途の講ぜられたことは、誠に我等東京市民の満足であり、喜悅である。之れを國家に功勞のあつた人に對して、御贈位の御沙汰を蒙つた場合とも比較することが出来やう。其の贈位者の子孫の有する感激と同様の強き感激に、今や我等市民の胸は躍つて居る。

世人稍もすれば、史蹟の價値を其の年代に依つて上下せんとする傾向があるが、由來、史蹟の價値を年代の今昔に依つて左右せんとすることは誤りである。飛鳥、奈良の古い時代を物語る奈良地方の史蹟は固より尊い、之も同様に我國の近世文化を飾る我が東京の史蹟も亦貴いものであることは今更贅言を要しない。されば本臺場の保存に當つても、我等東京市民は此の點に關して深き理解を有すべきであることは云ふまでもない。



場 臺 番 一



場 臺 番 二

總て、史蹟の保存に當つては、その史的紀念物としての價值を如實に顯彰すべきは勿論であるが、他面之れを國民教養の資に充て、國民精神作興の爲めに役立たしむることを忘れては不可ない。之れは方便の爲めでも巧利の爲めでもない。國家なり自治團體なりが、莫大の經費を投じて之れが保存を計ることは、尊い史的紀念物である、國の寶である、郷土の誇りであること云ふこと計りではない。之れに依つて一般國民なり其の郷土の人々なりが精神的に或る偉大な感化を受ける——吾人の内面的生活の上に直接に或る強い影響を蒙ることに依て、より以上その保存の價値を高め、又痛感せしめられるのである。

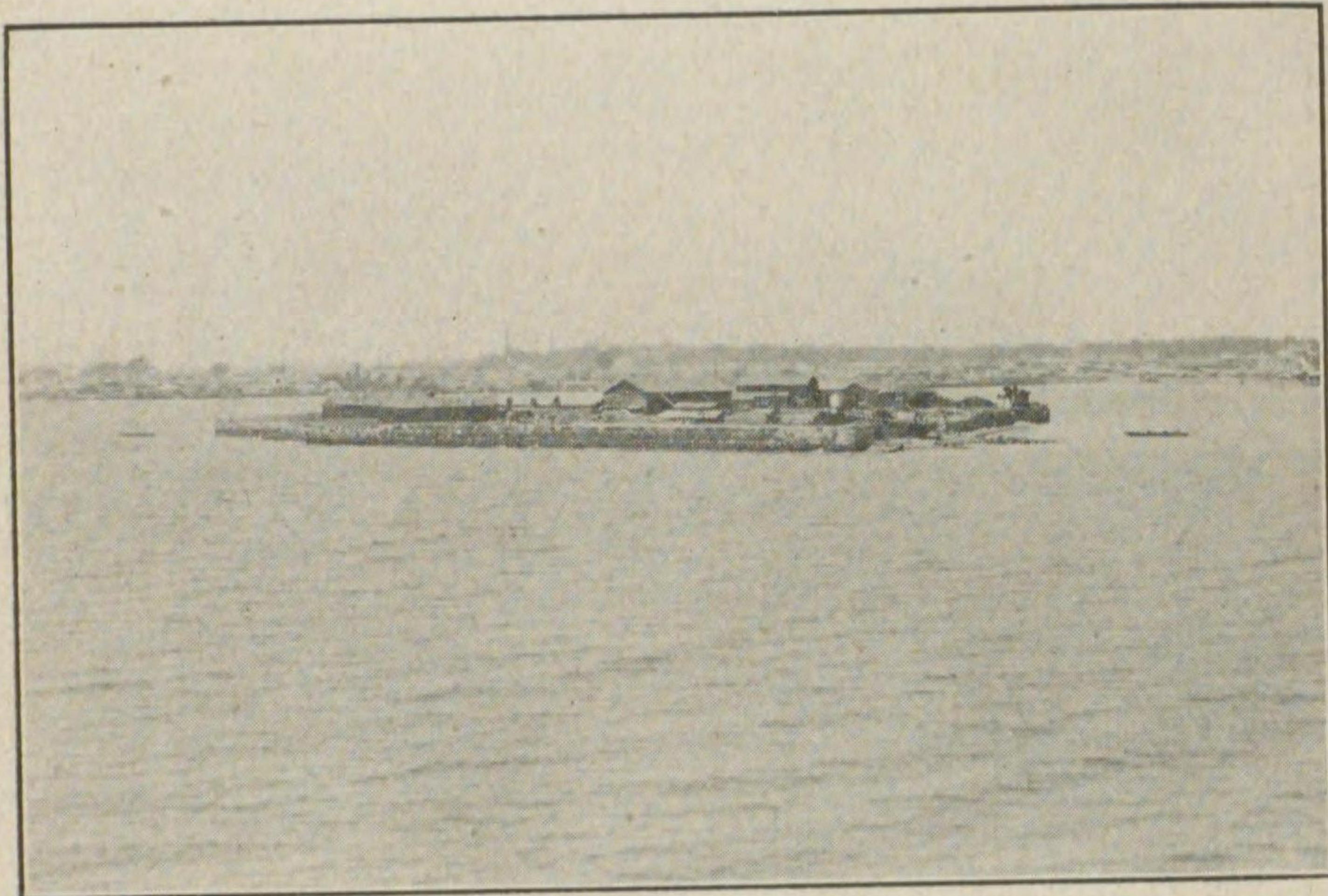
之れを品川臺場と我等市民との上に見れば、我等は之れを築造した時代を通じて、如何に吾々の祖先は旺盛なる犠牲的精神の持主であつたかを知ることが出来る。愛國の心に燃ゆる我等の祖先は、國禁を犯してまで洋式築城法や大砲の鑄造に關して研究した。又國防問題に關しても、身命を賭して其の意見を發表することを躊躇しなかつた。其の旺んなる心意氣と、不掘の意志とが多年聚積して假令不完全ながらも、洋式築城法に依る我が品川臺場の築造が、外人の力を借らずして、我等の先人に依つて完成することを得たのである。品川灣頭に點在する渺乎たる一廢壘

が今日史蹟として國家の指定を受け、不朽の價値と生命とを與えられ燦として光り輝いて居ることとは、即ちそれが我國築城史上の一參考資料としてのみでなく、如斯、精神的意義を有するからであることを知らなければならぬ。

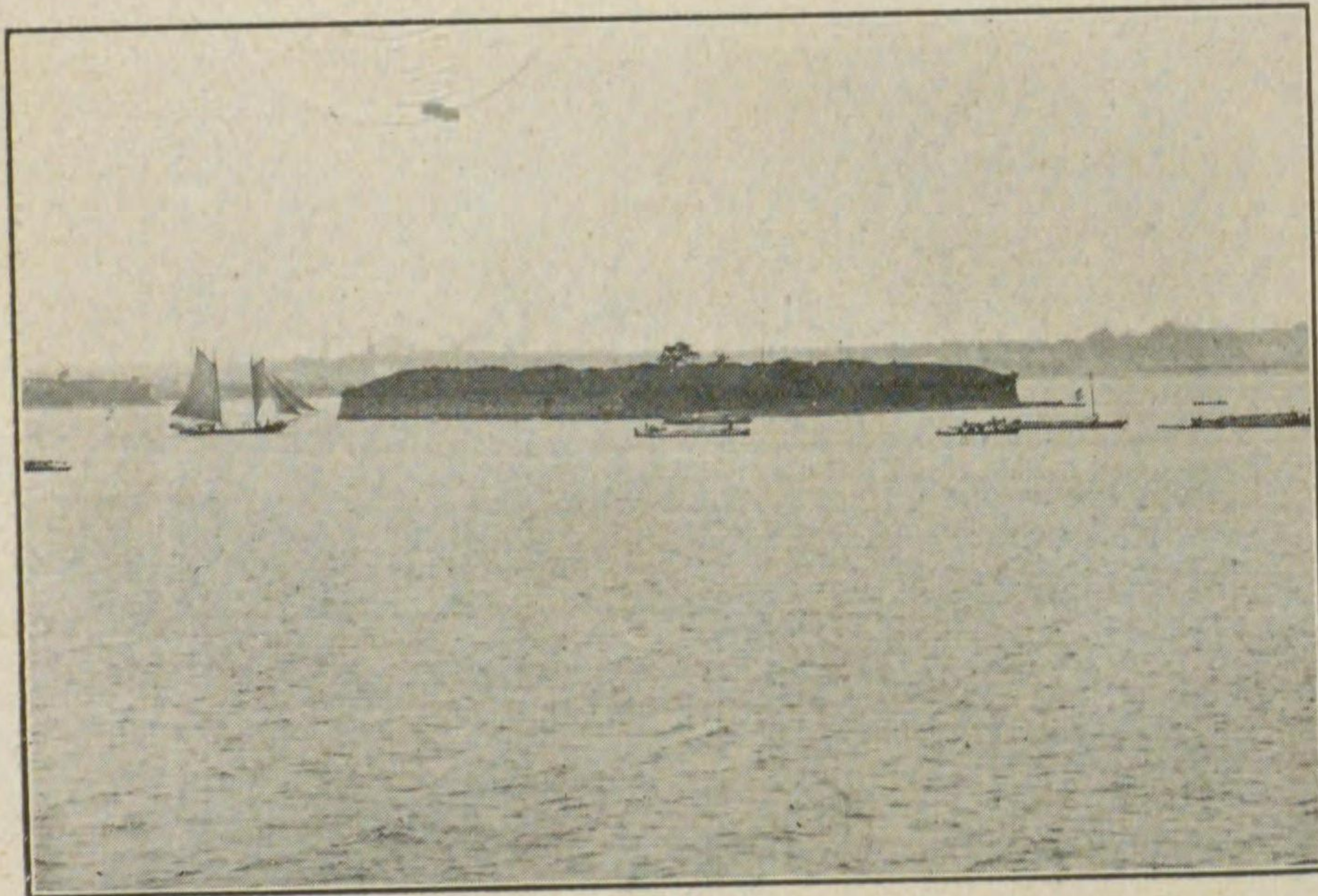
如斯意義を閑却して保存事業が行はると假定せば、假令、年々幾萬の市費を投じ、外形上如何に到れり盡せりの保存施設が行はれたとしても、それは畢竟價値もない生命もない無駄な仕事となつて終らふであらふ。

翻つて思ふに、近代人は非常に理論に長けてゐるが、その反對に極めて實地を見ることに得意でない。

之れを國史教育の上に考へて見ても思ひ半ばに過ぐるものが存するであらふ。將又之れを社會教育の上に見ても果して如何であらふか。是等の問題に關して前に云爲せんとするものではないが、我等市民が貴重な市費を投じ、史蹟の保存に力を致す所以のものは、此の再び得難い、尊む可き史蹟其物を永久に愛護保存して、永く市民教化の活きた史料として役立て、現代の吾等市民は云ふまでもなく、次代の市民たる可き我等の子々孫々に之を傳へて同様の福利を蒙らしめたい



場 臺 番 四



場 臺 番 五

爲めの切なる希望の現はれに外ならない。

若し夫れ、之れを開放して市民諸君の見學に便ならしめ、更に其の一部を割愛して、公園的施設を爲し、以て保健休養の資に充てしめんとするが如きは、所詮、之れを見學することに依つて偉大なる先人の精神的感化を普からしめることが第一義であつて、之れに依つて享受する物質的利益の如きは、抑も其の副産物たるに過ぎない。

第二 位置と現状

名にしおはゞいざ言問はん都鳥の歌で、其の名も高い隅田川が東京灣に注ぐ所、深川洲崎沖から品川方面に向つて海上二列に並んで點在し、俗に「お臺場」と稱するものが、茲に云はんとする我が品川臺場である。

最初の計畫に従へば、南品川獵師町から東北深川洲崎の海岸にかけて連珠の如く二列に十一基と、後に品川獵師町の海岸に一箇所を、合せて十二箇所築造する豫定であつたが、經費の都合と時勢の變遷に依つて前列に一番、二番、三番の三基、後列に五番、六番の二基、獵師町の御殿山

南十八町、濱離宮から南二十七町）その最も遠い三番で同じく大木戸趾から東二十九町ある。（濱離宮からは反対に、南二十二町となる）

現存せるものは、海上の五基即ち、一番、二番、三番、五番、六番で、未成品の四番は俗に崩れ臺場として未成の儘現存し、八番も東京府の牡蠣の養殖所として残つて居る。御殿山下臺場は目黒川口利田新田の地であるが、僅に三稜形の地形に依つて其の遺趾を認めることが出来るに過ぎない。

又遺構の主なるものは、休息處（俗に陣屋と云ふ、以下同斷）火藥庫、玉置場等で据附の大筒其他の附屬品は一切ない。今九段遊就館に保存せられて居るもの同所大村兵部卿銅像の外柵に使用せられて居るものが、當時の大筒であると云はれて居る。

今各臺場の遺構に就て述べるこ

一番の休息處は先年増上寺炎上の際飛火して焼失したと云はれて居る。現存するものは玉置場六箇所、火藥庫は煉瓦造りに改造せられたもの、如く、其他小倉庫二箇所は其後の建増である。

二番は休息處一棟、火藥庫一、玉置場八、白色の燈臺や倉庫四棟其他の建造物は、總て其後の

建増である。

三番は、休息處一棟、火藥庫一、(一棟は大震災の爲め倒壊) 玉置場四で、管理人詰處等は其後の建増である。

五番は、休息處以下總て取壊はされ、僅かに玉置場が現存するのみで、小倉庫二棟は其後の建増である。

六番は、休息處一棟、火藥庫一、玉置場五、管理人詰處は其の後の建増である。

御殿山下臺場に何等の遺構の存しないことは前述の通りである。

以上に依つて見れば遺構の最も多く且つ原型も能く保存せられたものは、市有の三番、六番であつて、先づ此の兩基が指定を受くるに至つたものである。依つて茲に三番、六番に遺存する建造物に對して概記しやう。其他の臺場に存するものも大同小異たるは云ふまでもない。

三番 臺場

休息處 木造平家建、方形造、屋根瓦葺

梁間六間、桁行二十四間、建坪百四十四坪

同附屬火藥庫、木造平家建、切妻造、瓦葺

梁間三間、桁行五間、建坪十五坪

第六 臺場

休息處 木造平家建、方形造、屋根瓦葺

梁間六間、桁行十五間、建坪九十坪

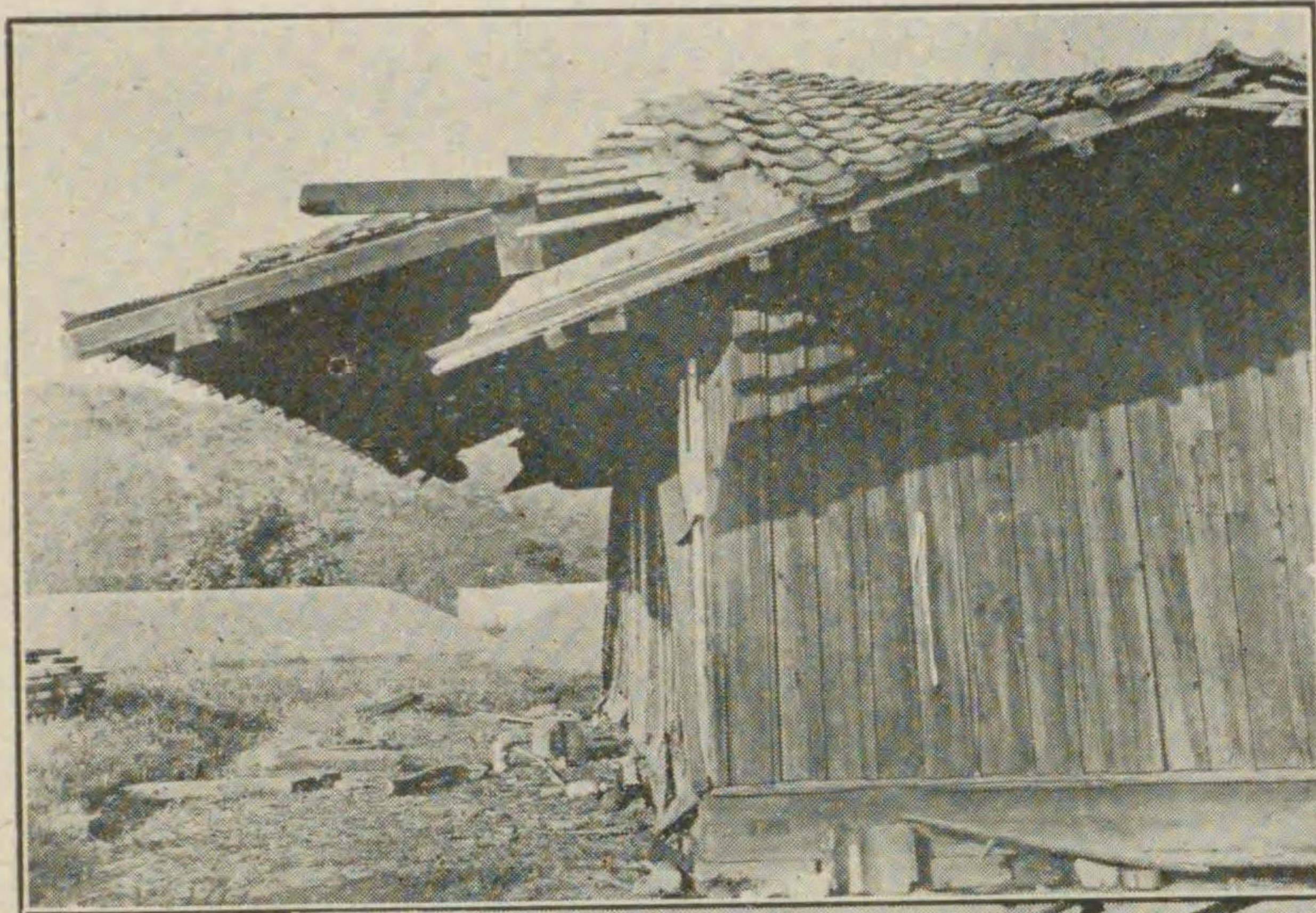
同附屬火藥庫、木造平家建、切妻作、瓦葺

梁間二間桁行六間、建坪十二坪

次に陣屋の地形は、割栗石地形の上に硬質の敷石積をなし、側廻りは土臺据の柱六尺間に建て、中間二間毎に丸柱を建て、床張りとしてある。但し之は修繕後のものである。

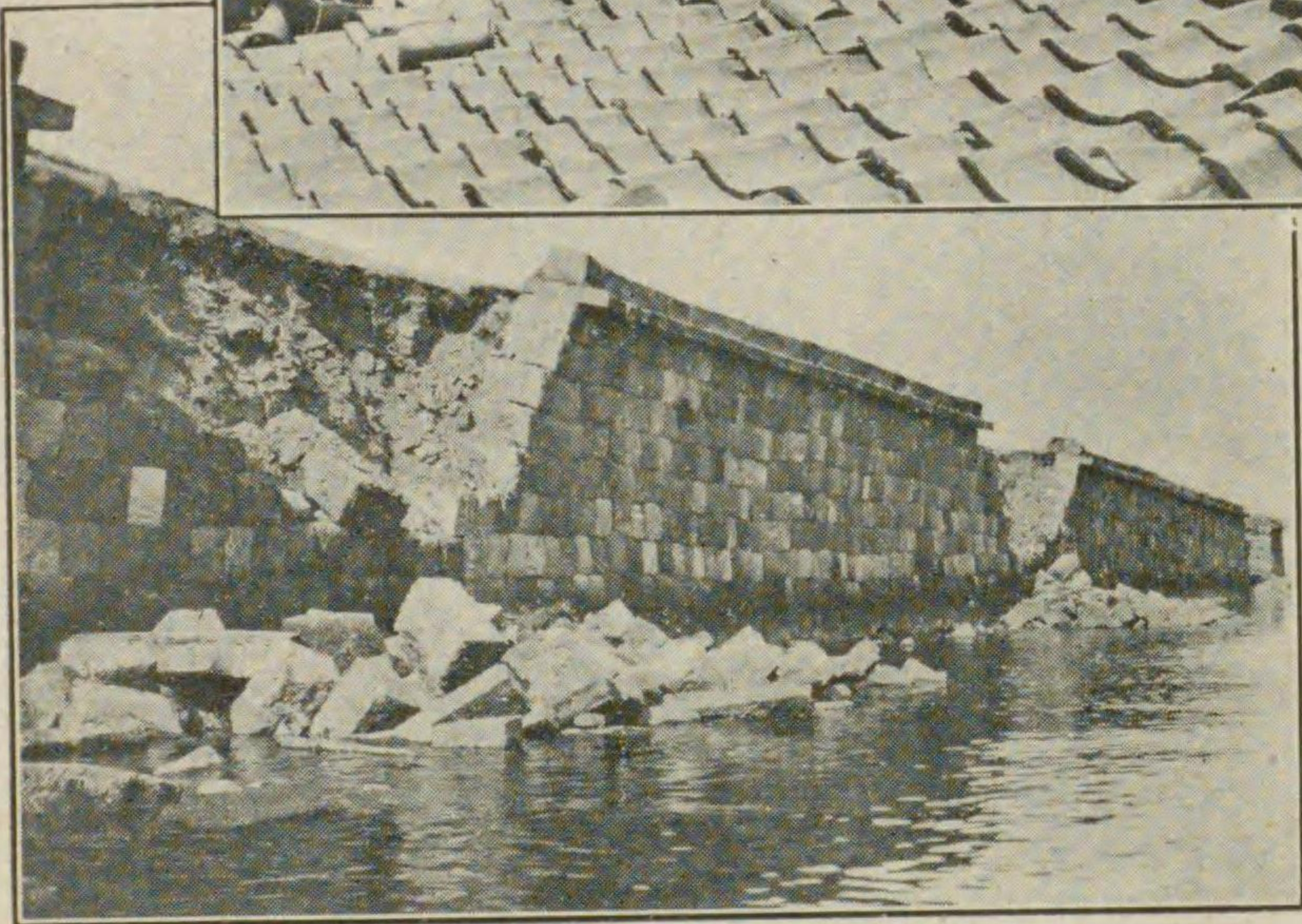
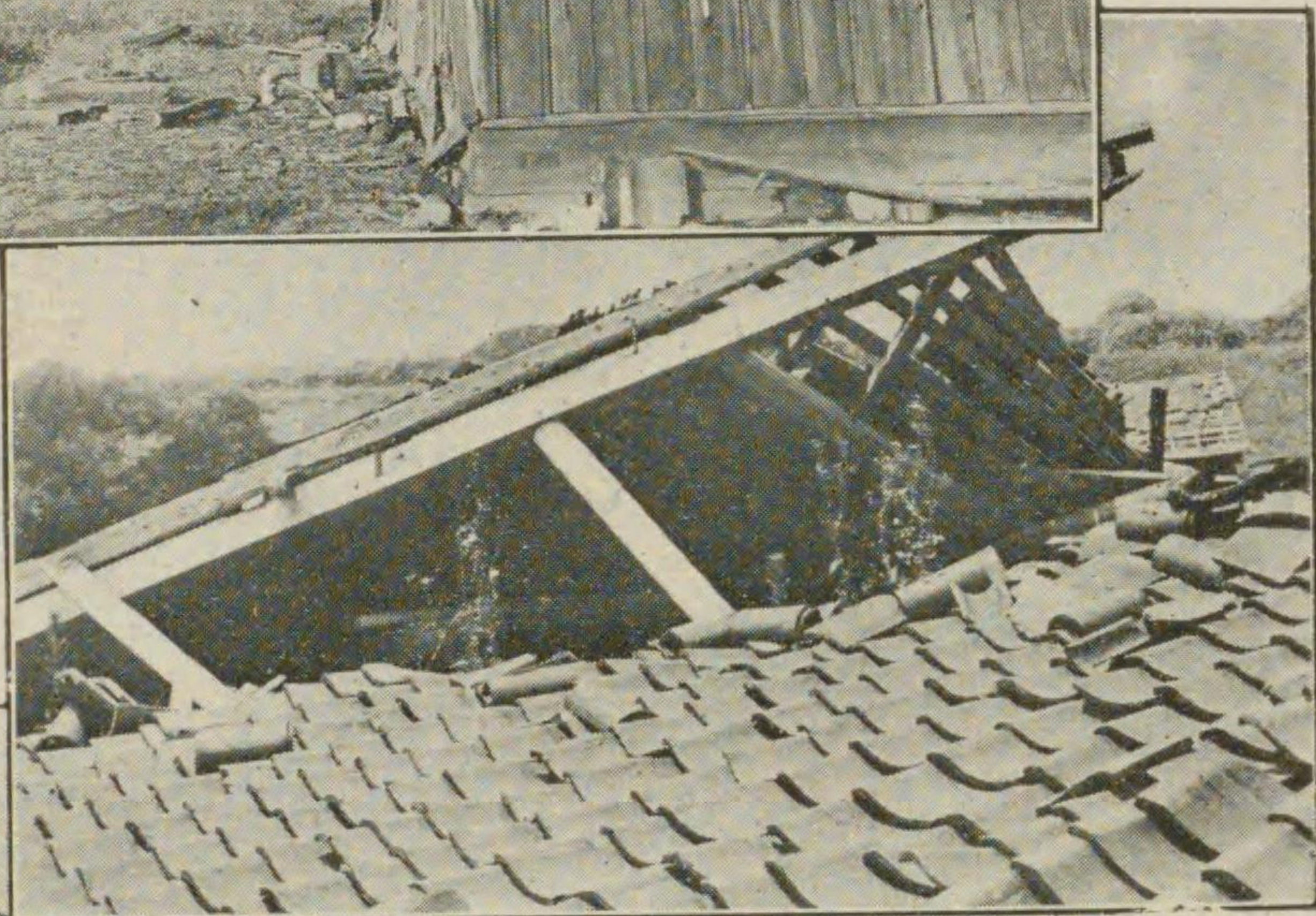
側圍は厚さ八寸の堅材目にして、約二尺間毎に縦約一尺横約六寸の窓様のものがある。之は敵が肉迫して来た際に、此の穴から鐵砲を打ち出す爲めに作られたと云ふことである。入口は兩妻に一箇所宛、桁行二箇所宛、都合六箇所ある。最も第六の休息所には兩妻に各一ヶ所あるだけである。小屋は日本式土藏造小屋の如く、敷梁三列、敷桁軒先桁、母屋棟を架渡し、陸梁は二重梁

震災直後の三番臺場



休息處

同上
屋根



沖側石垣

天秤に架渡し、要所は込栓止めにして、裏板は母屋上に厚六寸の角材を種として隙間なく二寸五分勾配に列べ打ち、其上に五寸勾配の普通日本小屋を設け、一尺五寸間毎に種木を打ち野地とし、土臺葺瓦葺として居る。而して、以前は此小屋穴間に粗朶を填充して居たのであるが、維新後葺替の際之を除いたものと思はれる。

以上の休息處火藥庫の類は年來自然の腐朽破損の儘放任せられ、且つ日露戦争の戦利品を積込んだ爲めに床が破損して居る等、遠からず一大修理を要すべきであつた際、彼の大正十二年秋の大震災で非常な被害を蒙つて第三臺場の陣屋の如きは將に倒壊せんとし、火藥庫一棟は遂に倒壊し他の一棟は辛うじて倒壊を免れた。又沖側の石垣が三箇所大破壊を爲し西側の方面に大龜裂を生じた。又第六臺場の陣屋も屋根瓦が墜落して多大の損傷を蒙つた。依つて本市は後章に於て述べる如く、大正十四十五年の兩年度に於て之れが復舊工事を完成した。外部石垣の崩壊は未だ其儘であるが之は昭和二年度に於て復舊工を行ふ豫定である。周圍の土壘の内部に添ふて設けられた玉置場は一種の穴藏で、周圍は總て石垣を以て築かれ、天井も石を並べて築かれて居る。併し入口は開かれた儘となつて居る。尙現今煉瓦を以て支柱が施されて居るなどは總て維新後の改

修である。

第三、築造時代の情勢

徳川幕府が寛永十六年鎖國令を斷行して、堅く門戸を鎖して以來二百有餘年の久しきに亘つて、所謂武陵桃源の夢に耽つて居たのであるが、此間に於て歐洲の形勢は段々と變化して來た。即ち各國共東方亞細亞の經略に力を盡し、西歐の勢力は年と共に東亞の天地に加はつて來た。露西亞の手が段々延びて我が北邊を侵略せんとして來たのは、即ち其の一端である。

今其の一般に就て概説し、略々當時の情勢を明かにしやう。

天明年間露國の船が我が北邊に出沒したので、幕府は同五年使者を派遣して蝦夷地を巡視せしめた。當時林子平は海國兵團、三國通覽を著して大に外寇に備へなければならぬことを論じたが、幕府は之れを以て、無根の説を唱えて人心を煽動するものとし、其版木を焚き捨て、子平に蟄居を命じた。之れ寛政四年五月の出來事で、子平は翌五年禁錮中に歿した。

然るに、其年九月露國の使船が我が漂民を乗せて根室に來つて通商互市を求めた。幕府は翌年

其の使節を松前に招致して、通商のことは長崎に至つて請ふべきを諭して歸還せしめた。其後十二年間露國の船舶は來なかつたが、文化元年八月に至つてまたも露國の使節が長崎に來て、先年松前に於て與えた信牌を示して通商を求めたが、幕府は翌年三月に至つて、通商貿易は、國法の嚴禁するところであるからして、許可することは出來ない旨を諭告して歸航せしめた。

かくて露國は度々の要求を拒絶せられた結果、愈々其の魔手を我が北邊に伸して來た。即ち、文化三年九月露船が樺太に侵入して土人を掠奪して去り、同四年四月擇捉島に侵略して漸次樺太に及び、官舎を焼き、砲を發し、南部、津輕兩藩の兵を撃ち退け、掠奪を恣にして歸還した。其の結果幕府は更に仙臺、會津の二藩に命じて、蝦夷地を守らしめた。

文化五年八月英船が長崎港に闖入した。長崎奉行松平康英は佐賀藩の兵を徵したが急場の間に合はず、守備兵の不足から急變に應ずることが出來なかつたので、康英は自殺して罪を謝し。佐賀藩主鍋島齊正も亦所罰せられた。蓋し此の年長崎の守備は佐賀藩に於て爲すべきであつたが、手薄にして此の不仕末を來したからである。

文化八年末またもや露艦一隻が利尻島に來著し、乗組員を上陸せしめて、南部藩の守備兵三千を交ふるに至つた。この紛擾は九年十年と繼續したが、結局露國側の謝罪で局を結んだ。其後暫らく露艦の侵入は中止せられた。

然るに英國の船艦は其後度々來航し、文化十三年には琉球に來つて互市を請ひ、尋で文政元年浦賀港に入つて同様の要求を試み、更に同五年またもや來航したが、彼の要求は悉く拒絶せられたので同七年には常陸の天津濱に上陸し、又薩摩の寶島に上陸し掠奪を恣にして歸航する等甚だ穩かならざる行爲を敢てした。

如斯、天明の頃から外國船の出沒する處となり、文化文政に至つて益々甚しきものがあつた。依つて幕府は文化二年正月外船待遇令を發し、更に文政八年二月には斷乎として外船打拂令を發するに至つたのである。(最も天保年間には緩和令を發したが)乍併、之れに依つて外船の來航が止むべきでない。弘化年間には米船が浦賀港に入り、英國の測量船が長崎に來た。同三年には英佛兩國の船艦が琉球に來て通商互市を要請し、嘉永元年には佛船が琉球に、同二年には、米船が長崎に、英船が浦賀港に來つて、種々の要求を試みたけれども、幕府は斷乎として之れを拒絶したけれども、其の鎖國政策が日に月に強大なる壓迫を受けつゝあることは争はれない。

此の間、和蘭は使節を送り好意を以て海外の事情を陳べ、開港の有利にして鎖國の不得策なることを忠告したが、幕府は、貴國の好意は感謝するが、祖宗歴世の法は變更することが出来ぬと稱して聞き入れない。又蘭學者で、海外の事情に明るい高野長英は「夢物語」を著し、又渡邊華山は「慎機論」を作つて鎖國の不可なることを論じたが、兩人は之れが爲めに幕府の忌諱に觸れて、華山は蟄居を、長英は永牢に處せられた。而して、幕府は武備を修めて然る後打拂令を發せんとして、嘉永二年十二月には、實に左の如き布告を發して居る。

近來漂流に無之度々渡來……追々横行の振廻増長せしめ候を、此儘被差置候ては、御國威にも拘り不容易事に付、此節にも嚴重之取計方可被仰付哉に候得共、右様被仰出候ては何方にも何様之儀出來可致哉難計候に付、其以前防禦手當實用之處厚可被申付候 云々

之に依つて見ても、大體當時の幕府の意向は伺はれるが、遂に嘉永六年米艦の來港に依つて最後の決心を爲すべく餘儀なくせられた。我が品川臺場の築造が即ち之れである。

八代將軍吉宗は英邁の資を以て幕政に臨み、夙に内外の情勢を洞察して蘭學講究の端を開き、宗教以外の天文、地理、數學、醫學等の研究を行はしめたが、それ等の學徒の中には戰術、築城法等をも併せ研究する者も輩出した。恰も當時諸外國の船舶の來往も夥しく、漸く我が國の對外

關係は複雑且つ困難ならんとして居る時代であるからして、天下に志を有する士が、外國の事情を知ると共に之れが對應策として戰術、築城法を攻究したことは全く自然の數であつて、茲に端なくも織田信長に依つて我國の築城法に一大改革を加へられて以來二百有餘年にして、再び之が大變革を來すべき機運が蘊釀せられて來たのである。

天明寛政以後是等の蘭學者の中に於て、殊に國防方面に於て傑出した者は前述の林子平、渡邊華山高野長英等の外、我が國西洋火砲の祖高島秋帆、江川坦庵、佐久間象山の如き人傑があり、爲政者にも松平定信、徳川齊昭、鍋島齊正、島津齊彬の如き賢相名君があつた。又鷹見泉石の如きもあつた。

前述の如く天明寛政以後露國に依つて、北邊を脅かされ、更に文化文政以後に於ては、英米佛等の列強に依つて、西海及江戸近海まで侵入せらるゝに至つたので、鎖國一點張りの幕府も流石に晏如たる能はず、寛政中老中松平定信は海防に關する布令を發し自ら房總豆相の要地を巡視し、その意見書を發表して居るが、間もなく職を退いたので實行するに至らなかつた。

乍併、前述の如く外船が恣に江戸近海にまで侵入するに至つたので幕府は屢々沿海の要地を調

査せしめ、遂に文化五年に至つて第一次の近海防禦施設を行つた。即ち相模三崎の城ヶ島、安房ヶ崎、浦賀の灯明臺、同所走水觀音崎、下田須走崎、安房の洲之崎、上總の百貫、以上の六箇所に臺場を取立て、同七年には相模浦賀、安房上總浦にも亦臺場取立の命を發するに至つた。

然るに是の歲から天保十年に至る約三十箇年間は、幸に國家に大事なく、年穀も豊饒であつて將軍は後宮に驕り閣臣は太平を頌し、士庶は奢侈に耽り、即ち上下只管太平鼓腹を祝し絶えて兵事を談ずるものなく、況んや外患邊防の事の如きは、之れを高閣に束ね、前賢苦心の蹤は全く影も形もなき有様となつた。然し此間に於ても絶えず外船が邊海に出沒して一日も其の防備を忽にすることの出来なかつたことは既に述べた如くである。此處に於て天保八年正月江川坦庵は伊豆下田の防備に關して砲臺築造の急を建議し、爾後數回に亘つて江戸灣口防禦の建議を上つた。又同九、十兩年に亘つて古賀洞庵は「演防臆測」の一書を著はして沿海防備の已む可からざる所以を論じた。

同十三年には佐久間象山が上書して、「天下の大計八策」を陳べた。要は臺場を建設し、戰艦を建造し、大砲を鑄造し、兵備を充實し、學校を振起し、賞罰を明かにすること論じ、更に江戸灣防禦に關し、稍具體的の獻策を爲した。

之れより先、天保十二年に我が國の識者をして覺醒せしむるに足る一つの出來事があつた。是歲五月幕府が高島秋帆父子に命じて、西洋火砲効力の試験を府下徳丸原に於て行はしめたが其の實驗の結果、西洋火砲の威力の如何に強大であるかが實證せられたことである。高島氏此度の西洋火砲實驗の効果は、我國に於ける洋式築城法に依る砲臺建設に最も有力なる動機を與えたものとして特記しなければならぬ。今其の遺跡には、大正十一年六月有志に依つて、徳丸原遺跡碑が建設せられ、其の時の本陣赤塚村松月院には高島秋帆紀功碑が建てられて、永く同氏の功績が顯彰せられて居る。

幕府は前述の弘化元年の和蘭使節の懇切なる忠告に鑑みる處があり、更に國內に於ても西洋の事情に通曉した人々の建白もあつたので、天保十三年から嘉永初年に亘つて第二次の近海防備施設を行つた。即ち、浦賀の千代崎、松輪崎、觀音崎の旗山、猿島、多摩川口の羽田、安房の大房崎の各所に砲臺を設けて萬一に備ふる處があつた。

又嘉永二年英人浦賀に上陸し下田を剽掠し邊海の測量を行ふ等の暴舉あつて以來、海防の議論

が俄に沸騰して、外國船通航の頻繁なる壹岐に福江城を、松前には福山城を、更に外國交通の關門である長崎港口の神ノ島伊王島にも臺場が築かれた。而して是等の諸臺場には多く新式の西洋火砲が据附けられたのである。

加之、幕府は高島秋帆の建白を容れて西洋式砲術の試験を行つて以來、同人及江川坦庵等に命じて西洋式砲術銃隊の操練を教習せしめ、大船の建造を許し、大砲を鑄造せしめ、砲術稽古場を取立るなど頻りに武備を修めることを奨励した。各藩も亦之れに習つて大に西洋式調練を奨励した。而して江川氏が最初に西洋式調練を施した場所は、舊芝離宮構内の同氏の屋敷で、當時入門したものの四千人と稱せられ、明治陸軍の建設者は實に同氏の門下より輩出せしものが多い。現在では同地は皇室から遞信省に御下賜になり、記念の銀杏樹が一本そり立つて往時を物語るものゝ如くである。徳丸原の遺跡の保存と共に明治陸軍發祥の由緒深き遺蹟として保存の必要がある。

嘉永三年江川坦庵は再び下田港防備の建議をなした。

同五年には和蘭加比丹は風説書を幕府に上つて曰く、亞米利加合衆國に於ては近く使者を以て通商互市を請ふ處があるであらふ、若し之れを拒絶すれば、必ず騷亂を生すべきを告げ、且つ、

通商の方法規定等に關しても注意し、又別に米國が歐洲諸國に送つた。「日本をして鎖國の法を解かしむ可し」云々の通牒を添へて上つた。然るに、幕府は、之れに對しても唯和蘭の好意を謝するのみで、漫然拱手何等の措置をも講ずる處がなかつたのであるが、果然翌嘉永六年六月三日突如として太平洋の一角から米艦が現はれて、我が國の上下を震駭せしむるに至つたのである。

第四、築造の目的と動機

品川臺場は嘉永六年米艦の渡來に際し、江戸近海防備の必要を認め徳川幕府が築造したものである。

米船の浦賀來航に依つて、國を舉げて恐怖と狼狽の巷と化したことは、餘り著名なことであるから更めて述べるまでもない。幕府は特使を遣はして、米使節と折衝せしめるに同時に、横濱の本牧、大森及羽田臺場、品川御殿山、妙國寺前、品川洲崎、芝高輪、鐵砲洲、深川永代寺、濱御殿の各所に長崎、肥後、越前、姫路、阿波、柳河、高松等の諸大名を配置して内海警備の任に當らしめた。之れ江戸幕府防備の第一線に當るもので、次に武州金澤、神奈川、安房館山、勝山、

洲ノ崎、上總久留里、一之宮、大多喜、鶴牧、勝浦、下總濱村、銚子、伊豆下田、大島、相模走水、浦賀等の要地は諸大藩をして警備の任に當らしめた。

如斯江戸灣防禦を嚴重にして萬一に備へる處があつたのであるが、蓋し元和偃武以前の舊式武器を以て彼の新銳に應戦せんとしたのは、今から考へて見れば滑稽と云ふより寧ろ悲哀である。幸にして折衝の任に當つた浦賀奉行や林大學頭の措置よろしきを得て、米艦が再來を約して拔錨したので、爲めに上下安堵の胸を撫で下ろしたのであるが、黒船來の警報に驚いたのは、決して幕府の有司計りでない、事情に暗い一般市民は今にも戦端が開かれるものゝ想像し恐怖して老幼婦女を相携へて續々市外に避難する、流言飛語は盛んに行はれる。人心の恐慌其の極に達し、役にも立たぬ武器が飛ぶが如くに賣れてゆく、物價は俄かに昂騰する、江戸全滅の期が目睫の間に逼つたやうな騒々しさであつた。

太平の眠りを覺ます蒸汽船(上喜撰)たつた四はいで夜も寝られずと澄まして居たのは特殊の人の獨自の心境であつて、一般市民はそんな痛罵や洒落どころではなかつたのである。

此間に於て將軍家慶は六月十九日突然重病の床に就き、越えて七月二十二日其の訃を發するに

至つた。その病因はこの度の黒船事件に驚心痛慮したからであると云はれて居る。大御所家齊を父とし太平の世に生れ婦女子の手に成長した彼のことであるからして無理もないことである。而して十三代將軍は其子家定が拜命した。恐ろしい米艦も一應歸還した、將軍も無難に襲職した。之で漸く少康を得たのであるが、それは眞に束の間の平靜で、近來屢々邊海に闖入する諸外船に對し、殊に正面から正々堂々乗り込んで來た米船の精銳に對し、其の根強い要求に對し、如何に優柔不斷の幕府でも、流石に晏如たることを許さない。然るに後章述ぶる如く江戸灣防備に關しては、幕府は曩に二回に亘つて沿海要地に砲臺を築造したが、何れも舊式な築造法に依つたもので、最新精銳の武備を施した外船に對しては、脅威の具ともならない程の幼稚さで、一度敵船が觀音岬の咽喉を通過せんか徳川氏苦心經營の江戸城は巨彈一發の下に焼夷せらるゝのみでない、流石般賑莊麗を極めた、江戸市街も哀れ一片の焦土と化し去るであらふことは之れ識者を俟たずして瞭かであるからして、江戸城防備の輿論の高唱せらるゝのも誠に當然なことである。

閣老阿部伊勢守は、先年來近海防禦に對し屢次建議した伊豆韭山代官江川太郎左衛門を招て、和戰の利害、及國防武備等に關し詳細なる諮問を遂げ、其の結果同年六月若年寄本多越中守に命

じて武相、房總の海岸見分を行はしめ、江川氏を之れに隨行せしめた。此の時の調査は超えて七月に及んで居る。「汲深齋晴陰記」(本多家記録)の一節を見れば

嘉永六年癸丑ノ夏七月十四日ニハ神奈川驛ヲ卯ノ刻過立出同所ノ船付キヨリ五大力船ニテ川路江川同船ナリ先ツ川崎ノ方ヘ乗廻シ夫レヨリ、稻荷新田地先下ノ洲、鈴木新田地先横洲ヨリ、正木ノ洲、沖ノ洲、龜ノ甲洲是ヲ三洲ト唱ヘ、先ヅ三ツノ暗礁ナリ、右等ヲ測量シ夫レヨリ大森村ヨリ打場邊海上乗廻リ品川濱手元船繫場邊見分シ畢リ、小舟ニテ品川ヘ着船、九半時此北品川驛ノ本陣ヘ到リヌとある。而して、此の一行に桂小五郎後の木戸孝允も加つたこと記してある。

此の近海見分の結果江川氏は嘉永六年癸丑七月建議書を上つた。

海岸御見分ニ付見込之趣申上候書付

此度本多越中守海岸爲見方被差遣候節差添可罷越旨被仰付候ニ付則川路左衛門尉其外一同差添罷越御臺場を始其他之地勢船路等をも一通り見分之上見込之趣左ニ申上候

一、御軍船之儀に付ては、毎度申上置候通堅實ニ無之候ては、御備相立不申候間、早速阿蘭人へ被仰付軍船並蒸汽船御取寄、猶其上にも在留の「オヒタン」へ「リニー」ソレガット「コルヘット」ブリツコ「ホンバル」デイルコルベット「カノネールボート」船等の雛形被仰付候様仕

度、右は私共におゐても蘭書の内何様にも製鑿も可仕候へども、其のもの有之候へば、手短に事柄相分申候、然る上は御取寄の船を手本に仕、數百艘御打建相成候はば、實御國威を振ひ候基本と罷成可申、一體是迄軍船渡來之都度々々、彼是心配仕候も、畢竟彼船の堅實なるを、砲術の精密なる故の儀にて、此廉優劣無之候はば、敢て可懼事は無御坐、且器械備及候へば、士氣盛に相成候自然の道理に有之、乍去、早急船中の働方熟練も仕間敷候へども、臺場の助けに仕候に付、速かに御用立可申、尤無事之節は、右船の内を以て御廻米等運送仕候へば、自ら船取扱も熟し、御米無難に著岸可仕、右は精々御世話御坐候はば、地球一周仕位とか、和蘭陀迄被差遣候か申程の儀は、如何可有御坐候哉不相知候へども、一兩年の内には、平常乗狎候、海上にては急度御用立可申、此度御見分に付ても種々勘考仕候處、何れにも御軍船御製造之儀當節の御急務と奉存候

一、品川沖の儀、海上淺深大體二三間ならでは無之、埋立方も御手輕に付、羽田沖から中川尻へ取付兩國川尻等へも夫々御臺場御取建、其上西は相模國三浦、鎌倉郡、安房上總國の内、砦等も御築立、海陸之御警衛相立候様仕度、御臺場箇所並位置等は猶取調可申上候、尤縦右様相成

候とも、前條に申上候御軍船御製作無之候ては、誠に窮屈のものに相成、迎も十分御全備とは難申上候

一、富津洲先地船道路丈相残し、其他は悉く埋立候様にこの御沙汰の趣にて、夫々積方等仕候哉に付、篤と勘辨仕候處、右洲中不殘埋立と申も御手重の儀、使方も如何可有之哉、且江戸内海へ差引候潮水を吞吐仕候海口故、非常に埋立候はば潮水之に激し、汐路相狂ひ、存も不寄洲中切所出來却而不便利の次第可生哉難計、房州先は先づ其儘被差置、汐路に不逆様、簇山岬より富津臺場を見通し、海中拾町目々々々へ新規御臺場築立、其間に少々つ引下、當御臺場御建二十四ポンドより八十ポンド迄の大筒御据付、小筒並短筒共人數に應じ銘々へ御渡し、常に大砲の打方稽古等厚御世話有之候はば可然奉存候、尤右御臺場の大小並位置等之儀は、御勘定方取調の繪圖面へ掛札の上、追て可申上候、右は差掛候儀に付前書の通取調候儀には御座候へども、富津洲中之儀は、何分容易に見据付兼候間、兎も角も、御試のため右洲先へ枕棹九組も差入使方並洲の變化を伺ひ、其模様を寄洲先より猿島迄埋立候はば可然哉、猶再考仕度奉存候

但簇山より富津迄の間、御臺場築立候共、萬一洪波等にて打崩れ申間敷ものも無之、左様の節御臺場は無是非次第に候へども、大筒其外莫大の御入用相掛候品々、一時に海底のものも可相成哉、此儀も懸念仕、彼是も再考仕候處、簇山より富津當時の臺場迄凡一里三十五町餘の内、簇山より五町程相隔候處より凡一里程の間、汐干には所ろ／＼上面を顯はし、満潮の節は、打越候程に埋立船路を支へ、夫より富津寄淺瀬の方へ御臺場御取建相成候へば、本文中申上候より御手輕に可相成哉と奉存候

右は一と通り見込之趣申上置候以上

丑七月

江川氏に依れば、先づ軍船を製造の急を説き次に江戸灣防禦は富津觀音崎に對して臺場を築き其の中央海上に海堡を築くにありとし、品川沖に臺場を築くことに關しては深く述べて居ない、けれども、幕府は熟議の結果終に品川沖に臺場を築くことに一決した。「汲深齋晴陰記」に此の間の消息を記して

前ニモ誌シタル如ク、江川氏ノ見込ハ旗山十石崎邊ヨリ富津ヘカケ、水中ヘ連砲場ヲ築クコト容易ノ事ニ非

サレバ、夫レヲ差置先此ノ正木ノ洲、沖ノ洲、龜ノ甲洲ノ三枚洲ヲ地盤ニ取り、飛々ニ三ツ連砲場ヲ築建ナ
バ、是レ十石邊ヨリハ其功容易ナルベシトテ江川氏ニテ紙面迄出来議論モアリシガ、是亦四五年ノ成功難斗
トテ、遂ニ品海砲臺ノ議ニ及ビヌ

と記してある。要之、急場のことであるからして、幕府は、最も経費が少くて、而も短時日の間
に江戸灣の防禦を完成しやうとしたものである。茲に於て次章述べる處の内海臺場築造に關する
調査に著手する段取となつたのである。

第五、臺場の築造

幕府は嘉永六年七月二十二日閣老阿部伊勢守正弘、勘定奉行松平河内守近直、同川路左衛門尉
聖謨、目付堀織部正利熙、勘定吟味役竹内清太郎、同格代官江川太郎左衛門の五人に命じて、内
海臺場築造に關して左の如く調査を命じた。即ち

内海御警衛御臺場普請等の儀急速取掛候様被仰出追而は夫々掛りも可被仰付候得共不容易御用
柄如何にも大業の義に付取調方等一ニ通にては行届申間敷候間何れも引請取扱一同精力を盡し

何れにも成功致し候様可被相心得候右御臺場取建方且据附候大砲鑄立之儀は太郎左衛門に引受
被仰付候間御臺場形並御筒貫目挺數存意一杯之取調見込の趣早々申間候様可被致候

右之通申渡候間被得其意諸事申談候様可致候

丑七月二十三日新部屋におゐて御老中列座伊勢守殿被仰渡

とある。之れに依つて見れば、臺場築造の實際的の設計者が江川氏であつたことが明であつて、
其後に至り幕府は松平河内守等五氏合議上にするやうにこの達しを爲したものである。そこで五
氏は合議して八月初旬左の意見書を提出した。

江戸内海御警備御臺場其他御普請御入用積の儀、御遣方可相成諸色は關東筋御材米御遣方に致
し、石類を相州三浦岩、伊豆石等伐出し相用ひ可仕立方之儀と樋橋切組方棟梁並に江戸市中之
者共又者在方村役人物見元等相撰び、引受爲取計候様仕候得ごも、如何にも大業の御普請に有
之御作事御普請方へ普請方棟梁共之内ニは海面石垣築出之儀相心得候者可有之哉付、右棟梁共
呼出し得之方之工夫等夫々見込をも相尋合考仕候様取極時宜に寄御入用積をも爲仕候間私共よ
り斷次第無差支差出候様御作事奉行御普請奉行小普請奉行へ被仰渡可被下候依之申上候 以上

とある。而して御作事、御普請、小普請の三奉行からは左の書面を差出した。

書面江戸内海御警衛場御臺場御普請仕立方之儀御作事方、御普請方、小普請方棟梁之内石垣築立等相心得候者松平河内守始五人より斷次第差出候様被仰渡奉承知候

丑八月三日

御作事奉行

御普請奉行

小普請奉行

此處に於て幕府は、同月二十八日附で前記松平河内守等の五名を内海御臺場御普請並大筒鑄立御用を命じた。乍併、眞に泰西の兵學築城法に通曉し、砲臺設計の大任に當り得るものは江川太郎左衛門一人であつて、他は悉く行政又は財務に關する人々のみである。

江川太郎左衛門は字を英龍、垣庵と號し、伊豆韮山に於ける七百年來の舊家で、伊豆、甲斐、武藏地方の代官として令名高く、夙に蘭學を學び旁、砲術を高島秋帆に就いて修め、更に自ら研鑽工夫の功を累ね、當時西洋流の砲術家として彼の右に出づるものはなかつた。されば前章述ぶるが如く假令、彼の設計其儘が採用せられなかつたとは云へ、品川砲臺の眞の設計者は江川氏其

人で其の功績は實に千古不朽と稱しなくてはならぬ、安政二年正月十六日江戸に於て没し、韮山本立寺内の祖先の塋域に歸葬した。行年五十五歳。江川氏は又趣味の方面にも造詣が深く書も巧であり繪畫の如きは専門家の域に達して居り、其の作品と稱せらるゝものに多くの僞品さへある程である。明治維新後正四位を贈られた。

前記五名と前後して御用掛を命ぜられたものに老中阿部伊勢守正弘、同牧野備中守忠雅、同松平和泉守乗金、同松平伊賀守忠優、若年寄遠藤但馬守胤統、同本多越中守道貫、目付戸川中務大輔、勘定組頭岡田利喜次郎、同後藤一兵衛、同中村爲彌、奥右筆原彌十郎、同早川庄次郎、勘定方安田官太郎、同上川傳一郎、徒目付組頭田中勘左衛門、徒目付小田切清十郎、同平山謙次郎、小人目付山本文助、同天笠鉢太郎、同田口五六郎、同石崎鐵次郎、同藤田幸造、同吉岡源平の二十三名が任命せられて居るが、當時同じく御用を命ぜられて御小人目付高松彦三郎が認められた、内海御臺場築立御普請御用中日記」(以下高松日記と稱す)に依れば、前記の最初任命せられた五名及び老中、若年寄、奥右筆等を省いて四十九名の多きに達して居る。之れ前者徳川實紀の記載と相違して居る點があるが、何れにせよ、當時の高官逸材を悉く網羅したもので、如何に其の計畫が大

袈裟であつたかが窺はれる。

九月初旬江川氏は臺場の模型を製作して之を老中阿部伊勢守に送つた。その當時の書面に

以剪紙啓上仕就ば内海御臺場雛形入壹個爲持差上候封印之儘御手元え御上ヶ可被下候右可得貴意如此御坐候 以上

九月 四 日 (六年)

江川 太郎 左衛門

河部 伊勢 守 様

御 用 人 中 様

とある。而して其の雛形は木製で口圖に示した如く二箱組合一組で現に二組保存されてある。一箱の長さ三尺八寸九分、幅二尺四寸五分である。

之れに依つて見れば、其の設計も極めて短時間の間に行はれ雛形等も出来上つたことが知られる。併し砲臺の築造は後に記するが如く其の八月著手し、九月初旬高輪如來寺を元小屋と定め、御目付等が之れに詰めて指揮監督の任に當り、又夫れ以下の役員も高輪東漸寺を始め品川法禪寺等高輪品川筋の寺々に夫々分宿して其の工を督した。

内海御臺場の設計は前にも云ふた如く、品川宿目黒川口の沖合から、深川洲崎の沖合にかけて連珠の如く十一基築造する目的であつて、目黒川口の御殿山下砲臺は最初の豫定には這入つて居ない。今其の設計書なるものを一見すれば實に如左である。

一 番 臺 場

水中埋立 満潮而下一丈一尺五寸

立 坪 二萬六千二百四十七坪

(内二萬七百七十二坪九合土砂、五千百三十三坪一合三浦丹土岩、四百一坪三浦岩)

積 高 金一萬二千四百兩

二 番 臺 場

水中埋立 満潮而下九尺三寸

立 坪 一萬九千八百十八坪四合

(内一萬六千六百六十六坪八合土砂、三千二百五十坪六合三浦土丹岩、四百一坪三浦岩)

積 高 金一萬一千六百二十兩

三 番 臺 場

水中埋立 滿潮面下九尺
立 坪 一萬九千三百五十一坪
積 高 (內一萬五千七百八十八坪九合土砂、三千四百九十九坪一合三浦土丹岩、四百十三坪三浦岩)
金一萬一千三百九十兩

四番臺場
水中埋立 滿潮面下九尺六寸
立 坪 一萬三千五百七十三坪八合

積 高 (內一萬四百九十二坪二合土砂、二千七百六十六坪三浦土丹岩、三百二十一坪三浦岩)
金六千六百九十五兩一步

五番臺場
水中埋立 滿潮面下六尺九寸
立 坪 九千三百二十九坪

六番臺場
水中埋立 滿潮面下七尺三寸
積 高 (內七千五百二十九坪九合土砂、千四百七十八坪六合三浦土丹岩、三百二十一坪三浦岩)

七番臺場
水中埋立 滿潮面下七尺八寸
立 坪 五千九百二十四坪
積 高 (內四千八百九十五坪六合土砂、七百七十六坪五合三浦土丹岩、二百八十二坪三浦岩)
金三千五百七十六兩一步

八番臺場
水中埋立 滿潮面下七尺
立 坪 六千六百四十三坪一合
積 高 (內五千四百九坪四合土砂、九百五十一坪三浦土丹岩、二百八十二坪三浦岩)
未詳

九番臺場
水中埋立 滿潮面下六尺三寸

立

坪

五千九百二十四坪一合

(内四千八百六十五坪六合土砂、七百七十六坪三合三浦土丹岩、二百八十二坪三浦岩)

十番 臺場 (九番同じ)

十一番 臺場 (同 上)

豫定の如く十一基築造するにせば、埋立合計立坪十二萬七千五百五十四坪八合で、外に松杉の杭木四萬一千百五十五本となる。この埋立て計りでも總豫算金七萬一千兩(未詳分は約四千圓を假定)を要することになるが、經費の問題に關しては別に述べるから此處では省略しておく。

幕府は以上の計畫に基いて先づ一、二、三番までの三基を築造せんとして、之を入札に附し、御大工種梁平内大隅の請負で嘉永六年八月二十一日著手した。之れペリー提督が浦賀を去つてから僅かに二箇月しか経たない。而して經營大凡八箇月で翌安政元年四月竣工した。

五、六番の兩基及品川御殿山下砲臺は勘定御用達岡田治助が其の工事を請負ふて、安政元年正月著手し同年十一月竣工した。

四番と七番とは築造に著手したが、前者七分、後者は僅かに三分計りの工事を以て中止し、八番以下は全然著手しなかつたことは前述の通りである。

杭木の數は設計書の通り關東方面の御材木を用ひ岩石の類は相模伊豆又は安房邊から取寄せた。土砂は品川御殿山を始めこし泉岳寺境内及高輪品川等の諸侯邸宅の高地を堀鑿して使用した。

又この二箇年に亘る大工事に従事した石工土工達は殆んど全國から集つて來た。嘉永六年十月末に於て、千住の旅籠屋松島屋新太郎が品川御代官を経て土方五千人に對し、木綿頭巾差出方を願出で、平内大隅の手限り取扱つても差支ない旨御差圖のあつたことに依つても、その數五千に達したことが知られる。

土砂等の運搬に對しても幕府は六年九月初旬「土砂運送船令」を發して運賃の高騰を取締つて居るが、當時土船千四百艘若しくは二千艘とあるからして、品川灣内は恰も晩秋の池上に落葉の浮散して居るやうな光景であつたことが想像せられる。是の故に海陸共非常に混亂を來したので、東海道筋の高輪海岸は晝間は土庶の通行を禁止して、品川山王北馬場から二本榎を経て三田聖

坂を通行せしめた程である。

かくて第一、第二、第三の砲臺の竣工するや、安政元年五月阿部伊勢守を始め、老中、若年寄、御側衆、及勘定松平河内守以下川路左衛門尉、岩瀬修理、竹内清太郎、江川太郎左衛門等掛員其他が打揃ふて檢視を行ふた。また水戸中納言及前中納言も御覽になり、更に其の月の十八日には將軍家定供揃を爲して上覽の爲め御成があつた。阿部伊勢守以下掛員出張して、伊勢守御説明役を承つた。將軍は細かに視察して氣嫌麗はしく歸營せられた。

引續いて七月には、「御臺場見置之令」が出て、布衣以上の役人の見學を許されたので、連日の如く諸役向の參觀者が押寄せた。其後御三家御三卿の御家來衆も參觀した。是等當時の物珍らしく參觀者の押寄せた状態は「高松日記」に能く認められて居る。

幕府は砲臺築造の竣工せんとするや、安政元年十一月阿部伊勢守以下に、夫々行賞を行つた。殊に阿部伊勢守には、御刀（備前國長義代金三十枚）本多越中守には御刀（濃州正廣代金十三枚）遠藤但馬守には時服六を御自手下された。其他の諸役員にも夫々行賞があつた。最初から工事を監督した御小人目附高松彦四郎の如き金拾兩頂戴に及んで居る。而して、設計者江川太郎左衛門の嗣

保之亟に對しては超えて翌安政二年五月、金七枚、時服二を賜はり、且つ芝の海岸へ六千六百餘坪の地を賜はり、垣庵生前の功勞を追賞せられた。

其他之れに先つて大筒鑄造其他に従事した諸員に對しても夫々行賞せられた。

最後に此の砲臺の設計者江川氏の意見なるものを瞥見してこの章を結びたい。江川氏の秘記に其の設計に關し左の如く記してある。即ち

品川沖臺場の儀は、君（垣庵）の兼ての儀には大いに相違あり、君の意にては、沖の洲、龜甲洲、夫より富津の州、又は相州猿島等へも堅牢の砲臺取設け、其上豆州下田港浪華等へも追つて確實の砲臺取建候積り去りながら數十ヶ所に一時に建築は行届かず、之に依て、先づ首府護衛の場所を第一に建設、夫より順次に取建候積りを以て、品川沖を始めに致し候儀にて其築法猶且つ我が意に背けり。

こ先づ大體の設計を述べ、（第一章建議書参照）次に此の砲臺の設計を概説して、其の様法を悉く洋式に採つたことを詳記して居る。

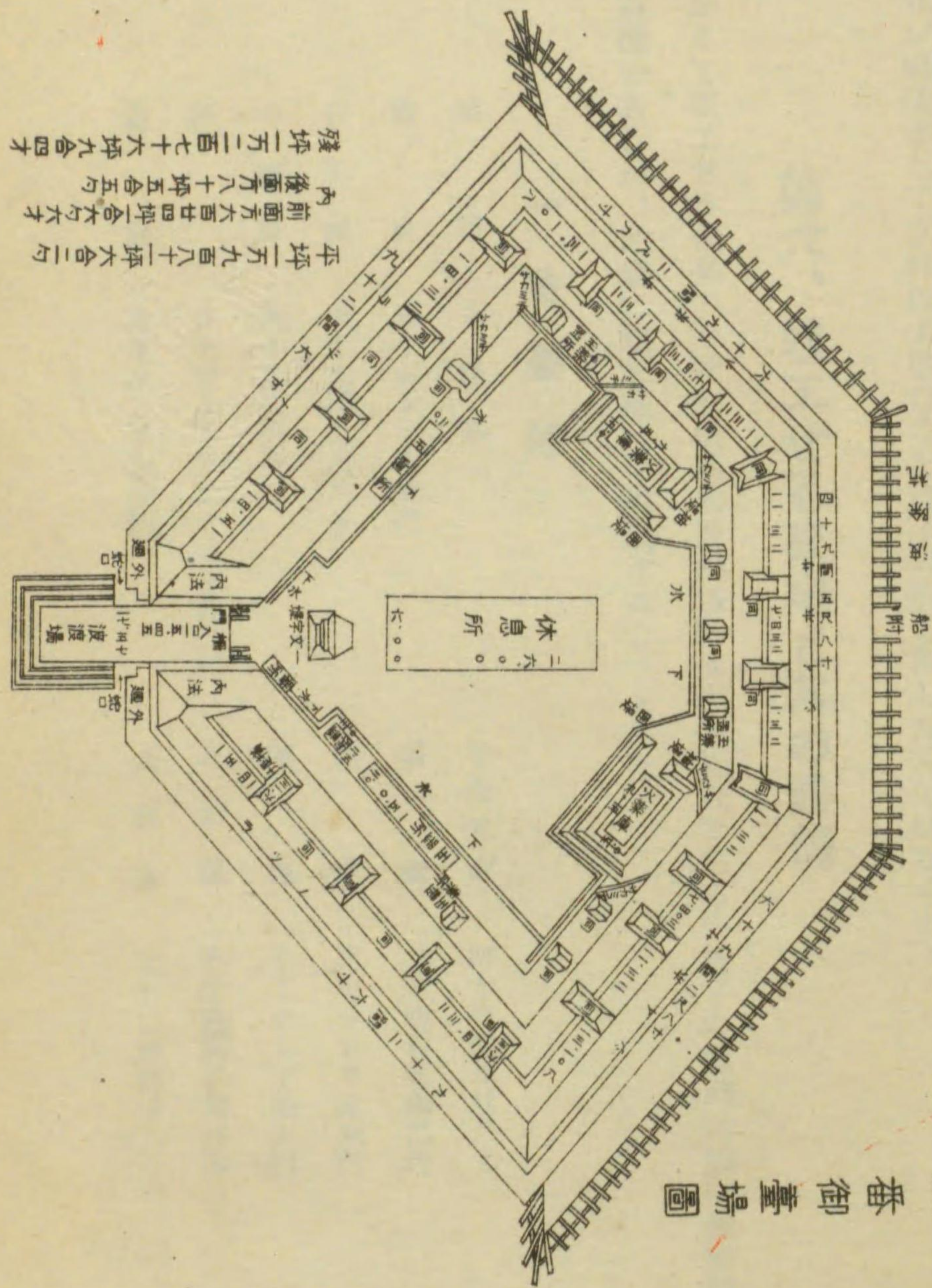
君は、一番、二番臺場は「カットパツテレー」二重砲臺の臺場を云ふに致し、且つ三番南方の「フハーセス」より縁を取り、次第に岡の方へ參り、最後のものは十一番に相成り、深川洲崎辨天の前にて終り候積の計畫にて且つ、右番數の外、四番（原註此處は只今少しく石垣を築き候迄にて有之候）の「フハーセス」よ

り縁を取り、南品川寄の處へ、更に大臺場を築き候積りに有之、臺場の儀は、「エンゲルベルツ」(人名)の築城書に載する所の間隔連條の内「レドゥテン」の「リニー」と申す堡にて、其南部を切り候ば、同人の海岸臺場の目的に三種有之と申す理に基き候儀にて、右三種と云ふは迎打の臺場、横打の臺場、追打の臺場にして、何れも西洋の規則に隨ひ思考候儀に候

記して居る。江川氏の計畫は左の如くであつたが、幕府の財政は此の専門家の設計も其儘實行することが出来なかつた。そこで、設計者である江川氏と、財務官の川路氏との間に、烈しい論議が行はれたことが、同祕記に載せられて居る。

君(江川氏)勘定所に於て、一日品川砲臺建築の構に付勘定奉行川路左衛門尉と意見を異にし、左衛門尉は津費額を主とし君は以て不可とし、左衛門尉益々説けば君益々屈せず、云く、誠に斯くの加くんば失禮の申分には候へ共竹へ繩を付け品川の沖に立置くも同様にて詰り砲臺建築の費は多少に拘らず國家無益の費と存じ奉り候と申されけるに付、滿場皆驚き、筆者筆を止め、算者は算を推し、窃に申候には、太郎左衛門は平常湯呑所にて湯も自由に飲まざる程遠慮深き人なるに、今日の太郎左衛門は平日の太郎左衛門に非ずと孰れも舌を捲き候由

とある。温健な江川氏も此の設計に關しては頗る昂奮して議論を闘はしたことが知れるが、結局財政が許さなかつたので江川氏の説の全部は容れなかつた。されば、之れを専門的の立場から



論じて、萬一に際して、果してそれだけ役立ち得たか否やは疑問と稱さなくてはならぬが、當時の我が國情として之れ以上望むことは不可能と稱しなくてはならぬ。

第六、竣工せる臺場と其の設備

かくて竣工せる砲臺の形狀面積備砲及建造物は左の通りである。數字の羅列は誠に興味尠く甚だ遺憾であるが、此處に煩を厭はず掲載することに、した。

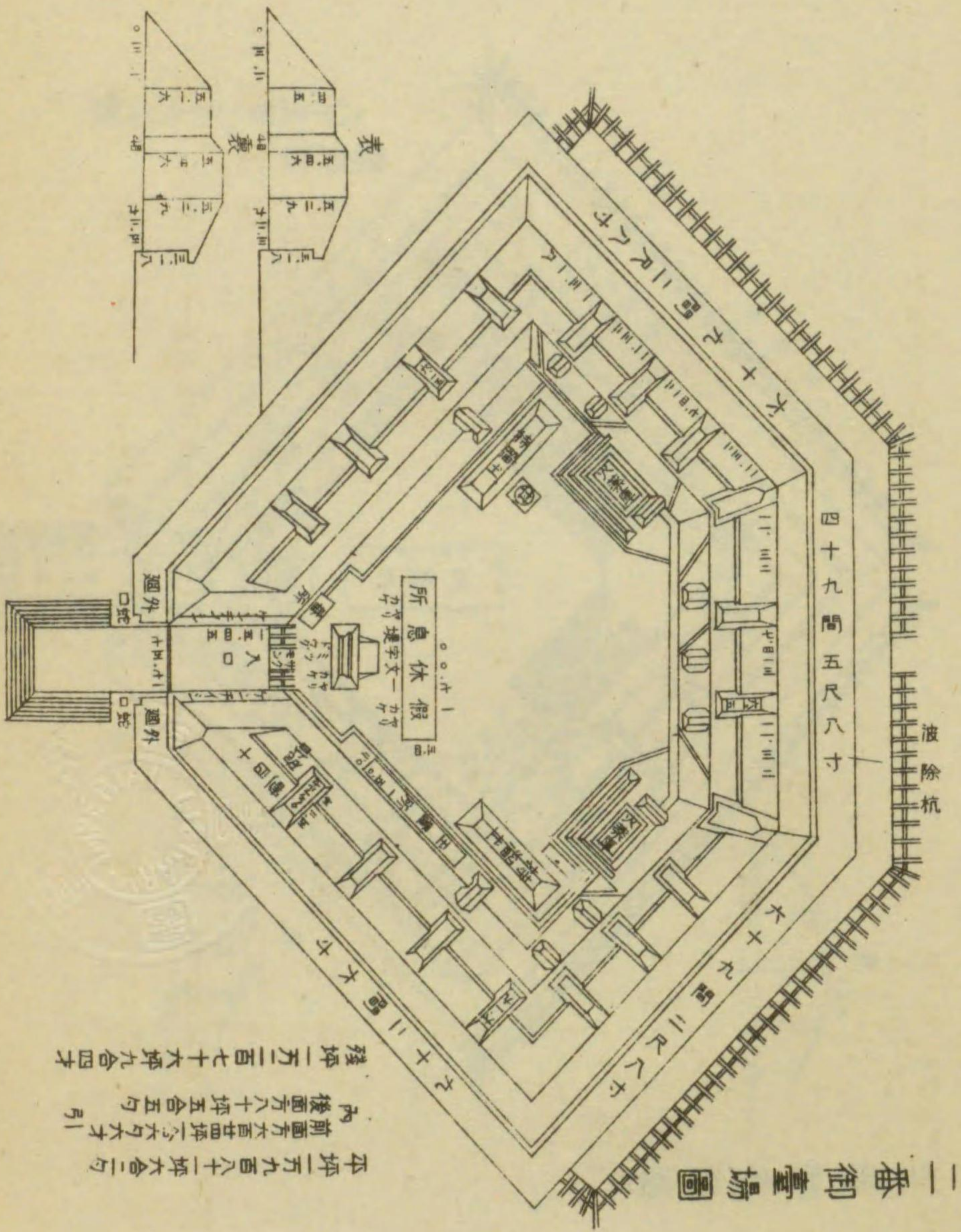
一番 臺場

形	狀	六稜形	中央正面	四十九間五尺八寸	
備	砲	八十ポンド砲四門	備	砲	二十四封度砲二門
右	正面	六十九間二尺八寸	備	砲	八十ポンド砲三門
右	側面	九十二間六寸	備	砲	十二ポンド砲六門
同		ランゲホーウィツスル砲二門	左	正面	六十九間二尺八寸
備	砲	八十ポンド砲三門	左	側面	九十二間六寸

備砲 十二ポンド砲六門
 備砲 ランゲホーウィッスル砲二門
 背面 十七間五尺七寸
 積 一萬二百七十六坪九合四才
 建造物 休息所一(二十六間六間)
 火藥庫 二 玉置所 二 玉藥置所 九 番所 一 物置 一

二番臺場

形狀 六稜形
 中央正面 四十九間五尺八寸
 備砲 八十ポンド砲四門
 備砲 二十四ポンド砲一門
 右正面 六十九間二尺八寸
 備砲 八十ポンド砲三門
 右側面 九十二間六寸
 備砲 十二ポンド砲六門
 備砲 ランゲホーウィッスル砲二門
 備砲 九十二間五尺六寸
 備砲 十二ポンド砲六門
 備砲 ランゲホーウィッスル砲二門
 背面 十七間五尺四寸
 積 一萬二百七十六坪九合四才
 建造物 假休息所(十七間三間四尺)



平坪万九百八十一坪六分二勺
 内 前面方丈五拾五坪六分六勺
 後面方丈十坪五合五勺
 殘坪二万二百七十六坪九合四才

火薬庫 二 玉置所 一 玉薬置所 九 番所 一 井戸 一

三番臺場

形	五稜形	右正面	九十二間四尺
備砲	二十四ポンド砲七門	同銃	三十六ポンド砲二門
左正面	九十二間四尺	備砲	二十四ポンド砲四門
右側面	七十九間三尺	備砲	二十四ポンド砲六門
備砲	ランゲホーウィツスル砲二門	左側面	七十九間三尺
備砲	十二ポンド砲六門	備砲	ランゲホーウィツスル砲二門
背面	十七間五尺一寸	面積	八千五百二十六坪余
建造物	休息所一(二十六間六間)		
火薬庫	二		
玉置所	二		
玉薬置所	七		
番所	一		
雪隠	二		
井戸	一		

五番臺場

形 狀 六稜形 中央正面 三十六間三尺

備砲	二十四ポンド砲四門	右正面	五十一間二尺
備砲	銃三十六ポンド砲一門	備砲	十二ポンド砲三門
左正面	五十一間二尺	備砲	ランゲホーウィツスル砲一門
備砲	十二ポンド砲三門	右側面	七十間四尺二寸
備砲	ランゲホーウィツスル砲一門	備砲	六ポンド砲三門
左側面	七十間四尺三寸	備砲	ランゲホーウィツスル砲一門
備砲	六ポンド砲三門	背面	十五間二尺二寸
面積	五千七百七十三坪餘	建造物	休息所 一 火藥所 二
			玉置所 二 火藥置所 十

六番臺場

形狀	六稜形	中央正面	三十七間二尺六寸
備砲	二十四ポンド砲四門	右正面	五十間
備砲	銃三十六ポンド砲一門	備砲	十二ポンド砲三門
左正面	五十間	備砲	八十ポンド砲一門

備砲	十二ポンド砲三門	右側面	五十八間三尺六寸
備砲	ランゲホーウィツスル砲一門	備砲	六ポンド砲三門
左側面	五十八間三尺	備砲	ランゲホーウィツスル砲一門
備砲	六ポンド砲三門	背面	十五間二尺二寸
面積	五千四百三十二坪餘	建造物	休息所 一(十五間六間)
			火藥庫 二 玉置置所 六
			雪隠 一

御殿山下臺場

形狀	五稜形	右正面	八十二間
左正面	八十二間	右側面	二十六間
左側面	二十六間	背面	百九間三尺
備砲	五ノ目玉舊式砲五門	備砲	一ノ目玉舊式砲二十五門
面積	七千三百八十六坪餘	建造物	役所 一(七間四間)
			供溜 一 玉置所 一

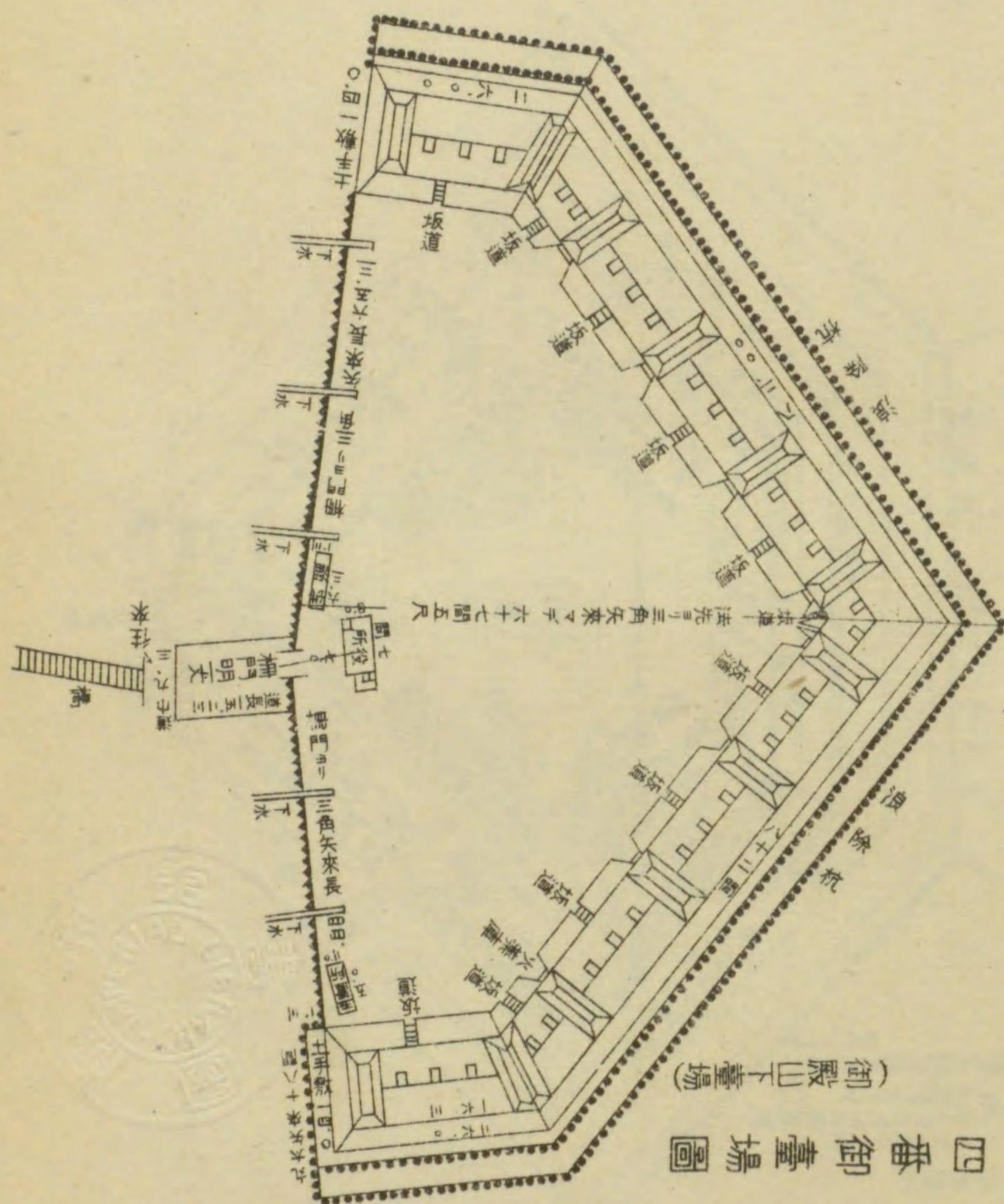
而して、是等砲臺の正面及左右兩側には波除柵が施してある。其他記入せられて居ない建造物井戸等も存したやうであるが、夫れ等は取立て、云ふべき程のものでないから省略する。

扱て此の砲臺は後に築造せられた、兵庫縣の和田岬西の宮の石堡塔及函館の五稜廓と共に其の形式を和蘭に採つたもので、江川氏の秘記に依ればエンゲルベルツの製城書に依つたこのこゝである。

次に据付の大筒は大部分湯島櫻馬場の大筒鑄立處で鑄造し更に佐賀の反射爐及葦山の反射爐に於て製作し、其他水戸烈公齊昭の献納せる大砲等をも据付けたこと、思はれる。

湯島櫻馬場の製作場は只今の東京女子高等師範學校の構内で、恰度順天堂病院と相對する場所であつて、鑄物師は淺草新堀端淨福寺門前鑄物師萬吉、日本橋小傳馬上町鑄物師久右衛門の兩人であつた。

湯島櫻馬場の製作處には「大筒並に其外製作御用小屋場」の札を立て江川氏指揮の下に其の製作を開始した。當時之れが製作は可なり嚴重なるもの、如く、製作場の門衛を勤めた同心連は松平河内守等五氏に對して「起證文」を入れてゐる。前書に、「此度の大筒製作は實に大切な仕事で



あるから我等は神明に誓つて門衛を嚴重にするに長々と書き立て、最後に例の

梵天帝釋四天王總日本國中六十餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權、三嶋大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬神罰冥罰可罷蒙者也、仍起請如件

嘉永六年癸丑九月五日

御門番

御持頭

馬場大助組同心

石上玄六

以下同心十一人記名

こあるのでも能く此の間の事情が窺はれる。

湯島の製作場は其後早稻田關口に移された。

佐賀の反射爐は我が國に於ける最初のもので、名主閑叟公の苦心經營に係り、嘉永五年秋既に長崎港外の神の島及伊王島に五十四門の大砲を鑄造して据付けた。幕命を受けた佐賀藩は別に多布施河畔に反射爐を新設して、鐵製三十六ポンドカノン砲二十五挺、同上二十四吋カノン砲二十五挺合計五十挺車臺共鑄造して、安政二年十一月佐賀を出發した。(是年七月佐賀藩から幕府に送つた大砲を搭載した順勢丸が紀州

今之れを「大筒數取調帖」に見れば、嘉永六年十二月の調査が二百六十門であつて、櫻馬場鑄立分百七十五門、佐賀藩より五十門、大阪表取寄分五門他の八十六門が葦山反射爐で鑄造せられるこゝになつて居る。

而してその經費を見るに、同年八月の「大筒鑄造入川の控」に依れば、豫算總額が一萬四千〇七兩一步餘で、其の内譯は大砲鑄造の費金九千五百五十五兩一步で、据附の臺製作費金四千五百二十一兩餘となつて居る。

次に同年十二月葦山に於ける「反射爐御用金遣拂仕譯勘定帖」に依れば、金五千二百五十六兩一步永百三十二匁を御役所より請取つた旨が記されて居る。同年十二月以降のことは能く判明しないのが各臺場に据附の大砲數が百五十一門と見えて居るからして、これだけの數があれば、試砲の上精銳なるものを選んで据附けられねばならない譯合である。

而して鑄造處の遺趾として存するものは、葦山の反射爐は現存して、既に内務大臣に依りて史蹟として指定保存せられ、佐賀及び水戸の反射爐は其の遺趾のみ存し、其他は何れも其の遺趾も絶滅して居る。又据附の大砲は葦山製のもの九段靖國神社神苑内大村兵部卿銅像の外柵内に据

付けられて居りるものがそれである云はれ、外に葦山反射爐構内に砲身四門が存し、佐賀製のものは九段遊就館に保存せられてある。

かくて一番、二番、三番の各臺場が完成に近くや、幕府は嘉永六年十一月其の警備を左の三藩に命じた。

一番 臺場 松平誠丸典則（武州川越藩主）

二番 臺場 松平肥後守容保（奥州會津藩主）

三番 臺場 松平下總守忠國（武州忍藩主）

而して、右各藩に對して、警備の資として金一萬兩ミ、芝金杉、高輪の海岸に陣屋ミして邸地を賜ふた。

次に安政元年十一月、五番、六番及御殿山下の各臺場が竣工に近くや、左の三藩に之れが警備を命じた。

五番 臺場 酒井左衛門尉忠發（出羽莊内藩主）

六番 臺場 眞田信濃守幸貫（信濃松代藩主）

御殿山下臺場 松平相模守慶徳（因幡鳥取藩主）

而して、酒井、眞田の二氏は増上寺表門通り及本芝に陣屋を賜ひ、眞田氏は後に警備の資として金一萬圓を賜ふた。

これで、砲臺も築造せられ、大砲も据けられ、之れが警備の任命もあつたので、本臺場築造の目的は一段落を告げたのである。

第七、經費と財源

臺場築造に要した金額は、「舊幕府留記」に依れば、總豫算額は

一金九拾八萬六千四百九拾壹兩三分餘

内海一、二、三、五、六、御臺場四番岩埋立品川御殿山下海岸御臺場御普請、大筒鑄立臺仕

立、玉鑄造、大船其他御船製造石類銅鐵諸拂代並諸職人足賃金額御入用

内

金七拾六萬參千八百七拾壹兩貳分餘

御臺場御普請御入用

金拾五萬八千九百六拾參兩壹分餘
金六萬參千六百五拾七兩餘

大筒並臺玉共御入用
大船其他御船製造御入用

但追而仕上の上増減御座候筈

とあつて、次に朱書して

同濟金七拾八萬九千八百五拾九兩壹分永二百五拾六文五分

一金七拾五萬貳百九拾六兩、永百八文參分、仕上御入用

伺濟と差引

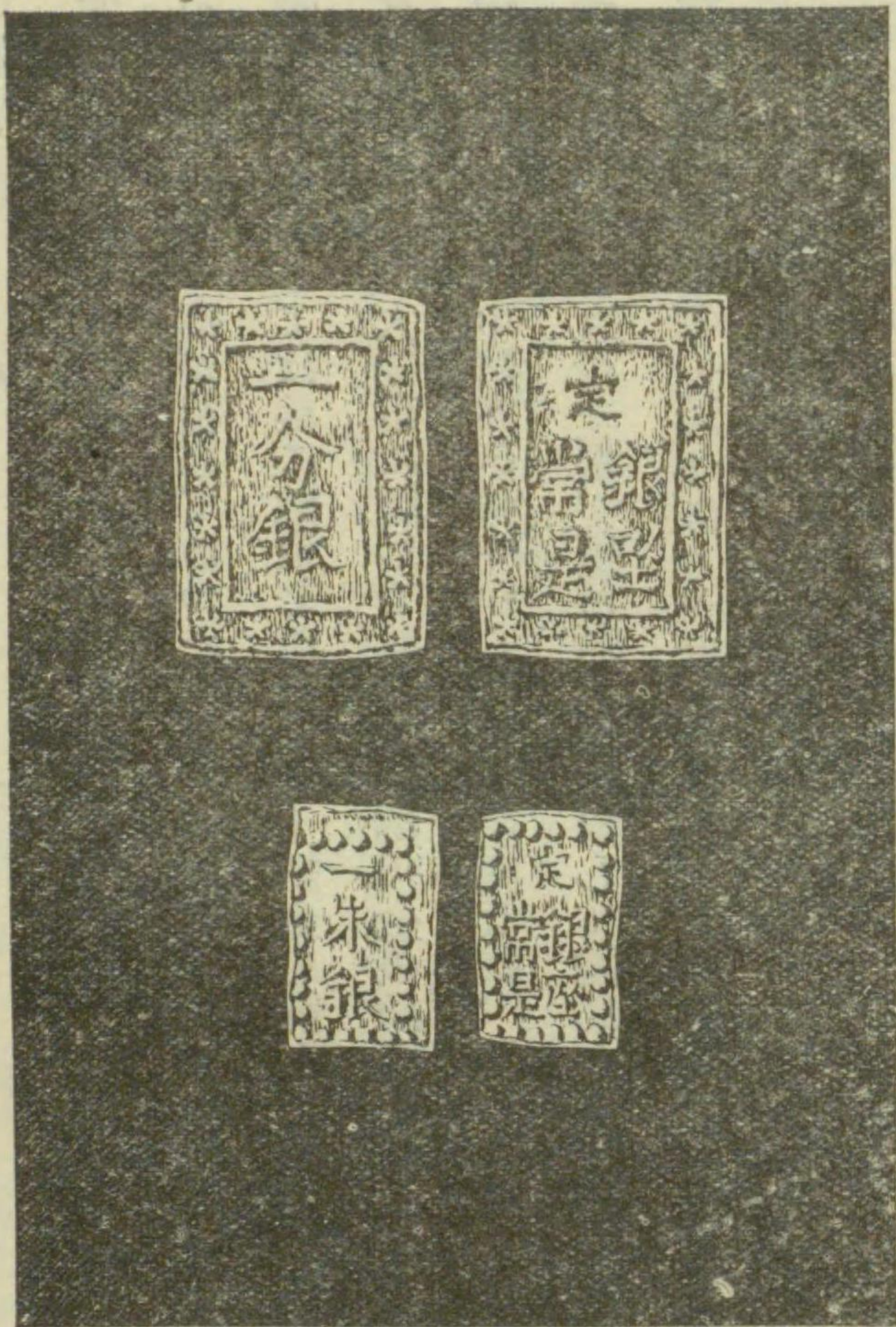
一金參萬九千五百六拾參兩、永百四拾八文參分、仕上減

安政四年丁巳七月書上

とある、前掲の豫算とは非常の差額であるが、無論之れが、實際の豫算決算であらうが、其の詳細に亘つて知ることを得ないのは遺憾である。併し、何れにせよ約金七拾五萬兩を要したことになる。

翻つて、當時に於ける幕府の財政状態を見るに、將軍家齊は世に大御所と稱せられた程豪奢の

生活振りであつたのさ、天保七年には饑饉があり、弘化元年には本丸の炎上、嘉永五年には西丸の火災があつた。其都度幕府は諸侯に献金を命じ、幕士に對しては高割上納金を課した。之れに依つて見ても幕府の財政が如何に窮乏して居たかが知れる。固より幕府は其の剩餘金は悉く軍用



改鑄銀貨(下俗稱お臺場)

資金として貯藏することとは怠らなかつたけれども、前述のやうな久しい時代に亘る冗費や豫想外の出費のあつた上に、將軍家慶の薨去に遭ひ剩へ此度の大工事を起したのであるから幕府の財政も仲々容

易でない。

先づ窮餘の策として嘉永六年十一月銀貨を改鑄して賃金支拂に充てた。之れ所謂お臺場と稱せらるるもので、其の質が粗悪であつた爲めに結局貨幣の相場を亂すに至つた。

諸侯旗本に對しては曩に献金を命じ高割上納金を課した程であるからして、此度は幕府の直轄地及江戸大阪等の大都市に對して献金又は御用金の諭達を發した。

嘉永六年八月老中阿部伊勢守から代官齋藤嘉兵衛、勝田次郎、竹垣三右衛門、小林藤之助、林部善太左衛門、藤方彦一郎、望月新八郎に對して諭達した梗概を見るに、

外寇は誠に國家の大事である。近來異國船が度々渡來して遂に國家の安危にも關するからして、西丸御普請を始め臨時の出費多端な折柄であるが、莫大の御入用を厭はせられず、内海へ嚴重な御臺場を御取立になる。思ふに國家の安危は四民の患であつて、武家は武備に一途に力を用ふることを申渡されたが、農工商に對しては何等の御沙汰もないけれども、防禦に於ては四民共力を要するところであるからして、村々の内右體容易ならざることを會得し、太平二百年の御恩澤に浴して居ることを冥加に存じて、御入用の中へ上納金をする者が必ずあること、考へる。

曩に西丸御普請の時に於ても聊かの御用も仰付られなかつたことであるから、厚き御仁惠の程を有り難く存じ、銘々力の及ぶ限り分に應じ上納すべき旨を穩便に申諭せ、強て上納金を申達することは相成らぬ云々の旨を縷説した。

そこで同年十一月には代官齋藤嘉兵衛は品川本陣へ村役人及身許相應の者を召集して左の如く諭達した。

近來異國船度々渡來其次第に寄安危にも相關り候儀に付西丸御普請を始臨時之御田方相添候折柄に候共、莫大之御入用不被爲狀内海江嚴重之御臺場御取立被仰、出猶追々御處置之次第も有之候積り、國家之安危四民之憂にて武家えは武備一途に力を用ひ可申旨被仰、田農工商之儀は別段御沙汰も無之候共、防禦筋に於ては四民共力を盡し可申儀に付、右體不容易筋を致得且昇平二百年來之御恩澤に浴し、御備筋御入用之内身分相應之上納金相願度内存も有之候はゞ可申立、今般呼出候者之外にも身分相應之者於有之は、右之趣村役人共より厚可申諭候

之れが第一回の献金諭達である。齋藤嘉兵衛は品川に本陣を有し、武藏、下總の代官であるからして、第一回到諭達したものであると思はれるが、其他江戸近國の代官其他が同様の諭達をしたかどうか何等の記録も見當らない。而してこの諭達に依つて幾何の献金があつたかも知られて居ない。

次に翌十二月天下の富源である大阪市民に對し、町奉行石谷因幡守、佐々木信濃守の連署を以て、告諭を發して献金を勸説した。茲に其の全文を掲げ、常に威を以て臨む幕吏が如何に辭を卑ふし、理を盡して大阪市民に對つたかを見たいと思ふ。

去子年西九御普請に付而は、御用途莫大之處、速に御出來相成、右は諸家よりの御手傳、並依頼上納金、其外萬石以下之面々高割上納金をも被仰出候處、當頁浦賀表に異國船渡來に付、爲御國諸大名被仰付、右に就而は公儀御入用若干之儀に候得ば、右之面々失費も不少、其上防禦武備之御世話も有之候に付、右御手傳並高割上納金等之儀も都而御免被仰出、西丸御普請御入用之分、皆以御出方相成候儀、殊に近年異國船度々江戸近海へ渡來に付、防禦御備之儀、嚴重御手當無之候而は難相成是又如何程之御用途に至り可申難計、然處此度之御大喪引續き御代替將軍宣下等之御大禮、都而御省略難相成、就中右海防筋之御入用の儀は前後見合無之程之儀に而、不容易大御用途一時差添候儀に而、亦前後例も有之間敷、御城代を初め自分共一統、深恐入痛心致候、大阪表之儀は、諸國無雙之豪富之者共群居致、是迄度々御用金相勤、當時年割御下戻申與は乍申、此御時節柄徒に見聞致し居り候儀は、不相成場合に付、猶又此度御用金等之御沙汰可有之趣に候得共、前件之通不容易御用途差添之折柄誠不得止事次第に有之儀、於然は改而被仰出無之内、其方共心得を以御國恩之冥加を辨へ、銘々身分相應之上納金相願、今度之御用途に御差加も相成候ば、御治政太平之御恩澤に浴し、安逸之渡世營候冥加を辨へ候ば勿論、殊に當所町人共、抽る奇特の取計於有之は、諸國一體之手本にも相成、公儀

御用途繰合之一端にも相成候は、其方共身分を以、御手傳相勤候も同様之儀、一廉の御奉公甲斐相立、いか計規模之筋に可有之候、然を万一心得違猶豫致し、上與被仰付候様而は、折角之誠意の規模を失ひ候のみ成ず、如何にも御恩澤の御時節柄を不辨様に而て、平常有徳に相暮し、豪富と名を唱へ候詮も無之、誠以殘念成る次第にも有之、厚く御思慮之上、被仰合候次第も有之、自分共も再應熟慮を加へ、右等之趣申諭候條、能々會得致し、篤き勘辨之上、夫々身分出格之上納金相願候様可致候

一、改而申聞候迄は無之候得共、御城代は當地の管領職町奉行は町方其外支配にて、上の御爲は勿論、下々の爲筋をも厚く勘辨の上、取扱候御役筋に候、大阪之者共撫育引立方之儀に付而は、兼々厚く存じ合候間申談居候儀も有之、旁此度之儀も、上より御用金等被仰付候様に而ば、後年に相成、別而此度之儀は是迄之御振合與も違ひ、一際御國恩冥加を相辨候廉、不相立候而は難相成場合に而有之。旁其方共心得以て以上納金相願候は、一入奇特之心底も相貫き、公邊御用途御繰合にも相成、其方共自分規模も相立先祖以來御治世之御恩澤を蒙る冥加に相叶、銘々家名相續は勿論行末子孫之後榮にも相成候事に付、當座一果之私情抔に拘り躊躇致候儀にも有之間敷候、是等之儀御城代も深く御勘考、自分共も厚談判に及び、改而御用金不被仰出以前、前件之趣申諭候條、其旨相心得可申事。

一、當時海岸防禦筋之儀天下國家を被爲安候御仁惠之大本に而彼是厚御配意被爲在、且萬石以下御旗本之面々勝手不如意之由達御聽、此度拜借金被下金等も被仰付候次第、莫大之御入用、且又自然海運等之便利を失ひ候ては、是又不容易儀に付所々通船路堀割又は陸地運送等之儀、夫々御手當も無之候付而は相成間敷

歟、旁大造之譯に而幾許之御用途に至可申哉、實以難計盡儀に有之、公儀には末々之者共迄往々安穩に被成度との御仁恵に而、斯迄御苦勞被遊候事に候間、疎に相心得候而は、實以冥利に背き候儀與存候。

一、士農工は各其職有之候而事有時は畏りて夫役等に苦み心力を盡し候得共、商人は取分軍事に預り候儀も無之、産業を守り太平之御恩澤に浴し、衣食往は勿論何不足無之安穩之渡世罷在、何れの時御厚恩を報じ可申哉、責而御國用を辨へ候段、當然之儀に可有之、旁如此御時節、一廉之御奉公不相勤候而は、不叶筋與存候事。

右之通之譯に而一時於公儀に非常之御手當向は、兼而被爲在候儀に候得共、前條申論候通、彼是不容御用途一時に御差湊に相成、元より天朝に被奉對、萬民え被爲對候而も、御政務筋、暫時も難被差置事實、不得止事次第、一同深恐入痛心致候間、實に此儀は日本國中、上下一脉之力を戮せ、御安心之場合に至候様、武家は武家丈、百姓は百姓丈、町人は町人丈之粉骨を盡し、御國恩を可奉報は、此御時節に付、右等之趣厚相辨、銘々彼是之私情を相除、御爲筋一途に相心得、速に請致すべし、但一朝一夕之儀に無之候間、銘々得與勘辨之上、否之儀封書を以可申立候、尤今日罷出候内諭之趣肺腑に銘じ、會得致候者も有之候ばゞ、前後左右之斟酌に不及速に請可致、追而御賞美之節は心得可有之儀に候事。

右諭之趣、難相分儀も有之候ばゞ、無遠慮可申出幾度も申論可遣候事

右大阪町奉行石不因幡守、佐々木信濃守申渡之

とある。また當時の幕府の苦衷を知るに足る。然るに之れまでに論して、扱而大阪商人から幾何

の献金があつたか知ることを得ないのは遺憾である。

次に安政元年五月町奉行から江戸市民に對して御用金を命じた。此度は大阪市民に對した如くでない、仲々の嚴命である。

近來打續き御物入相重り、就中海防手當向御臺場等御普請、殊に禁裡炎上に付は、猶更莫大の御入用高一時に御差湊に付、爲御融通身柄相應之町人共え、御用金被仰付、追々當人共呼出し可申渡候、總て御城下に罷在永世御國恩蒙候者共、此御時節柄此儘打過候而は無勿體儀、右冥利之程末々の者迄不洩様申聞、地主は勿論地借に而も、裕餘有之者共、御用金高不寄多少、申立次第名前取調一組宛帳面に致可差出、尤町年寄共え取扱申渡、館市右衛門え掛申付候間、諸事申談格別之御用柄に付、抽可相勤万一調落又私情に拘り候儀相聞候ばゞ可及沙汰に候、此旨總名主共へ此者共方申通銘々可及出精致候

而して此際の献金高は金貳拾萬貳千五百兩と記されて居る。其外、前年（嘉永六年）十二月江川氏は支配所村々より多分の上納金をした。之れは常に取扱方が宜敷故であるとの仰出でて、時服二領を頂戴して居る。

如斯、品川臺場の築造に關しては、幕府は非常に財政的に苦しみ、苦しい算段をしてまでも之れを竣工するに至つたのである。

第八、竣工後の臺場

前にも述べたやうに、品川臺場築造の目的は異國船即ち米國を始め諸外國の船舶が近來頻々江戶近海に出入し、剩へ嘉永六年米國使節の派遣があつて以來、從來の鎖國政策に一大龜裂を生じたのみでない、何時諸外國と干戈を交へなければならぬかも計り難い事情に差迫つたので、先づ江戶城の防備として築造したものであつたが、工事半ばにして米使節の再來、神奈川條約の締結となり、引續き英露等の諸國とも和親を結び、更に安政五年四月日米條約の調印を見るに至り、續て英露普佛等の諸國とも通商條約を締結するに至つたので、品川砲臺も之れを實戰の爲めに使用する機會は永久に與えられなかつた。

けれども之れが爲めに幕府は内海の警備を怠ることなく、更に、文久年間に至つて、大井村地先、品川妙國寺門前浦、品川寄木明神前、高輪八ツ山下、高輪如來寺前、芝田町地先、品川四番臺場、濱御殿庭内、明石町地先、佃島地先、越中島地先の十一ヶ處に砲臺を築き、夫々大砲をも据え付けて、品川灣内の臺場と海陸相應じ江戶城の防禦線を張つた。加之、品川臺場据附の大砲

及車臺の如きも數回に亘つて修理取替を行ひ、その警備の如きも元治元年より明治元年都合五回の交替を見て居る。

如斯幕府は江戶城の防備として維新に至るまで之を忽にしなかつたのみならず、更に京都守護の目的を以て畿内地方又北邊防備の爲め北海道の沿岸に於て砲臺を築造した。即ち安政元年紀州加太浦、淡路由良湊、及岩屋、播州明石浦の各砲臺を築造し、又同年には函館防禦の爲めに五稜郭及其の防禦線としての砲臺築造の建議を容れ、防禦線としての砲臺は安政五年に五稜郭は元治元年に至つて竣工した。又安政四年には、大阪川口に四箇の砲臺が築かれ、元治元年には攝津の和田岬、川崎、今津、西ノ宮等に石壘砲臺が築造せられた。是等の諸砲臺は何れも西洋築城法を參酌して築いたもので、共に我國の築城史上重要な地位を占むるものである。

翻つて當時の國情を見るに、日米條約に於ける幕府の專斷は尊王攘夷を高唱する一派をして激昂の極に達せしめ、國論沸騰して鼎の如く術の施す可きなく、結局、安政の大慘劇を演出して一時を糊塗することを得たのであるが、勢の趣く處終に如何ともするこゝ能はず、攘夷黨の勢力日に月に旺盛となり、さては東禪寺事件、生麥事件の如き珍事を惹起し、一方文久三年には朝廷が

鎖國攘夷の布告を發せられるまでに至つた。時代は再び逆行し始めたのである。如斯國情であるからして假令幕府が諸外國との間に和親、通商の條約を締結したとしても、何時如何なる珍事が發生しないとも保し難い。加之長藩の如きは、文久三年五月十日「鎖國攘夷」の期日に於て、馬關の砲臺から米、佛、蘭等の汽船を砲撃し、又薩藩は生麥事件の談判不調に了るや英國と戦端を開いた。既に幕府の横威も地に委した當代であるから、各雄藩に於て勝手に外國と事を構へる。而してその度毎面倒な外交問題を惹起して幕府に持込まれる。徳川幕府の晏如たる能はざるは自然の道理である計りでなく、最初は對外的に築造せられた臺場の如きも、維新前に至つては之れが對内的になつて、單に徳川幕府防備の具として使用せられんとするに至つたことも、亦時運の然らしむる處であつた云はなくてはならない。

明治元年正月内海臺場警備の任に當つて居た。松平下總守、酒井雅樂頭、堀田相模守、松平右京亮、眞田信濃守、水野眞次郎に對して

御臺場詰人數省略方之儀、兼而相達置候趣は有之候得共、當節御府内其外不穩折柄、當分之内、場所相應之人數爲相詰、大砲打試等致置、不慮之御備、屹與相立候様可被致候、尤品川沖江兼而軍艦御備置相成候間

非常之節は、右應援をも相心得候様可被致候

右之通相達候間可被得其意候事。

と達示して居る。維新後に於ても尙且つこの有様であつた。然るに江戸城受授も無事に行はれたので、我が品川臺場は幸にして對外的にも對内的にも之れを使用せずして永久に廢壘となつたのである。之れ我等東京市民の最も幸慶とする處であることは云ふまでもない。

かくて明治六年太政官公達を以て全國城塞の存廢すべきものを決定せられるに及び、我が品川臺場は廢壘の儘大正三年に至るまで陸軍省の管理する處であつた。

之より先き四番即ち俗に云ふ崩れ臺場は、維新當時陸軍卿から緒明造船所主緒明氏が借受け其後拂下げを受け、其他のものは大正三年同四年の二回に亘つて處分せられた。依て茲にその次第を略記しやう。

一番臺場は、大正三年十月二日陸軍省第一師團經理部から、東京府土木課に引渡され、更に大正六年五月四日、東京府が金八萬三千圓を以て緒明造船所主緒明圭造に拂下げた。
二番臺場は同年陸軍省から海軍省に引渡したもので、今は同省造兵廠持になつて居る。

三番臺場は、六番臺場と共に大正四年七月四日陸軍省から東京市に拂下げた。土地だけの價格が兩基で、八萬七千二百二十八圓、外に建造物に對しても代償して居るが其の額が明でない。本市は之れを衛生課の所管さなし塵芥焼却所に使用する豫定であつたが之れを中止した。大正十三年二月東京府知事に依りて史蹟として假指定せらるゝに及んで、之れが管理を公園課に移した。

五番臺場は二番と共に海軍省に引渡されたもので、今は同省水路部の所管に屬して居る。

六番臺場に關しては前に述べたが、尙、本臺場には大正七年以降帝國倉庫運輸會社の倉庫として賃貸してあつたが、假指定後現狀に變更を來すべき恐れがあつたので、契約を解除し大正十四年度中に建増の煉瓦造倉庫も取壊さしめた。

更に七番の未成臺場は大正三年十月二番と共に東京府が讓受け、今は府の牡蠣養殖所となつて居る。

尙之れが保存に關しては章を改めて述べることにしたい。

第九、指定と保存

二月東京府知事に依りて史蹟として假指定せらるゝに及んで、之れが管理を公園課に移した。
 五番臺場は二番と共に海軍省に引渡されたもので、今は同省水路部の所管に屬して居る。
 六番臺場に關しては前に述べたが、尙、本臺場には大正七年以降帝國倉庫運輸會社の倉庫として賃貸してあつたが、假指定後現狀に變更を來すべき恐れがあつたので、契約を解除し大正十四年度中に建増の煉瓦造倉庫も取壊さしめた。
 更に七番の未成臺場は大正三年十月二番と共に東京府が譲受け、今は府の牡蠣養殖所となつて居る。

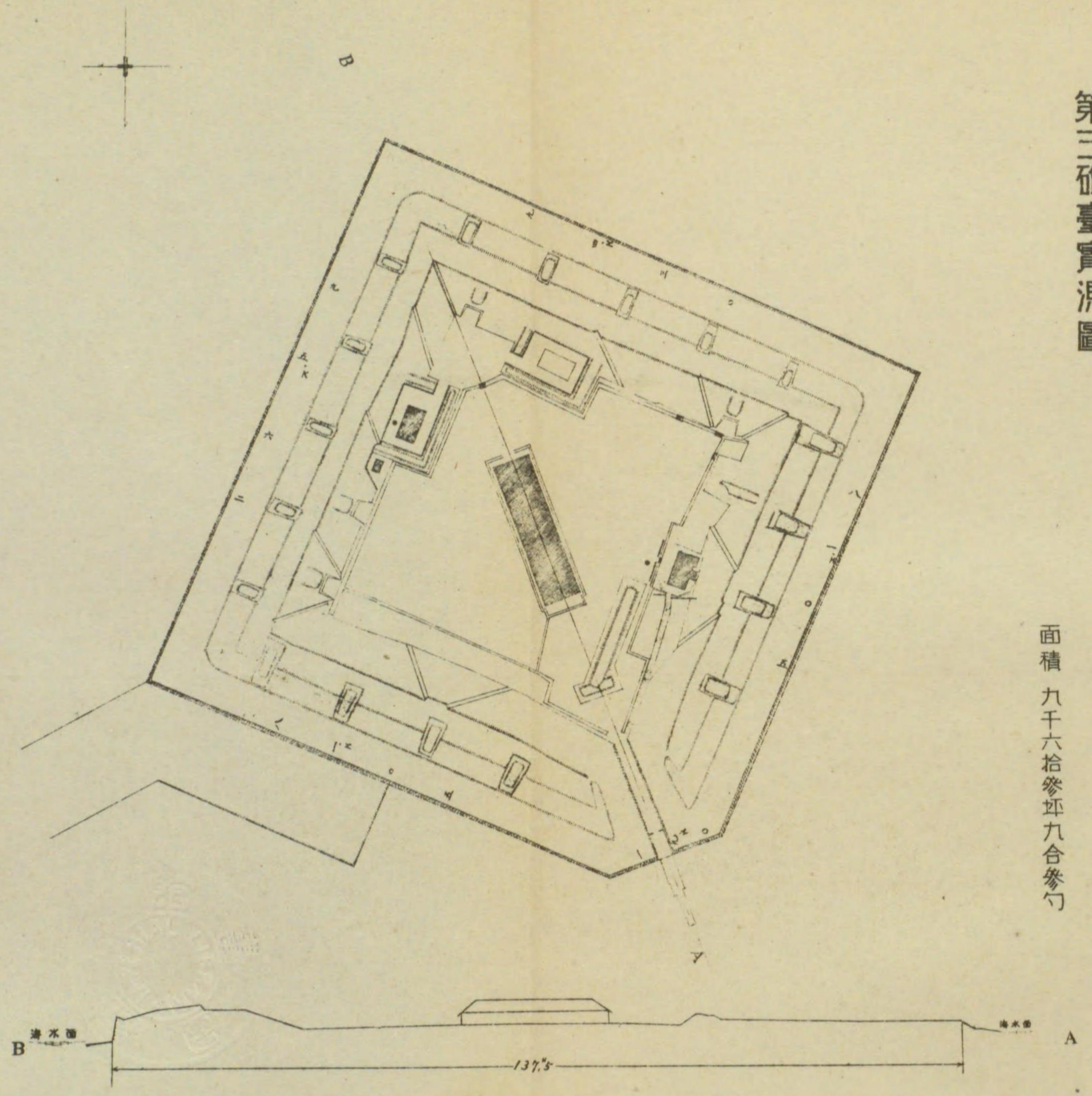
第九、指定と保存

尙之れが保存に關しては章を改めて述べることにしたい。

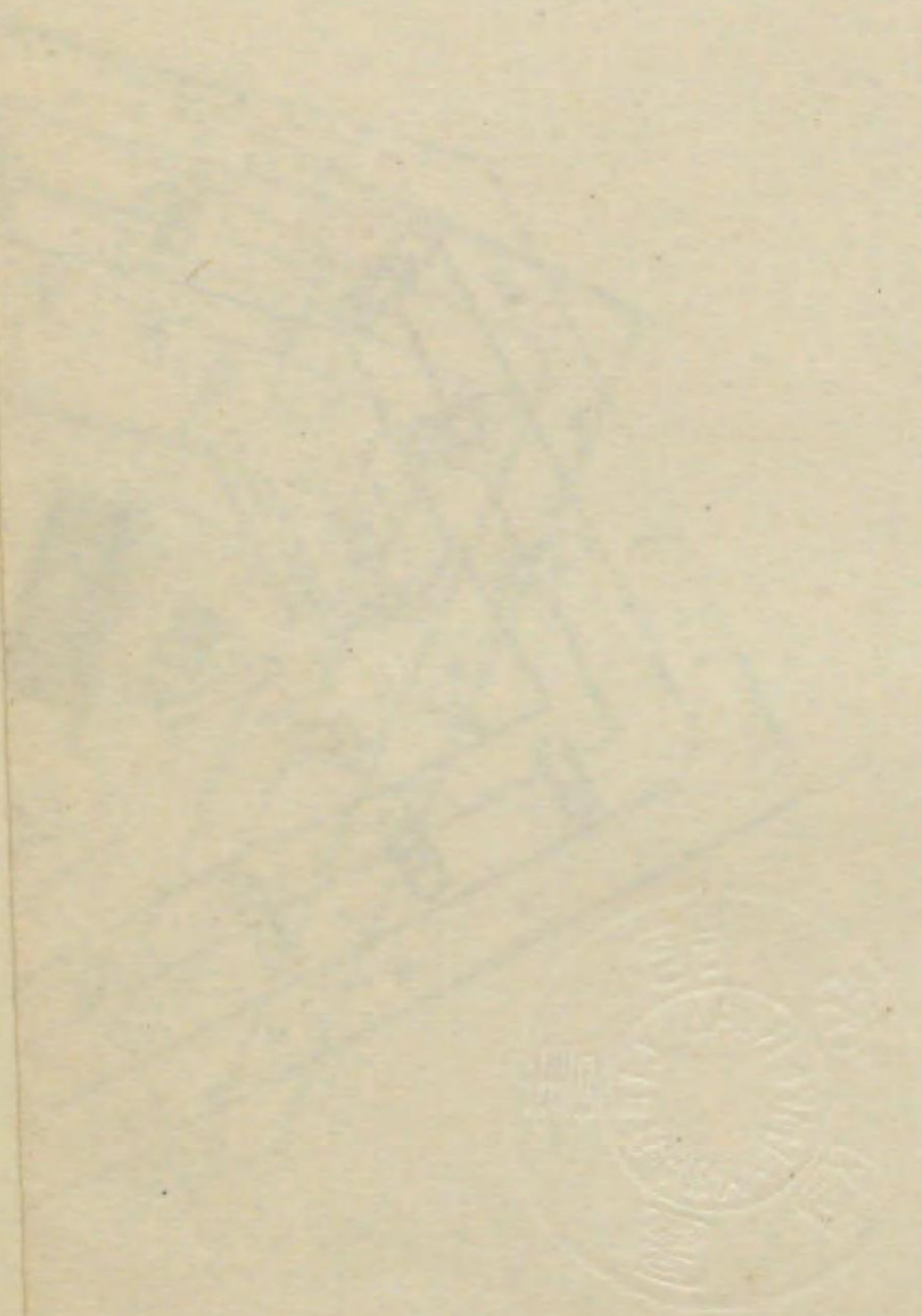
大正十五年十月

第三砲臺實測圖

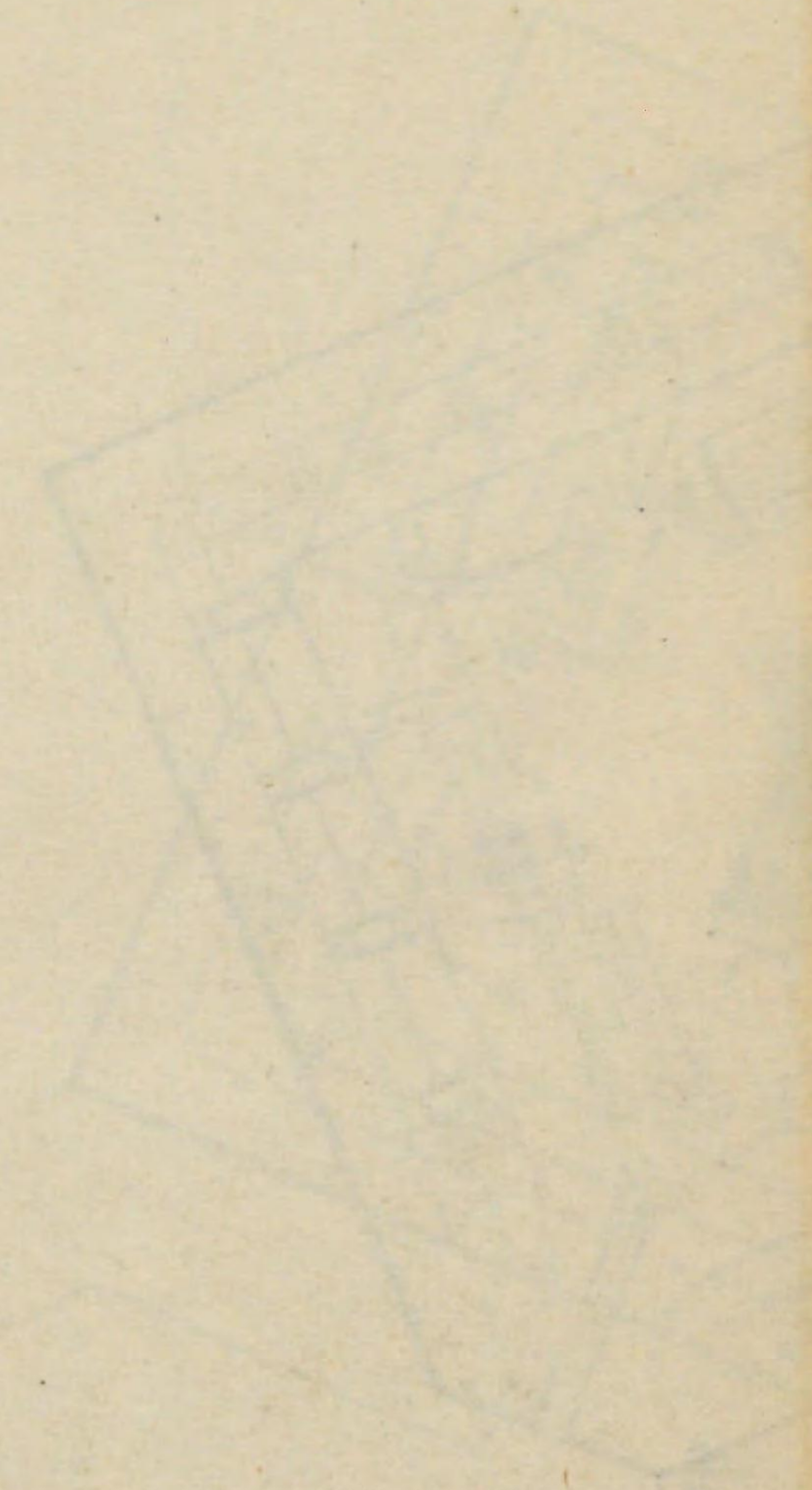
面積 九千六百拾參坪九合參勺

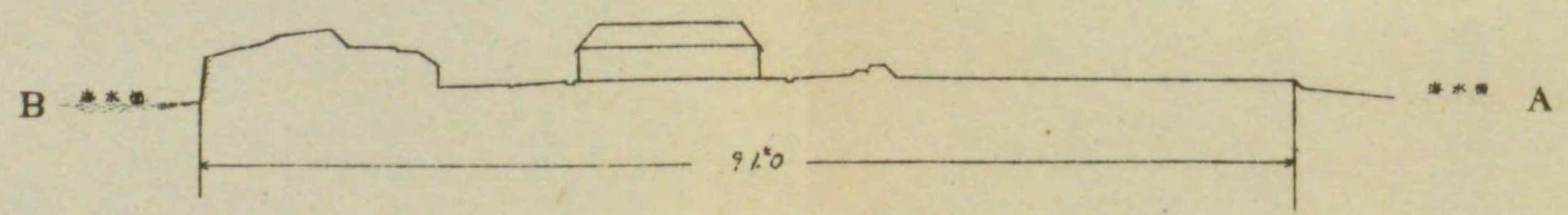
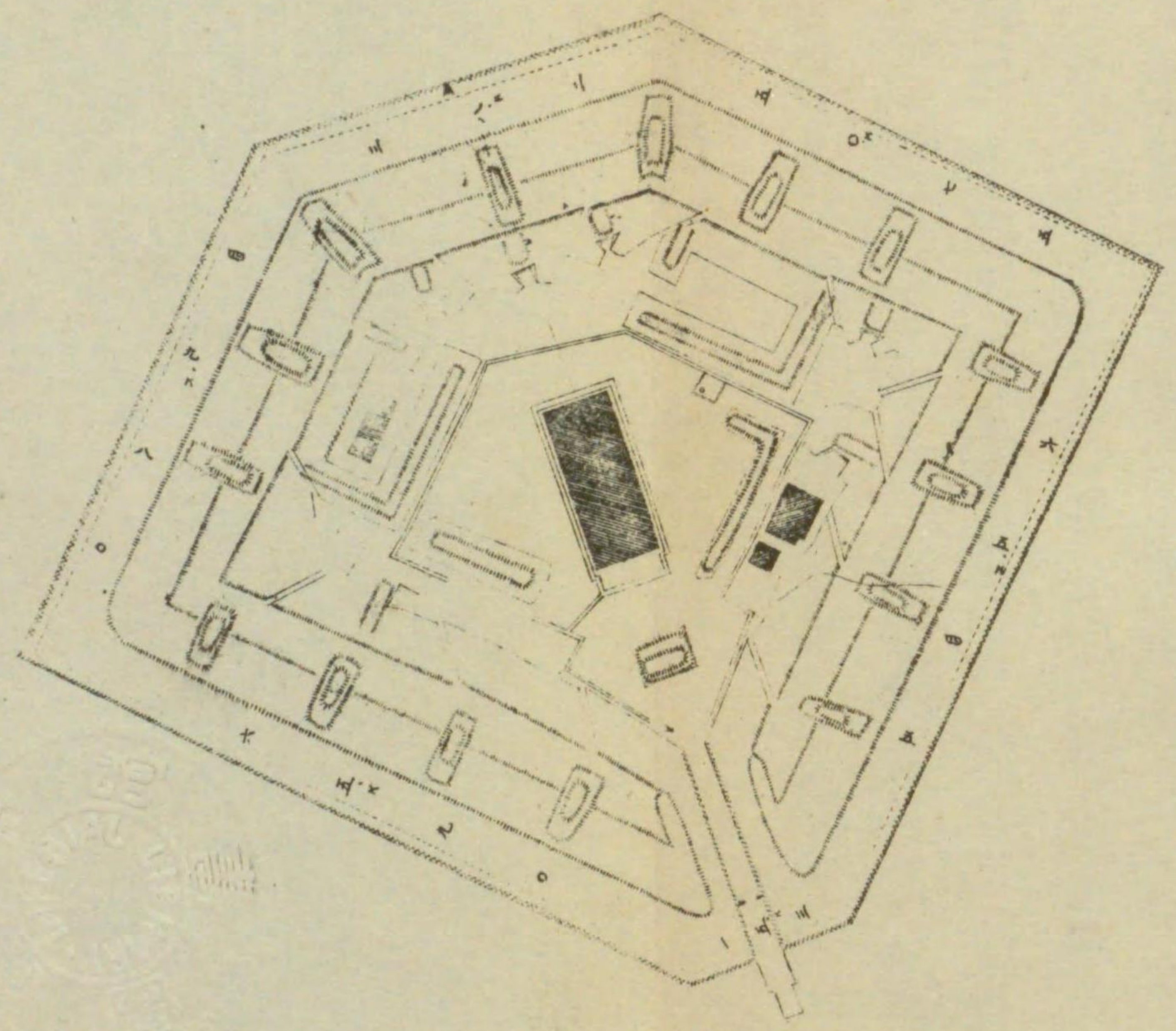
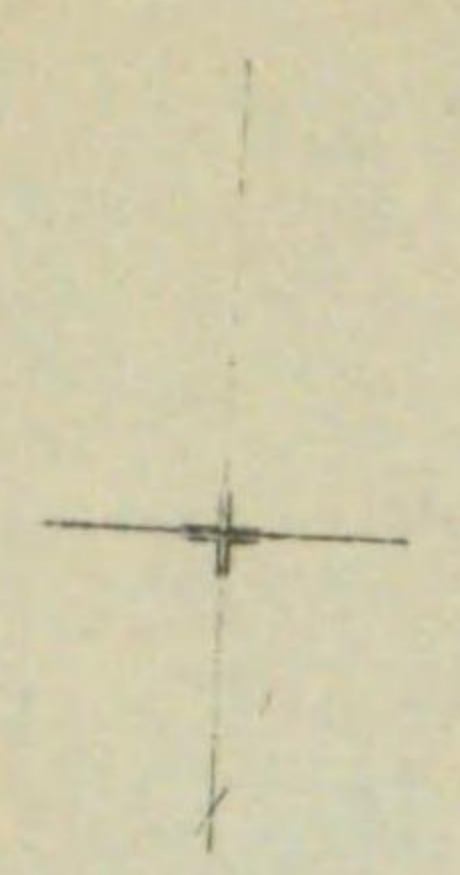


1884



1884





第六砲臺實測圖

昭和二年三月

面積 五千八百五拾五坪壹合

品川臺場は史蹟名勝天然紀念物保存法に依り曩に大正十三年二月東京府知事に依つて史蹟とし
て假指定を受け、更に大正十五年十月廿日同法に依り内務大臣の指定を受くるに至つた。指定せ
られたものは本市有の三番、六番の兩基で、指定地積民有地一萬三千九百五十八坪、外各臺場の周
邊三十間以内の海面である。就中三番臺場は八千五百二十六坪、六番臺場は五千四百三十二坪で、
周圍海面三十間以内が指定區域内に編入せられたのは、右は捨石が埋填してあるから實際保存の
必要上、最初から此の區域は臺場に附屬してその管理區域となつて居たもので、陸軍省所管時代
に於ては濫りに之の内に入ることを嚴禁して居た。

指定の事由は、史蹟名勝天然紀念物保存要目申史蹟の部第四即ち、古城趾、城砦、防壘、古戦
場、國郡廳趾、其他政事軍事に關係深き史蹟の項に依るものである。

我國に於て本項目に依つて指定せられたものに、我が品川臺場の外筑前の水城趾、福岡縣の名
古屋城趾、宮城縣の多賀城趾、岩手縣の膽澤城趾、滋賀縣の安土城趾、兵庫縣の和田岬砲臺、西
宮砲臺、北海道の五稜郭等がある。就中、和田岬西宮兩砲臺、五稜郭の如きは我が品川臺場と共に
洋式築城法に依るものであり、又我が品川臺場より後に築造せられたことも前述の通りであ

る。而して是等の臺場中歴史上最も著名なるものは我が品川臺場で、又其の防備の上から云つても最も重要な位置を占むるものであるばかりでなく、其の遺趾遺物の大部分が能く保存せられて居て、史蹟としての價値を最も高からしめて居る。されば之れが保存に當つては特別の注意を拂はなければならぬことは云ふまでもない。

扱て、史蹟の實際保存に當つては、原型の儘原位置に保存する絶對保存の場合と、原型を失はざる範圍内に於て人爲を加へて保存する相對保存との二つの場合がある。固より史蹟の保存は前者に依らなければならないが、種々の事情に妨げられて絶對保存計りに依ることが出来ない場合が生ずる。此の時は次善的手段として後者の相對的保存法に則る保存を行ふのであるが、嚴密なる意味の保存は無論前者に依らなければならない。

我が品川臺場の實際保存に當つて、本市は三番臺場に對しては、相對的保存を二番臺場に對しては絶對的保存に依つて之れを保存する方針の下に、彼の大正十二年九月の大震災に依る破損に對する復舊工事を行つた。換言すれば、三番は最も耐久的に經濟的に保存し得ることを目的とし、六番は絶對に原型を維持することを主眼とした。然らば何故に兩者に對し兩様の保存方針を立

てたかと反問せられるであらふが、それは、保存に著手した當時の現狀に照して之れを決定したもので、六番は絶對保存が出来得る範圍に原型が保たれて居たが、三番は既に絶對保存を行ふことの出来ぬまで原型を失つて居たから、萬止むを得ず次善の策を講ずるに至つたのである。

本市は以上の方針に基いて之れが復舊工事に著手した。

即ち大正十四年度に於ては三番臺場内の休息處火藥庫、玉置場の復舊で、大正十四年八月起工して、同年十月竣工した。工費は金一萬六千五百六圓を要した。越て大正十五年七月から九月に亘つて、船著場の修理其他を爲し、工費金二千四百七圓餘を要した。次に第六臺場の休息處火藥庫、玉置場は大正十五年度に於て復舊工事を施した。即ち同年七月起工し九月竣工した。工費金五千二百七十七圓餘であつた。

更に本市は大正十六年度に於て三番臺場外側石垣の復舊工事を完成する爲めに必要な豫算を計上した。

前に大正十四、五兩年度に於て舊復工事が行はれたその一般に就て述べて置かう。その工事に依つて多少原型の變更したものは、三番臺場に於て、板張りの床を鐵筋コンクリート、ブロック

張と改め、各柱にコンクリート製の礎石を据え、尙周圍には梁下から控柱を建て、補強し、外部兩掛りの部分に防腐劑を塗抹した。尙部分的には丸柱の腐朽したものの取替、葺瓦の殆んど全部も取替へた。火藥庫に於ても同様部分的の變更はあり、火藥庫裏手の便所の如きも新設したものである。

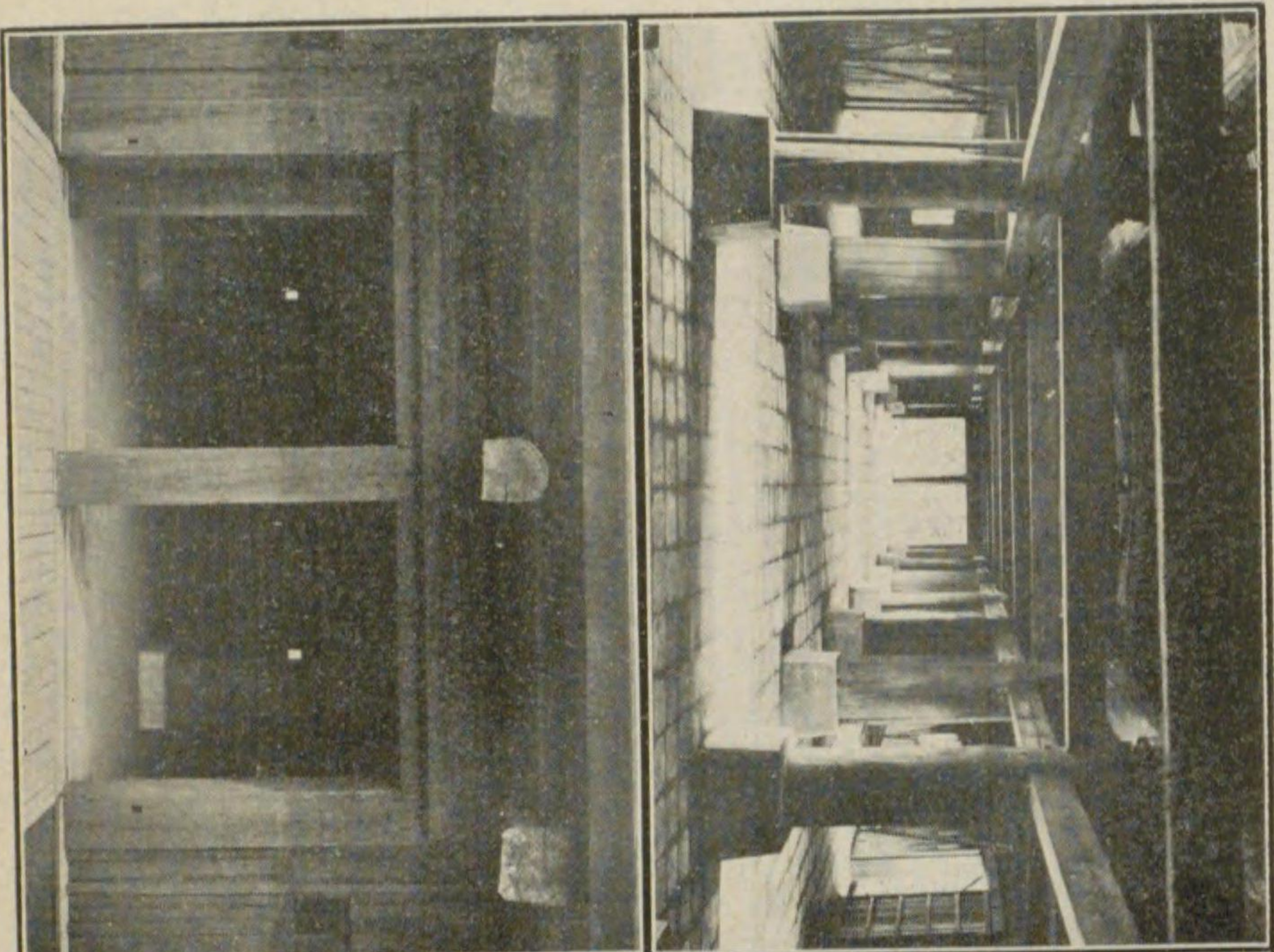
六番臺場は陣屋の周圍に梁下から控柱を施し、尙各柱の下にコンクリート製の礎石を据えた外何等原型を改めることをしないのみならず、維新後の改造に關しては、出來得る限り之れを復還せしめた部分さへ存する。

其他本市は東京府知事假指定後十四年度に於て假指定標識、注意札等保存上必要の施設を爲し更に内務大臣の指定を受くるに至つたから、正規の保存施設を行ふ豫定である。

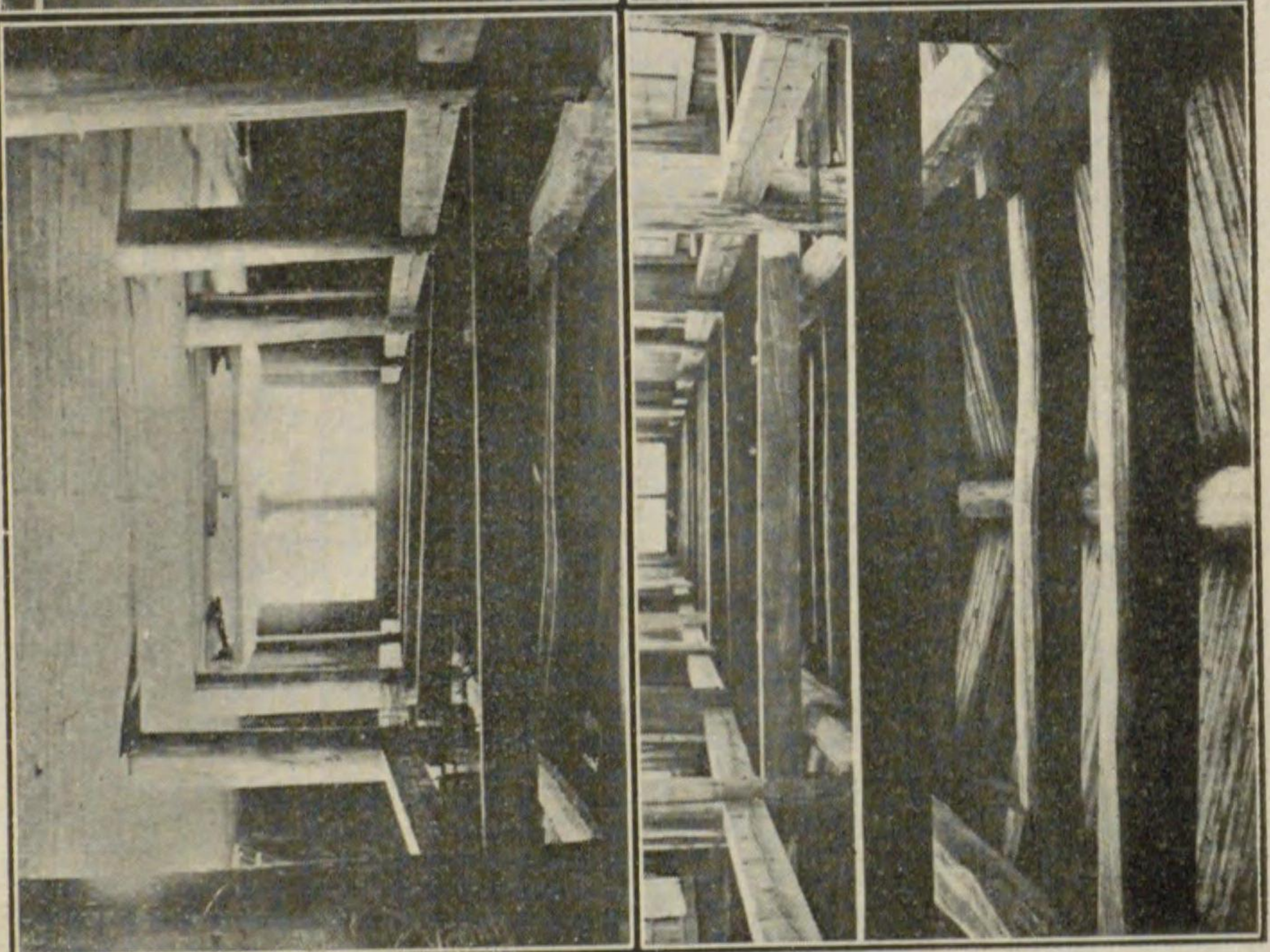
又實際管理の必要上管理人をして常に監視の任に當らしめ、總てに於て萬遺漏なきことを期して居る。

如斯本市は之を貴重なる史蹟として保存して居るのであるが、一方東京灣築港計畫及豫て設計中の京濱運河開鑿の計畫に依れば、我が品川臺場の存在は甚だ厄介視せられざるを得ない。その

(景の復修理災震) 上 同 2



(部一の組屋小) 造構の部内處息休 場臺番三.1



(景の復修理 上同) 場臺番六.4

(張床並方組梁及柱たる見り) 部内) 上 同 3

結果或は近き將來に於て其の存在を脅威せらるゝに至ることは明である。現在本市の計畫に依れば、深川洲崎沖の新埋立地から三番臺場にかけて大防波堤を築造し、更に之を六番、二番に延長せんとするもので、既に其の第一期工事として洲崎埋立地、三番臺場間の假防波堤工事に著手して居る。又航路は五番と六番との間で其の設計圖に依れば之れが爲めに非常に迂回しなくてはならぬ、若し六番臺場が無いと假定して此處を航路とすれば極めて順路となる。然るに指定を受けたるのは三番と六番で、就中六番は前述の如く絶對保存の方針に依つて保存計畫が進められて居るものである。又京濱間運河開鑿設計圖に依れば四番と一番との間を運河として掘鑿することに於て居る。

而して以上兩計畫に依れば直ちに品川臺場が埋立てられて陸續きとなる等の患はない、けれども現在施工中の假防波堤に依つて三番臺場の沖側石垣が從來よりも、より強い波浪の爲めに洗はれ又は一朝大正六年の如き大海嘯に遭遇せんか危険は更に倍増せられ、保存上甚だ寒心すべきであることは云ふまでもなく、曩に計畫せられた東京灣大築港計畫の如きが實施せられんか、將又第二第三の築港計畫が實施せらるゝ等のことあるに至らば、保存上一大脅威を蒙るべきことは、

決して杞憂でないと思ふ。

されば東京灣の築港計畫又は京濱間の運河開鑿と云ふこと品川臺場の保存とは、一面利害相反するもの、如くであるが、併し熟考すれば必ずしも利害相反するものでないことが判る。何故なれば、史蹟の保存と云ひ築港運河の計畫と稱し、共に必要缺く可からざる公益事業であつて、一は市民を精神的に利益し、他は之を物質的に幸福ならしむるもので、兩者何れも市民福利の爲めに爲される事業であるからして、其の究竟目的は同一である。然らば此處に此兩事業の實際施行上に於ける一致點を發見し、兩者俱に其の本然の使命に立脚して其の目的を達し得らるゝが如き設計施設を見る事は決して不可能でない。否寧ろ如斯設計實施することが最も進歩したる頭腦を技術を有する技術者としての當然の責務であらねばならない。

乍併、品川臺場の保存は東京市の人口の増殖を比例して困難に陥ることは蓋し想像に難くない。従つて之れが保存は事實の上に於て仲々困難である。されど困難なるが故に保存が出来ないと稱するなら凡そ天下何れの事物も、之れを行ふことは不可能であらふ。要は、其の價値の如何、事業の前後輕重等に依つて決せられる可きであらふが、史蹟の如きは得て其の眞價を知

らざると、更に夫れが直接生産の用に供せられないことから、總てを物質的に見てゆく一部の人人からは稍もすれば、閑却せられ、繼子扱ひにせられ、甚しきに至つては破壊せられる。我が品川臺場の史的價値に就いては前に屢々縷述した通りであるのみならず、我が東京市に對しては非常に密接な關係があり、且つ恩顧ある史蹟であるからして、其の保存に關しても特別の注意を拂はねばならない。と同時に國家は早く他の臺場をも指定し之れが保存の途を講ぜられんことを熱望するものである。

第十、臺場公園に就て

茲に臺場公園を稱するのは、臺場の一部に公園的施設を施し本市唯一の海上公園として、之れを市民の保健、休養、教化の機關たらしめんとするものである。而して、公開せんとするものは相對的保存法に依つて保存せんとする市有三番臺場で總面積八千五百二十二坪の地積である。

品川臺場は愛宕山や高輪臺から之れを望めば、誠に渺乎たる一孤島の如くに見えるが、行つて見るに案外廣々として居るのみならず、芝浦から僅かに二十町餘の海上たるに過ぎないが、如何に

も長閑で如何にも閑裕で、全く都塵を絶した別世界たる感を深をからしめる。春若草の萌出でる頃此處に遊べば、雲間遙に揚雲雀が囀つて居るのを聴くであらふ。何たる悠長さぞ、何たる野趣ぞ夏は涼風が常に爽やかに吹き來つて、熱鬧の市街地からすればグツと涼しい。中には廣壯な休息處があつて暑さを避けるこゝも出来るし、特別の設備さへすれば海水浴場としても月島や品川大森海岸の比でない。秋天空の澄み亘つた頃には、遠く房總の連山を望み、近く芝高輪の丘陵と相對して、其の眺望が仲々勝れて居る。冬は溫度がウンと高く綿入一枚違ふと云はれて居る。全く夏涼冬暖の好地である計りてなく、海上の眺望に富めるこゝは到底近郊に於て之を他に求めることが出来ない。殊に此處から増上寺の杜を望むのが、恐らく個中第一の眺望であらふ。春雨けぶる朝、夏落日の血に燃ゆる夕、冴え亘つた秋の月の夜、況して雪を着て立つ五重塔の姿などは全く一幅の畫圖である。藝術家ならずとも創作の衝動に心が躍る、詩人ならずとも詩趣自ら生動するを禁じ得ないであらふ。加之、此處は地味や海風の關係上何ら風致を添ふるに足る植物がなく又動物も棲んで居らず、人爲的に來遊者を喜ばせる施設も勿論してないこゝであるからして、吾々都會生活者にまつては、何とも云へぬ或種のもの足らなさを感ぜしめられる。宛も沖の離れ小

島に遊ぶが如き感あらしめられる。都會生活の焦燥と疲勞から遁れて此處に來遊せる人々は、此の瞬時の境地の變化に、必ず特種の興味を持たずには居られないであらふ。

僅か一萬坪足らずのこの臺場が撰ばれて本市唯一の海上公園に擬せられるのも、實に所以ありと謂ふ可きである。加之臺場其ものは、我が東京市の有する最も貴重なる寶の一として、之れを見學することに依つて、吾等市民が精神的に享受する福利も亦甚大であるからして、保健休養と共に市民教化の機關として、之れを公園地として經營することは、最も適當にして機宜の處置を稱す可きである。

乍併、茲に考慮すべきことは史蹟名勝天然紀念物の保存と公園計畫との關係である。云ふまでもなく史蹟名勝天然紀念物の保存は原型の儘原位置に保存することを原則とするものであるからして、根本的に、公園計畫とは相容れられぬものゝ如く考へられるのが普通である。そは公園は人工に依つて造られるものであるからして、保存すべき史蹟名勝天然紀念物が必ず人爲の影響を受け、現狀に變化を來す恐れがあるから、絶對保存の立場から見れば許され難いものであるが、乍併、之れが大區域の公園になるに却つて之れが爲めに保存の目的を達し得られる場合も尠くな

い。北米合衆國の如きは、天然紀念物の保存に當つて廣大な地域を國立公園として其中に存する天然紀念物としての動植物、地質礦物は云ふに及ぼす、勝地まで保存して、立派な成績を得て居る例さへある。又我國に於ても建造物、碑石等を始めとし、名園、勝地、橋梁、花樹名木、老樹巨木の類が公園内に存するので、却つて安全に保存せられて居る例も少くない。殊に人口櫛比の都會地に於ては最も恐る可き火災からの安全地帯として、衆人觀覽の利便からして、またその管理の上から云つても、之れが公園地内に存することは最も望ましいことである。

出來得ることなれば、一史蹟、一名勝、一天然紀念物保存の爲めに周圍に必要な地積を得、之を公園として築造せられること、なれば、我國の斯種保存事業上顯著なる功績を見るこゝが出来るであらふ。

乍併、一史蹟、名勝、天然紀念物の所在地を直ちに公園に供用する場合には、その設計者が單なる造園技術者であつたなら取り返しのない破壊を行ふこゝは瞭である。假令、保存に關する深き理解を有し進んだ智識を優れたる技術を有する技師に依つて設計せられる場合でも、之れを絶対保存するこゝは不可能な場合が生ずるであらふ。どうしても第二義的に相對保存を行ふに



留まるであらふ。けれども之れを全然破壊して遊覽地とし住宅地とし又は工場敷地とするに比すれば、大體の原型を保存された丈けても誠に結構である。實際保存の任に當るものは、必ずしも第一義的に絶対保存に依つて保存し得るもの計り保存し、然らざるものは保存物の範圍に加へないこと云つた純理論的な取扱計りで満足は出來ない。第二第三の方法に依つても保存し得るものは保存すべきである、實際保存上如何にせばその目的を達し得らるかを熟考して、最善の方法に依つて之れを實行しなくてはならぬ。本市に於ける保存の實際も亦如上の根本方針に依つて行はれるもので、之れを今本臺場の上に見れば、六番は絶対保存とし、三番は相對保存として更に之れに公園的施設を爲して公開せんとするものである。

而して茲に公園的施設と云ふも、本臺場に對しては主なる目的は其の保存であつて、著しき原型的變更は絶対に許されないことであるからして、僅かに舊態を損ぜざる程度に於て公園として必要缺く可からざる設備を施すに留め、換言すれば特殊なる史蹟公園を築造せんとするもの以外ならないのである。

昭和二年三月二十五日印刷
昭和二年三月三十一日發行

不許
複製

著者兼
發行者

東京市

(非賣品)

東京市芝區芝口三ノ四

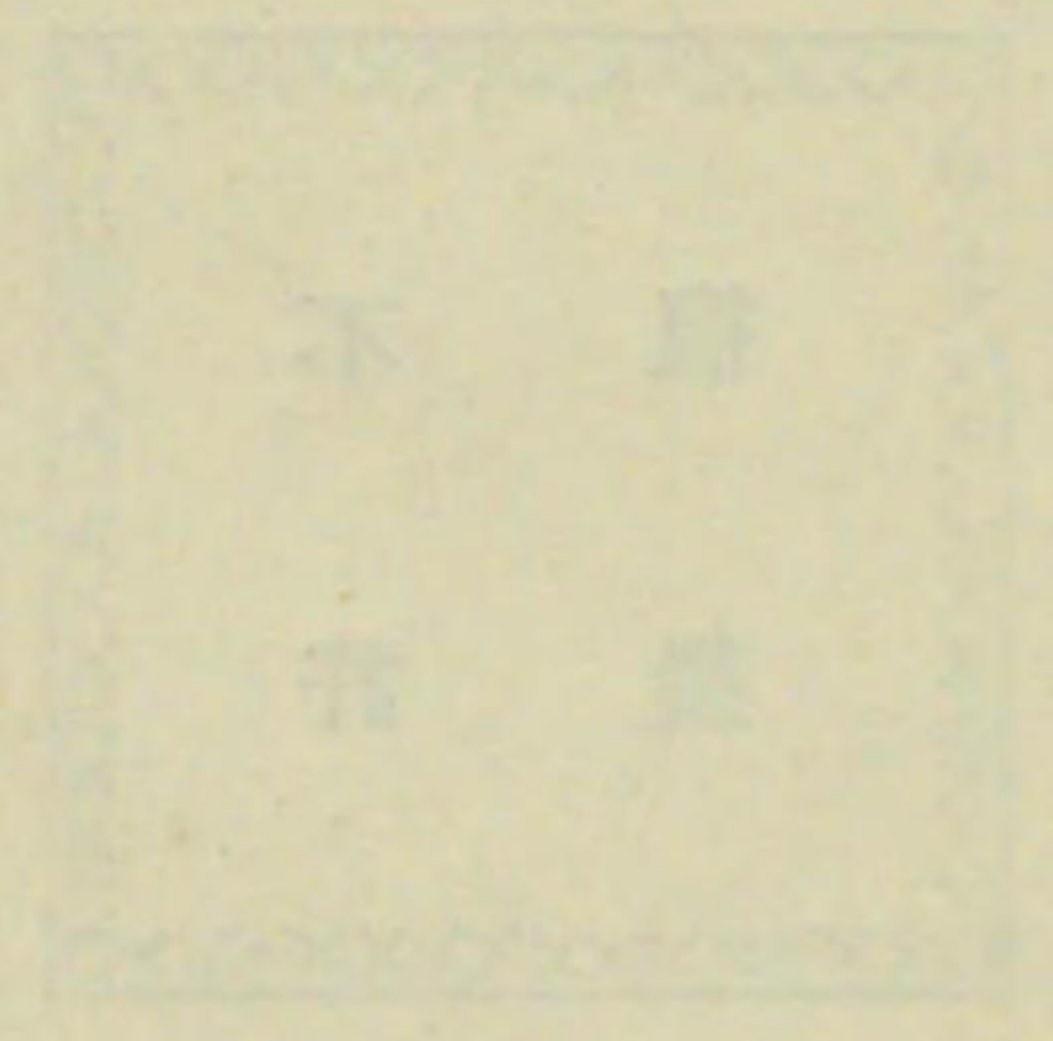
印刷所 野村印刷所

東京市芝區芝口三ノ四

印刷者 野村惣吉

Small decorative label on the left edge of the left page.

Vertical text on the right page, likely a title or date, possibly reading "明治三十三年三月二十一日" (March 21, 1900).



(東京品) (Tokyo Goods)

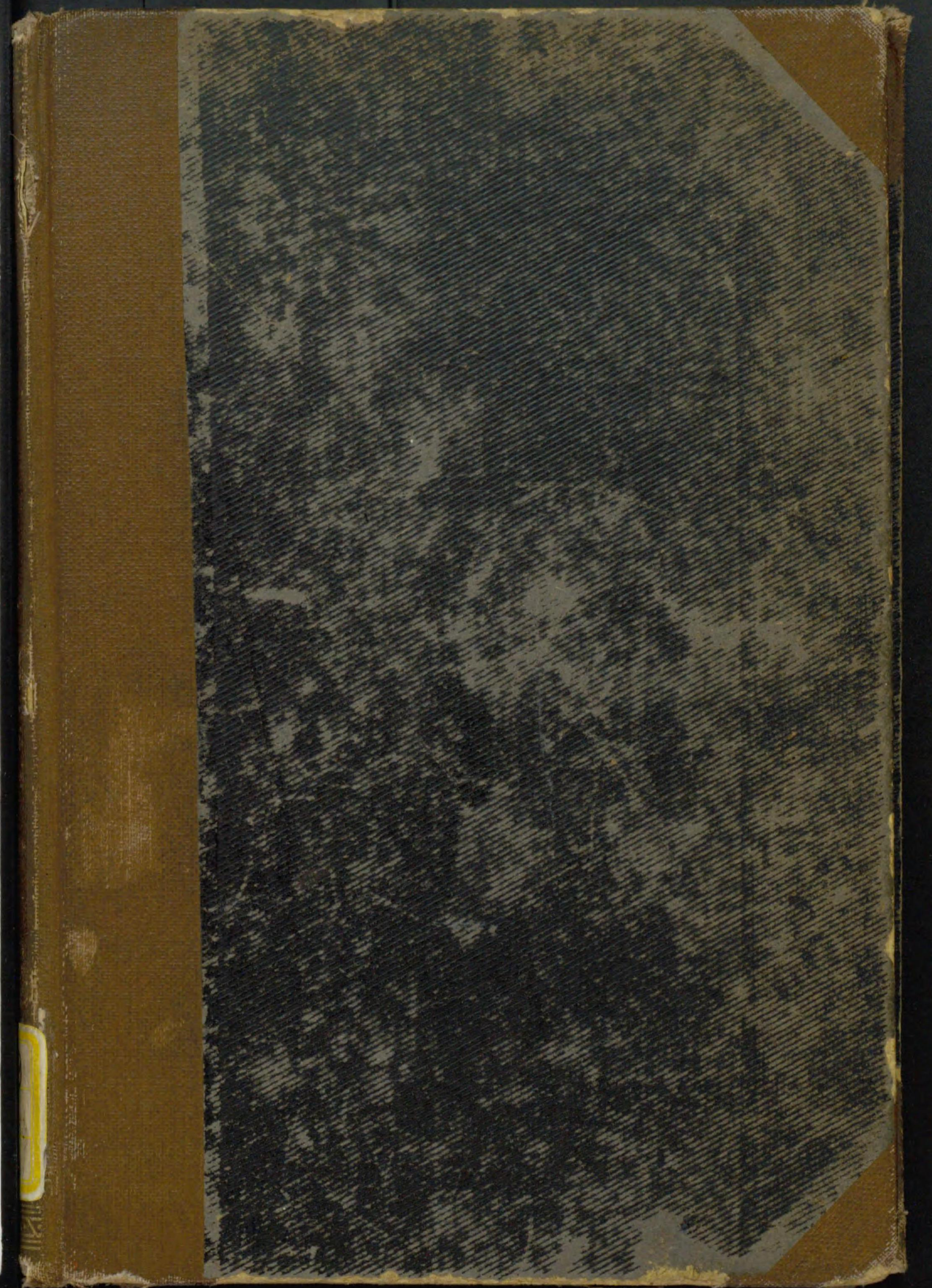
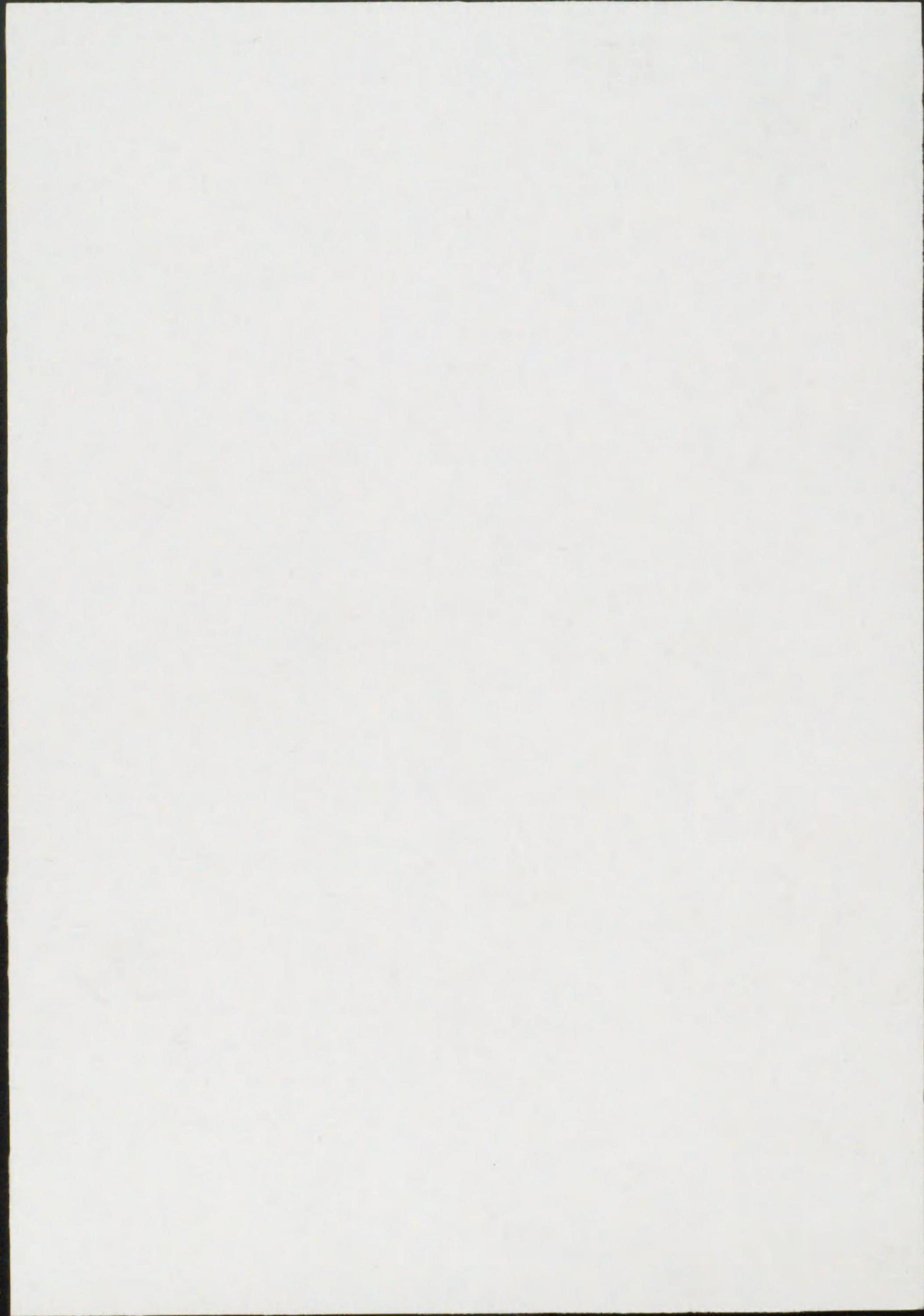
Faint vertical text on the right page, possibly listing items or prices, including characters like "東京" (Tokyo) and "品" (Goods).

5



Apr 11
1880

549
256

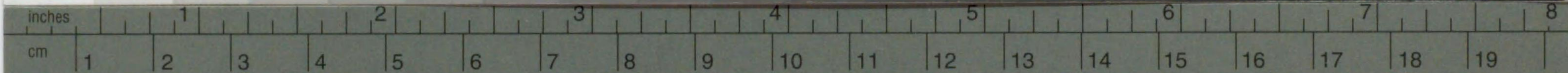


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

